

ラオス民法典

2018 年 12 月 6 日成立
2020 年 5 月 27 日施行

目次

第 I 編 総則(ボトバンニヤットトワパイ).....	1
第 1 章 目的及び民法典適用の範囲	1
第 1 条 目的	1
第 2 条 民法典	1
第 3 条 用語の説明	1
第 4 条 民法典に関する国家政策	2
第 5 条 民法典及びその他の法律の適用	2
第 6 条 実務慣習及び法律の類似する規定の適用	2
第 7 条 民法典適用の範囲	3
第 2 章 民法典における基本原則(ラッカーンプーンターン)	3
第 8 条 民事関係における基本原則	3
第 9 条 権利自由及び任意性の尊重	3
第 10 条 法の前の平等	3
第 11 条 善良な意思(チェッタナーディー)及び良心(ボーリスッチャイ)	3
第 12 条 法律の尊重及び実施	3
第 13 条 国の善良な伝統慣習の尊重(カオロップレナップトゥー)	3
第 14 条 民事上の損害に対する責任	4
第 3 章 法律行為(ニティカム)	4
第 15 条 法律行為	4
第 16 条 法律行為の種類	4
第 17 条 法律行為の要件	4
第 18 条 目的(ワットウパソン)	4
第 19 条 任意性	4
第 20 条 行為能力	5
第 21 条 形式	5
第 22 条 無効法律行為(ニティカムペンモカ)	5
第 23 条 絶対無効法律行為	5
第 24 条 相対無効法律行為	5
第 25 条 全部(タンモット)又は一部(バーンスワン)無効法律行為	5
第 26 条 法律行為が絶対無効であることの承認(ガーンヤンユーン)	6
第 27 条 相対無効法律行為の取消(ロップラーン)請求	6
第 28 条 法律行為の無効の効果	6
第 29 条 出来事を条件とする (ヘッドガーンペシングアンカイ) 法律行為	6

第 30 条 時を条件とする (ウェラーペンシングアンカイ) 法律行為	6
第 4 章 代理(ガーンターンナー)	6
第 31 条 代理	6
第 32 条 法定代理	6
第 33 条 契約による代理	7
第 34 条 法律行為の本人に対する要件及び効果	7
第 35 条 代理人の名前によって行われた法律行為	7
第 36 条 代理人の権利及び義務	7
第 37 条 本人の権利及び義務	7
第 38 条 復代理(プーターンナーテーン)	7
第 39 条 復代理人の権利及び義務	7
第 40 条 代理人になる権限を有さない者による法律行為の効果	7
第 41 条 代理人の範囲を超えた法律行為の効果	8
第 42 条 代理の終了	8
第 5 章 期間(ライニヤウェラー)	8
第 43 条 期間	8
第 44 条 期間の定め(ガーンガムノットライニヤウェラー)	8
第 45 条 期間の範囲の定め	8
第 46 条 期間の適用(ナムサイ) 及び計算の定め	9
第 47 条 期間の起算(ルームナップ)	9
第 48 条 期間の終期(シンスット)	9
第 6 章 時効(アーニュクワーム)	9
A. 時効	9
第 49 条 時効	10
第 50 条 時効の種類	10
第 51 条 取得時効	10
第 52 条 消滅時効	10
第 53 条 時効の検討	10
第 54 条 時効を変更することの不許可	10
第 55 条 時効完成後の負債(ニーサン) 又は義務(パンタ)の承認	10
第 56 条 時効の適用外	10
B. 時効の計算(ナップ)	10
第 57 条 時効の計算	10
第 58 条 他人の占有を引き継ぐ場合の時効の計算	11
C. 時効の停止(ジョ)、中断(ユットサガック)及び終了	11
第 59 条 時効の停止(ジョ)	11
第 60 条 時効の停止事由	11
第 61 条 時効の中止	11
第 62 条 時効中断の効果	11
第 II 編 人及び法人	12
第 1 章 人	12

A. 人の権利能力(クワームサーマートターンダーンゴッマーイ)	12
第 63 条 人の権利能力	12
第 64 条 人の権利能力の内容	12
B. 人格権(シッスワンブッコン)	12
第 65 条 人格権	12
第 66 条 人格権の保護 (ガンポックポン)	12
C. 人の行為能力(クワームサーマートターンダーンガーンパプト)	12
第 67 条 人の行為能力	12
第 68 条 行為無能力(ボーミー)者	12
第 69 条 成年に達した者と成年に達しない者	12
第 70 条 行為能力を限定された(トゥークジャムカット)者	13
第 71 条 行為能力を喪失(シア)した者	13
第 72 条 未成年の民事関係への参加	13
第 73 条 未成年(デク)の営業(トウラキット)	13
第 74 条 未成年の労働	13
第 75 条 行為能力を限定された者又は喪失した者であるとの認定の申立	13
第 76 条 行為能力を限定された者であると認定(ハップフー)する判決の効果	13
第 77 条 行為能力を喪失した者であると認定する判決の効果	14
D. 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見(ガンクムコーン)	14
第 78 条 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見	14
第 79 条 後見人及び裁判所の判決により後見人となることの要件	14
第 80 条 後見人の権利及び義務	14
第 81 条 後見人の解任 (ボット)、辞任(トーン)又は交替	15
第 82 条 後見の引き渡し(モープ)	15
第 83 条 後見の終了	15
第 84 条 後見終了の効果	15
E. 住所(ボーンユー)	15
第 85 条 住所	15
第 86 条 未成年の住所	16
第 87 条 被後見人(プートゥークポッコーン)の住所	16
第 88 条 夫婦の住所	16
第 89 条 軍人、警察官の住所	16
第 90 条 囚人(ナクトート)の住所	16
第 91 条 外国人、永住外国人又は無国籍者の住所	16
F. 失踪(ガーンハーイサーブスーン)及び裁判所の判決による死亡	16
第 92 条 失踪	16
第 93 条 何人かが失踪したことの宣告の申立(ホンコー)権者	16
第 94 条 失踪の登録 (ガーンジョッタビアン)	17
第 95 条 失踪宣告の効果(ポン)	17
第 96 条 失踪宣告の取消(ロップラーン)	17
第 97 条 裁判所の判決による死亡	17
第 98 条 何人かが死亡したことの宣告の申立(ホンコー)権者	17
第 99 条 裁判所の判決による死亡の登録	17

第 100 条 裁判所の判決による死亡宣告の効果	18
第 101 条 死亡宣告の取消(ロップラーン)	18
第 2 章 法人	18
A. 一般原則(ラッカントワパイ)	18
第 102 条 法人	18
第 103 条 法人の権利能力	18
第 104 条 法人の行為能力	18
第 105 条 法人の設立(ガーンサーンタン)	18
第 106 条 人の集まりにより設立する法人	19
第 107 条 物(サブ)の集まりにより設立する法人	19
第 108 条 法人の定款(ゴッラビヤップ)	19
第 109 条 法人の名前	19
第 110 条 法人の住所(ボーンユー)	19
第 111 条 法人の統治構造及び管理運営	20
第 112 条 法人の代表者(トワテーン)	20
第 113 条 法人の代表者の交替(ビヤン)	20
第 114 条 法人の代表者の解任(ポンチャーク)	20
第 115 条 法人の責任	20
第 116 条 法人の変更	20
第 117 条 法人の合併(クワブ)	21
第 118 条 法人の分割(ニエーク)	21
第 119 条 法人の解散(ユプルーグ)	21
第 120 条 清算(ガーンサムラササーイ)	21
B. 協会(サマコム)	21
第 121 条 協会	21
第 122 条 協会の法人としての地位(ターナ)	21
第 123 条 協会の種類(ペペート)及び活動の範囲	21
第 124 条 協会設立の要件	22
第 125 条 協会の設立申請	22
第 126 条 協会の定款	22
第 127 条 協会の統治構造及び管理運営	22
第 128 条 協会の総会(ゴーンパスムニヤイ)	22
第 129 条 協会の統合(クワブ)、分割(ニエーク)及び解散(ユプルーグ)	22
C. 財団(ムンニティ)	22
第 130 条 財団	22
第 131 条 財団の活動範囲(コーブケートガーンクーアンワイ)	22
第 132 条 財団の設立要件	23
第 133 条 財団の設立申請	23
第 134 条 財団の定款	23
第 135 条 財団の統治構造及び管理運営	23
第 136 条 財団の合併(クワブ)、分割(ニエーク)及び解散(ユプルーグ)	23
第 III 編 家族	23

第1章 一般原則(ラッカントワパイ)	23
第 137 条 家族(コプクワ)	23
第 138 条 家族関係(サーイポワパンコプクワ)	23
第 139 条 親族(サイニヤート)及び親族の等級(ラダップ)	24
第 140 条 家族関係における男女(ニンレサイ)間の平等(サムーパープ)	24
第 141 条 婚姻の権利自由	24
第 142 条 一夫一婦制(ガンペソウワヌンミヤディアオ)	24
第 143 条 母子の利益の保護	24
第 144 条 家族の発展	25
第2章 婚約(ガーンマンマーイ)及び婚姻申込(ガーンスーコー)	25
第 145 条 婚約	25
第 146 条 婚約の不履行(ボーパティバット)	25
第 147 条 婚姻申込	25
第 148 条 婚姻申込に基づく不履行(ボーパティバット)から生じる損害の賠償	25
第 149 条 夫婦となる前の交渉(ガーンフワムパウェニーゴーンペソワミヤ)	25
第3章 婚姻	26
A. 婚姻の要件及びルール(ングアンカイレラビヤップガーンテンドーン)	26
第 150 条 婚姻の要件	26
第 151 条 婚姻の不許可(ボーアヌニヤート)	26
第 152 条 婚姻登録	26
第 153 条 結婚式	26
B. 外国に関する婚姻	26
第 154 条 ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人または無国籍者との婚姻	26
第 155 条 ラオス人民民主共和国における外国人、永住外国人または無国籍者同士の婚姻	27
第 156 条 外国におけるラオス国民同士の婚姻	27
第 157 条 外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との婚姻	27
C. 無効な婚姻(ガンテンドーンペソモカ)	27
第 158 条 無効な婚姻(ガンテンドーンペソモカ)	27
第 159 条 無効な婚姻の取消(ロップラーン)	27
第 160 条 無効な婚姻の効果	27
第4章 夫婦間の関係(サーイポワパンラワーンポワミヤ)	28
第 161 条 夫婦の権利	28
第 162 条 夫婦の活動の権利	28
第 163 条 氏を選択する権利	28
第 164 条 夫婦の義務	28
第 165 条 夫婦の負債(ニーシン)に対する責任	28
第5章 夫婦の財産(サプソンバット)	28
第 166 条 夫婦の財産	28
第 167 条 婚前財産(サップドゥーム)	28
第 168 条 婚姻財産(シンソムサーイ)	29

第 169 条 婚姻財産の使用	29
第 6 章 夫婦の終了(ガンシンスットガンペンポワミヤ)	29
第 170 条 夫婦の終了	29
A. 離婚(ガーンヤーハーン)	29
第 171 条 離婚	29
第 172 条 離婚の種類	29
第 173 条 任意の離婚	30
第 174 条 任意の離婚の手続(カントーン)	30
第 175 条 裁判所の判決による(ターム)離婚	30
第 176 条 離婚事由(サヘートコーンガーンヤハーン)	30
第 177 条 裁判所の判決による離婚の検討手続	31
第 178 条 離婚請求(コーヤハーン)の不許可	31
第 179 条 子の世話(ブンニエーン)及び養育(リヤンドゥー)	31
第 180 条 妻又は夫の扶養料(カーリヤンドゥー)の請求(ホンコー)	31
第 181 条 婚前財産(サップドゥーム)及び婚姻財産(シンソムサーン)の分割	31
第 182 条 未払婚姻贈答品(カードーンカーン)	32
B. 外国に關係する離婚	32
第 183 条 ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚	32
第 184 条 ラオス人民民主共和国における外国人、永住外国人、無国籍者同士の離婚	32
第 185 条 外国におけるラオス国民同士の離婚	32
第 186 条 外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚	32
第 187 条 ラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚の登録	32
C. 死亡(ガーンシアシウット)	33
第 188 条 夫又は妻の死亡	33
第 189 条 夫または妻の自然による死亡	33
第 190 条 夫又は妻の裁判所の判決による死亡	33
D. 夫婦關係終了の効果(ポン)及びよりもどし(ガーンアオガンクーンペンポワミヤ)	33
第 191 条 夫婦關係終了の効果	33
第 192 条 共通の氏の使用(ガーンサイナームサクンディアオカン)の終了	33
第 193 条 よりもどし	33
第 7 章 父母と子の關係	33
A. 実子(ルークキーン)	33
第 194 条 父母と実子 (ルークキーン) の権利及び義務の発生(ダイ)	33
第 195 条 出生報告及び出生登録	33
第 196 条 子 (デック) の名前及び氏 (ガーンサグン)	34
第 197 条 父であることの認知(ハップフー)	34
第 198 条 父であることの否認(パティセット)	34
B. 養子(ルークリヤン)	34
第 199 条 養子縁組(ガーンアオデクマーペンルークリヤン)	35
第 200 条 養子縁組(アオデクペンルークリヤン)を申請する者の要件	35

第 201 条 養子となる子の要件	35
第 202 条 養子縁組(ガーンアオデクマーペンルークリヤン)の手続(ウィティー)	35
第 203 条 養子であること(ガーンペンルークリヤン)の登録	35
第 204 条 養子縁組(ガーンアオデクペンルークリヤン)の秘密保持	36
第 205 条 養子(ガーンペンルークリヤン)の効果	36
第 206 条 養子(ガーンペンルークリヤン)の終了	36
C. 外国籍(ポンラムアンターンパテット)の者による養子縁組	36
第 207 条 永住外国人、外国人(コンターンパテット)である養父養母の要件	36
第 208 条 養子にいく子(デクティーチャパイペンルークリヤン)の条件	36
第 209 条 外国における養子縁組(アオデクペンルークリヤン)	36
第 210 条 ラオス人民民主共和国に連れてくる養子縁組	37
第 211 条 外国人、永住外国人又は無国籍者の養子縁組の方法	37
第 212 条 外国人、永住外国人又は無国籍者による養子縁組の効果	37
D. 繙子	37
第 213 条 繙子(ルークナー)	37
第 214 条 繙子 (ルークナー) の終了事由(サヘート)	37
第 8 章 父母及び子の権利および義務	37
第 215 条 子の権利および利益を守る(ポッポーン)父母の権利および義務	37
第 216 条 子を教育(スクサーオプホム)する父母の義務	37
第 217 条 子を世話(ブンニエーン)、養育(リヤンドゥー)する父母の義務	38
第 218 条 親を扶養、世話及び補助する子の義務	38
第 219 条 父母及び子の財産(サブ)	38
第 220 条 父母と子の権利の剥奪(ボット)	38
第 221 条 父母及び子の権利 (親権) の回復(クーン)	39
第 9 章 未成年後見人の選任	39
第 222 条 未成年後見人の選任の方法	39
第 223 条 未成年後見人の権利及び義務	39
第 224 条 未成年後見人の解任(トーン)及び交替(ビヤン)の請求(コー)	39
第 225 条 未成年後見人の終了	39
第 226 条 未成年後見人となることの要件、後見の終了及び後見の終了の効果	39
第 IV 編 物、所有権及び物に対するその他の権利	39
第 1 章 物	39
第 227 条 物(サップ)	40
第 228 条 不動産(アサンハリマサップ)	40
第 229 条 動産(サンハリマサップ)	40
第 230 条 果実(マークポン)	40
第 231 条 主物(サプシンコーントントー)と従物(サプシンコーンパゴープ)	40
第 232 条 可分物と不可分物	40
第 233 条 代替物と不代替物	40
第 234 条 一つの物としての特性を有する物	41
第 2 章 占有(ガーンコープコーン)	41

第 235 条 占有(ガーンコープコーン)	41
第 236 条 物の直接及び間接占有	41
第 237 条 善意及び惡意による占有	41
第 238 条 権原のある (トゥークトン) 及び権原のない(ポートゥークトン) 占有	41
第 239 条 占有又は占有者に関する推定(サンニターン)	42
第 240 条 特別許可による物(サップシンコーン) の占有	42
第 241 条 権原なく占有する物からの果実	42
第 242 条 権原なく占有する物の現状維持及び/又は改良	42
第 243 条 権原なく占有する物の返還	42
第 244 条 権原なく物を占有する者の責任	43
第 245 条 占有の変更 (ピヤン)	43
第 246 条 占有の保護	43
第 247 条 占有の終了	43
第 248 条 無体物(サップティーボーミートワトン) の占有	43
第3章 所有权	43
第 249 条 所有权(ガマシット)	43
第 250 条 所有权に含まれる権利(シットナイガマシット)	44
A. 占有権	44
第 251 条 所有者の占有権	44
第 252 条 占有権の取得	44
第 253 条 所有権者でない者の占有権	44
B. 使用権(シッナムサイ)	44
第 254 条 使用権	44
第 255 条 所有権者の使用権	44
第 256 条 所有権者でない者の使用権	44
C. 収益権(シッダイハップマークポン)	44
第 257 条 収益権	44
D. 処分権(シッシーカート)	45
第 258 条 処分権	45
第 259 条 処分に関する権利(シッナイガーンシーカート) の制限	45
第 260 条 所有権者でない者の処分権	45
第4章 所有权の形態	45
第 261 条 所有权の形態	45
A. 国家所有権(ガマシットコーンラット)	45
第 262 条 国家の物(サップシンコーン) の所有権者	45
第 263 条 国家所有権の対象(パオマーイ)	45
第 264 条 国家所有権の取得	46
第 265 条 国家不動産に関する処分	46
第 266 条 運用財(サップムーンウィヤン) と製造物(パリッタパン) に関する処分	46
第 267 条 国家の物に対する没収(ヒップ) 又は押収(ニュッ) の禁止	46
B. 集団所有権(ガマシットルワンムー)	46

第 268 条 集団所有権	47
第 269 条 協同組合(サハコーン)又はその他の集団組織の所有権の内容	47
第 270 条 協同組合(サハコーン)又はその他の集団組織の所有権の取得	47
第 271 条 協同組合(サハコーン)又はその他の集団組織の権利に属する土地の使用 ...	47
C. 自営(エカテッ)所有権	47
第 272 条 自営所有権の対象	47
第 273 条 自営所有権者の権利及び義務	47
D. 民間(エカソン)所有権	48
第 274 条 民間所有権	48
第 275 条 民間経済単位の権利と義務	48
第 276 条 民間経済単位に対してとられる措置	48
第 277 条 個人(スワントワ)所有権	48
第 278 条 個人所有権の内容	48
第 279 条 協同組合又はその他の集団組織を構成する家族の個人所有権	48
第 5 章 共同所有権(ガマシットフワム)	49
第 280 条 共同所有権	49
第 281 条 持分、割合又は株式が定められている共同所有権	49
第 282 条 持分、割合又は株式が定められていない共同所有権	49
第 283 条 コミュニティ(スムソン)の共同所有権	49
第 284 条 共有所有権者の占有権	49
第 285 条 共有所有権者の使用権	49
第 286 条 共有所有権者の収益権	50
第 287 条 共同所有権(ガマシットフワム)の処分権	50
第 288 条 管理(クムコーン)、保守(バムルン)及び維持(ハクサー)	50
第 289 条 利益を引き継ぐ者に対する効果(ポンサトーン)	50
第 290 条 共有物の分割	50
第 291 条 共同所有権の終了	51
第 6 章 所有権の取得	51
第 292 条 所有権の取得	51
第 293 条 所有権取得の根拠(プンターン)	51
第 294 条 物の引渡し(ガーンモープ)	51
第 295 条 占有者を所有者とする物の引渡し(ガーンモープ)	51
第 296 条 未だ所有者の占有下にある物の引渡し(ガーンモープ)	51
第 297 条 第三者の占有下にある物の引渡し(ガーンモープ)	52
第 298 条 果実に関する所有権取得	52
第 299 条 相続による所有権取得	52
第 300 条 所有者(チャオコーン)のない物の取得	52
第 301 条 遺失物(サップシンコントクヒヤ)の拾得(ゲップ)による所有権の取得 ...	52
第 302 条 遺失物に関する礼金又は報酬(ラーンワン)及び費用の補償	53
第 303 条 世話(ハクサー)を受けていない動物(サト)の取得	53
第 304 条 高価(ミーカー)な物(ワットゥ)の発見(ポップボイ)による所有権の取得 ...	53
第 305 条 高価な物の発見に対する礼金又は報酬(ラーンワン)及び費用の補償	54
第 306 条 添付(ガーンホームサップシンコーン)による所有権の取得	54

第 307 条 動産と不動産の付合(スアムト一)	54
第 308 条 不動産同士の付合(スアムト一)	54
第 309 条 動産同士の付合(スアムト一)	55
第 310 条 動産同士の混和(パソム)	55
第 311 条 加工(プンテーン)	55
第 312 条 第三者の権利の終了(シンスット)	55
第 313 条 物の価額賠償(ガントッテーンムンカーコーンサプシンコーン)	55
第 314 条 時効による所有権の取得	55
第 7 章 所有権の終了	55
第 315 条 所有権の終了	56
第 316 条 物の処分	56
第 317 条 何人かの時効による所有権の取得	56
第 318 条 強制競売のために押収され又は没収されて国家のものとなる物	56
第 319 条 物の破壊(タムラーイ)又は滅失(スーンハーイ)	56
第 8 章 所有権の使用範囲	56
第 320 条 所有権の使用範囲	56
第 321 条 緊急事態(サパーワティージャンペン)における所有権者の義務	56
第 322 条 環境の保護	56
第 323 条 境界(ケトデーン)の決定	57
第 324 条 フェンス(ホワ)の設置(ガーンローム)	57
第 325 条 境界上(ユケトデーン)にある物の共同所有権(ガマシットフワム)	57
第 326 条 家の建築(プクサーンフアン)又は植樹(プクトンマイ)の範囲	57
第 327 条 不適切な所有権の利用により損害を受けた者の権利	57
第 328 条 通行の許可及び電線架設	57
第 329 条 排水溝(ナムホーン)の通過(ライパン)に関する許可	58
第 330 条 家の建築、建造物の建設の距離	58
第 331 条 隣接する土地への立ち入りの許可	58
第 332 条 井戸、ため池(サナム)の掘削(クッ)、ポンプ(ナムパダン)の設置(ジョ) ..	58
第 9 章 所有権の保護	59
第 333 条 所有権の保護	59
第 334 条 物の返還請求(シットウワンアオ…クン)	59
第 335 条 所有権の確認請求(ガントゥワンハイハップフーガマシット)	59
第 336 条 妨害(キーックワーン)又は障害(ウッパサック)の停止請求	59
第 337 条 生じうる妨害(シンキーックワーン)からの所有権の保護	59
第 338 条 水路、ため池又は堰堤の使用に起因する損害賠償の請求	59
第 10 章 地役権 (タートサバープ)	59
第 339 条 地役権	59
第 340 条 契約又はその他の法律行為による地役権	60
第 341 条 契約又はその他の法律行為による地役権の取得(ガーンダイ)	60
第 342 条 契約又はその他の法律行為による地役権と要役地使用権	60
第 343 条 契約又はその他の法律行為による地役権の利用	60
第 344 条 承役地所有者(チャオコーンティーディンタート)の義務	60
第 345 条 要役地占有者 (プーコープコーンティーディンコーンタート) の義務 ..	60

第 346 条 契約又はその他の法律行為による地役権の保護(ガーンポッポン)	61
第 347 条 契約又はその他の法律行為による地役権の終了(シンスット)	61
第 348 条 契約又はその他の法律行為による地役権登記の抹消(ルップ)	61
第 349 条 契約又はその他の法律行為による地役権終了の効果(ポン)	61
第 11 章 地上権 (シットヌーアティーディン)	61
第 350 条 地上権	61
第 351 条 地上権の目的(パオマイ)	61
第 352 条 地上権の取得(ガーンダイ)	61
第 353 条 地上権の利用(ガーンナムサイ)	61
第 354 条 地上権提供者(プーハイシットヌーアティーディン)の義務	62
第 355 条 地上権利用者(プーナムサイシットヌーアティーディン)の義務	62
第 356 条 地上権の保護(ガーンポッポン)	62
第 357 条 地上権の譲渡(オーン)	62
第 358 条 地上権の相続(スープトート)	62
第 359 条 地上権の終了(ガーンシンスット)	62
第 360 条 地上権登記の抹消(ルップ)	62
第 361 条 地上権の終了の効果	62
第 V 編 契約内債務 (コープークパンナイサンニヤー)	62
第 1 章 一般原則(ラッガントワパイ)	62
第 362 条 契約内債務	62
第 363 条 契約内債務に関する原則	63
第 2 章 契約の締結(ガーンヘット)	63
第 364 条 契約	63
第 365 条 契約の特徴	63
第 366 条 契約の要件	63
第 367 条 契約当事者の任意性(クワームサマックチャイ)	63
第 368 条 契約の動機	63
第 369 条 契約の形式	63
第 370 条 契約の内容	64
第 371 条 契約の申込(ガーンサヌー)及び承諾(ガントープハップ)	64
第 372 条 報償(ラーンワン)の提示(サヌー)	64
第 373 条 報償コンテスト(シンラーンワン)の提示(サヌー)	64
第 374 条 契約の解釈(ガーンティークワームマーイ)	65
第 375 条 契約の効力(ポン)	65
第 3 章 無効契約(サンニヤーベンモカ)	65
第 376 条 無効契約	65
第 377 条 無効契約の効果(ポン)	65
第 4 章 契約の履行(ガーンパティバットサンニヤー)	65
第 378 条 契約の履行	65
第 379 条 契約の補完的履行(ガンパティバット…プームトゥーム)	65
第 380 条 契約の履行期限(ガムノットウェラーコーンガーンパティバット)	66
第 381 条 契約の履行場所(サターンティーパティバット)	66

第 382 条 支払(ガーンサムラ)	66
第 383 条 負債の支払(ガーンサムラニー)の順序(ラムダップ)	66
第 384 条 負債(ニー)又は義務(パンタ)の免除(ボット)	66
第 385 条 負債(ニー)又は義務(パンタ)の相殺(ハックロップ)	67
第 386 条 契約履行の困難に関する通知	67
第 387 条 契約履行の停止(ジョ)	67
第 5 章 契約の履行を確保する措置(マータカーン)	67
第 388 条 契約の履行を確保する措置	67
第 389 条 手付(ガーンマッチャム)	68
第 390 条 罰金(違約金)(ガーンバップマイ)	68
第 6 章 契約不履行	68
第 391 条 契約不履行	68
第 392 条 契約不履行の効果(ポンサトーン)	68
第 393 条 契約履行の要求(トウワン)	68
第 394 条 損害賠償	68
第 395 条 契約の不履行による解除	68
第 396 条 債務者を代位する権利(シッダムヌーンガーンテーンルークニー)	69
第 397 条 第三者に対する債権者の権利	69
第 7 章 契約の変更、解除及び終了	69
第 398 条 契約の変更(ビアンペーン)	69
第 399 条 合意による契約の解除(ニヨックルーク)	69
第 400 条 契約の終了(シンストット)	69
第 8 章 債権者及び債務者の変更(ガンピヤン)	69
第 401 条 債権者の変更(ガーンピヤンチャオニー)	70
第 402 条 債務者の変更(ガーンピヤンルークニー)	70
第 403 条 権利及び義務の移転	70
第 9 章 第三者への契約の効力	70
第 404 条 契約の第三者に対する効力に関する原則	70
第 405 条 第三者のための契約(サンニヤープアブッコンティーサーム)	70
第 10 章 契約の種類	70
A. 売買契約	70
第 406 条 売買契約	70
第 407 条 売買する物の品質	71
第 408 条 割賦販売(ガーンカーアイシンカーペングンポーン)	71
第 409 条 権原なく得た動産の売買	71
第 410 条 売った商品(シンカー)又は物(サプシンコーン)の配達(ナムソン)	71
B. 交換契約	72
第 411 条 交換契約	72
第 412 条 交換における追加代金	72
第 413 条 交換契約の規則(ラビヤップガーン)	72
C. サオスー契約	72

第 414 条 サオスー契約（所有権移転特約付賃貸借契約）	72
第 415 条 サオスープロバイダー(プーハイサオスー)の権利及び義務	72
第 416 条 サオスー利用者(プーサオスー)の権利及び義務	73
第 417 条 物の処分	73
D. 贈与契約	73
第 418 条 贈与契約(サンニヤーモープサップ)	73
第 419 条 贈与の範囲	73
第 420 条 動産の贈与	73
第 421 条 不動産の贈与	74
第 422 条 債権（シットウワン）の贈与	74
第 423 条 物(サップ)の瑕疵(チュットボックポン)を通知する義務	74
E. 負担付贈与(ニヨックサップ)契約	74
第 424 条 負担付贈与契約(サンニヤーニヨクサップ)	74
第 425 条 負担付贈与(ガーンニヨクサップ)の範囲	74
第 426 条 物(サップ)の瑕疵(チュットボックポン)を通知する義務	74
F. 買戻特約付売買(カーライファーク)契約	74
第 427 条 買戻特約付売買契約	74
第 428 条 買戻特約付売買契約の果実(ポン)	75
第 429 条 買戻特約付売買契約の財物の保管	75
G. 消費貸借(クーヨーム)契約	75
第 430 条 消費貸借契約(サンニヤークーヨーム)	75
第 431 条 金銭消費貸借の利子（ドーカビヤ）	75
H. 使用貸借(ユームサップバイサイ)契約	76
第 432 条 使用貸借契約(サンニヤーユームサップバイサイ)	76
第 433 条 借主の責任	76
I. 賃貸借(サオサップ)契約	76
第 434 条 賃貸借契約	76
第 435 条 賃借料の支払い	76
第 436 条 賃貸物の使用及び修理	77
第 437 条 賃貸物の所有者の変更	77
第 438 条 転貸借	77
J. コンセッション(サムパターン)契約	77
第 439 条 コンセッション契約	77
第 440 条 契約当事者の権利及び義務	77
K. 寄託(ファークサップシンコーン)契約	77
第 441 条 寄託契約(サンニヤーファークサップシンコーン)	77
第 442 条 受寄者の権利及び義務	78
第 443 条 寄託者の権利及び義務	78
第 444 条 変質またはすぐに劣化する物の寄託	79
第 445 条 ホテル又はゲストハウスの主人(チャオコーン)の責任	79
L. 委任(モープマーイ)契約	79

第 446 条 委任契約(サンニヤーモープマーイ)	79
第 447 条 委任者(プーモープマーイ)の権利及び義務	79
第 448 条 受任者(プーハップモープマイ)の権利及び義務	79
M. サービス(ボリガーン)契約	80
第 449 条 サービス契約(サンニヤーボリガーン)	80
第 450 条 サービス契約の種類	80
第 451 条 サービスプロバイダー(プーボリガーン)の権利及び義務	80
第 452 条 依頼者(プーサイボリガーン)の権利及び義務	81
N. 建築請負(ハップマオコーワーン)契約	81
第 453 条 建築請負契約(サンニヤーハップマオコーワーン)	81
第 454 条 施主(チャオコーンコーンガーン)の権利及び義務	81
第 455 条 請負人(プーハップマオ)の権利及び義務	81
第 456 条 建築物 (シンコーサーン) の品質の保証	82
O. 雇用(ヘーンガーン)契約	82
第 457 条 雇用契約(サンニヤーヘーンガーン)	82
第 458 条 雇用者(プーサイヘーンガーン)の権利及び義務	82
第 459 条 被用者(プーオークヘーンガーン)の権利及び義務	82
P. 運送(コンソン)契約	83
第 460 条 運送契約(サンニヤーコンソン)	83
第 461 条 運送契約の種類	83
第 462 条 運送者(プーソンコン)の権利及び義務	83
第 463 条 乗客又は物又は商品の所有者の権利及び義務	84
第 464 条 乗車料金又は運送料	84
Q. 保険(パカンパイ)契約	84
第 465 条 保険契約	84
第 466 条 保険契約の種類	84
R. パートナーシップ(フンスワン)契約	84
第 467 条 パートナーシップ契約(サンニヤーフンスワン)	85
第 468 条 パートナーシップ契約の終了	85
第 469 条 利益又は負債に対する責任の分配	85
第 VI 編 契約外債務(コーブークパンノークサンニヤー).....	85
第 1 章 一般原則(ラッガントワパイ)	85
第 470 条 契約外債務	85
第 471 条 契約外債務の種類	85
第 2 章 不法行為(ガーンラムート)	85
第 472 条 不法行為	85
第 473 条 損害の性質(ラクサナ)	85
第 474 条 原因と損害という結果との間の関係 (因果関係)	85
第 475 条 損害の種類(ペペート)	86
第 476 条 物的損害(クワームシアハーイターンダーンサップ)	86

第 477 条 健康又は生命の損害	86
第 478 条 評判(スーシヤン)、名誉尊厳(キヤットサクシー)の損害	86
第 479 条 精神的損害(クワームシアハーイターンダーンチッチャイ)	86
第 480 条 損害の種類毎の損害額の決定 (カーンガムノット)	86
第 481 条 損害額の計算(ガーンキッライカーシアハーイ)	87
A. 自らの行為による不法行為の責任	87
第 482 条 権利濫用(クーンクワン)から生じる損害	87
第 483 条 緊急事態による損害に対する責任	87
第 484 条 過剰防衛から生じる損害に対する責任	87
第 485 条 複数人が引き起こした損害に対する責任	87
B. 自らの管理下にある別の人の不法行為から、動物から又は物から生じる責任	87
第 486 条 使用者の責任	87
第 487 条 父母、後見人又は管理者の責任	88
第 488 条 動物の所有者又は占有者の責任	88
第 489 条 物(ワットウシンコーン)から生じる損害に対する責任	88
第 490 条 樹木の所有者又は占有者の損害に対する責任	88
第 491 条 家又はその他の建築物の所有者の損害に対する責任	88
第 492 条 建築請負人の損害に対する責任	88
第 493 条 製品又は商品から生じる損害に対する責任	88
第 494 条 危険物から生じる損害に対する責任	88
第 495 条 環境への損害に対する責任	89
第3章 委任なく他人に代わってする仕事 (事務管理)	89
第 496 条 委任なく他人に代わってする仕事 (事務管理)	89
第 497 条 委任なく他人に代わってする仕事 (事務管理) の要件	89
第 498 条 委任なく他人に代わって仕事をする者 (事務管理者) の義務	89
第 499 条 所有者(チャオコーン)又は占有者の義務	89
第 500 条 他人の生命、評判(スーシヤン)、物の保護	89
第4章 権利のない物又は利益の受領 (不当利得)	89
第 501 条 権利のない物又は利益の受領 (不当利得)	90
第 502 条 錯誤による権利のない物又は利益の受領 (不当利得)	90
第 503 条 故意による権利のない物又は利益の受領 (不当利得)	90
第 504 条 返還請求権のない物の譲渡	90
第 505 条 履行期(ガムノットウェラー)前の義務の履行	90
第 506 条 時効後の義務の履行	90
第 507 条 義務がないことを知っていた何らか(シンダイヌン)の履行 (非債弁済)	90
第 508 条 他人の義務の履行	91
第 509 条 法律に抵触する(ピットゴッマイ)義務の履行 (不法原因給付)	91
第VII編 担保(ガーンカンパカン)	91
第1章 一般原則(ラッガントワパイ)	91
第 510 条 担保(ガーンカンパカン)	91
第 511 条 担保の種類	91
第 512 条 担保の優先順位(ラムダップブリマシット)	91

第 513 条 担保物に対する債権者の権利の継続	91
第 514 条 担保物の善意購入（カーンスー）又は善意賃借（カーンサーイ）	91
第 515 条 融資金で購入した物に対する優先権	92
第 516 条 飼育動物による担保の優先権	92
第 517 条 農作物による担保の優先権	92
第 2 章 法律による担保	92
第 518 条 法律による担保	92
第 519 条 法律による担保の優先権(ブリマシット)	92
第 3 章 契約による担保	92
第 520 条 契約による担保	92
第 521 条 担保に使用される物（サップ）	92
第 522 条 物の特徴の記載(ガムノット)及び価額の換算(ティー)	93
第 523 条 複数の債権者の担保に供される(ナムパイ)一つの物（サップディアオ） ...	93
第 524 条 契約による担保の優先権(ブリマシット)	94
第 525 条 契約による担保の形態(フープベーブ)	94
A. 質(ガーンジャムナム)	94
第 526 条 質(ガーンジャムナム)	94
第 527 条 質の種類(パペート)	94
A1. 動産による質	94
第 528 条 動産による質	94
第 529 条 動産による質の要件	95
第 530 条 動産による質の効果	95
第 531 条 物の返却と売却	95
第 532 条 質屋(ホーンジャムナム)における質	95
第 533 条 書類による質	95
第 534 条 倉庫内の商品による質	96
A2. 不動産による質	96
第 535 条 不動産による質	96
第 536 条 不動産による質の要件	96
第 537 条 不動産による質の効果	96
第 538 条 不動産保存の費用の支払	96
第 539 条 不動産の返却及び売却	97
A3. 権利による質	97
第 540 条 権利による質	97
第 541 条 債権(シットウワン)による質	97
第 542 条 その他の権利による質	97
第 543 条 何らかの営業又はプロジェクト成果に対する権利による質	97
第 544 条 権利による質の要件	97
第 545 条 権利による質の効果	98
B. 抵当(ジャムノーン)	98
第 546 条 抵当(ジャムノーン)	98
第 547 条 抵当の種類	98

B1. 不動産による抵当	98
第 548 条 不動産による抵当	98
第 549 条 不動産による抵当の要件	98
第 550 条 不動産による抵当の効果	98
第 551 条 抵当権者の抵当に供された不動産に対する権利	99
B2. 動産による抵当	99
第 552 条 動産による抵当	99
第 553 条 動産による抵当の要件	99
第 554 条 動産による抵当の効果	99
第 555 条 抵当に供された動産に対する抵当権者の権利	99
C. 他人又は法人による担保（保証）	100
第 556 条 他人又は法人による担保	100
第 557 条 他人又は法人による担保契約の手続（フープガーン）	100
第 558 条 保証人（プーカンパカン）の責任の範囲	100
第 559 条 共同担保（保証）（ガーンカンパカンフワム）	100
第 560 条 保証人の死亡又は行為能力の喪失	100
第 561 条 担保（保証）からの解放（ガーンポン）	100
第 4 章 担保登記、優先権の放棄及び担保の譲渡	101
第 562 条 登記（ガーンジョッタビヤン）	101
第 563 条 担保登記の取消（ロップラーン）	101
第 564 条 優先権の放棄及び担保の譲渡	101
第 VIII 編 相続	101
第 1 章 相続の原則（ラッガーンスープトートムーンモラドック）	101
第 565 条 遺産（ムーンモラドック）	101
第 566 条 相続（ガーンスープトートムーンモラドック）	101
第 567 条 死亡の判決を受けた者の遺産	102
第 568 条 相続の開始（プート）の日時	102
第 569 条 相続の開始（プート）場所	102
第 570 条 分割（ガーンベーンパン）の為に使われる遺産	102
第 571 条 相続の種類	102
第 2 章 法律による相続	102
第 572 条 法律による相続（法定相続）	102
第 573 条 法律による相続が行われる場合	103
第 574 条 法律による相続人（プースープトートムーンモラドック）	103
第 575 条 遺産を受け取る順序（ラムダップ）	103
第 576 条 生存する夫又は妻と子との間の遺産の分割（ベーンパン）	103
第 577 条 死亡した者の子らの間の遺産の分割（ベーンパン）	103
第 578 条 生存する夫又は妻と直系血族（ニヤートサーイタン）との間の遺産の分割 ..	104
第 579 条 直系血族の間の遺産の分割	104
第 580 条 夫又は妻と傍系血族との間の遺産の分割	104
第 581 条 傍系血族の間の遺産の分割	104
第 582 条 夫又は妻のみがいる場合の相続	104

第 583 条 家長(ホワナーコープコワ)及び使用人(プーハップサイ)の間の相続	104
第 584 条 僧(ピック)、見習僧(サーマネン)又はその他の宗教者の相続	104
第 585 条 他の相続人のない遺産	105
第 586 条 別居している夫婦の相続権	105
第 587 条 慶謝料(カーポワペンチッチャイ)の分割	105
第 588 条 代わりの相続人(代襲相続人)	105
第 589 条 代わりの相続(代襲相続)の要件	105
第3章 遺言による相続	105
第 590 条 遺言(ピナイカム)	105
第 591 条 遺言を行う権利	106
第 592 条 遺言を行う権利の範囲(コープケート)	106
第 593 条 遺言作成の形式(フープガーン)	106
第 594 条 文書による遺言	106
第 595 条 文書による遺言で財産を受け取ることができない者	106
第 596 条 口頭による遺言	107
第 597 条 補欠相続人(プースープトートサムホーン)	107
第 598 条 遺言により相続する(スープトート)者の権利	107
第 599 条 遺言による遺産管理人(プークムコーンムーンモラドック)	107
第 600 条 遺言の変更又は取消(ロップラーン)	107
第 601 条 遺言の失効(トクパイ)事由	107
第 602 条 無効遺言	107
第 603 条 遺言執行者の選任	108
第 604 条 遺言執行者の権利及び義務(パンタ)	108
第 605 条 遺言の開封(プート)	108
第4章 遺産の承継(ハップ)、放棄(サラ)、相続権喪失	108
A. 遺産の承継(ガーンハップ)及び放棄(ガーンサラ)	108
第 606 条 相続開始の申立(サヌー)	108
第 607 条 遺産目録の作成	108
第 608 条 遺産請求の時効	109
第 609 条 相続権を有する者の一人の管理下にある遺産の分割申立	109
第 610 条 遺産の承継(ハップ)	109
第 611 条 期間内に受領(ハップアオ)されない遺産	109
第 612 条 遺産の放棄(サラ)	110
第 613 条 行為無能力者の遺産放棄	110
第 614 条 遺産を放棄した者の権利	110
B. 相続権の喪失(ガーンシアシットスープトートムーンモラドック)	110
第 615 条 相続権の喪失	110
第 616 条 遺産の騙取(ソーコーン)、着服(ニヤクニヨーク)	110
第 617 条 裁判所の判決による相続権の喪失	110
第 618 条 法律による又は遺言による相続権を喪失する者	111
第 619 条 相続権喪失の取消(ロップラーン)	111
第5章 遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任	111

A. 遺産の管理	111
第 620 条 遺産の管理(ガーンクムコーンムーンモラドック)	111
第 621 条 遺産管理人になる権利を有しない者	111
第 622 条 遺産管理人の権利及び責務(ナーティ)	112
第 623 条 行為無能力者の遺産の管理	112
第 624 条 遺産管理の取消、変更	112
B. 遺産所有者(チャオムーンモラドック)の負債に対する相続人の責任	112
第 625 条 負債の支払(ガーンサムラニーシン)	112
第 626 条 負債の請求(トゥワン)の期限(ガムノットウェラー)	113
第 627 条 遺産を処分する権利の範囲	113
第 628 条 合意できない遺産の分割	113
第 IX 編 最終条項	113
第 629 条 執行機関(ガーンジャッタンパティバット)	113
第 630 条 発効(ポンサクシット)	113

第 I 編 総則(ボトバンニヤットトワパイ)

第 1 章 目的及び民法典適用の範囲

第 1 条 目的

この法典は、人、法人及び組織(ガーンジャッタン)の権利義務の発生、変更及び終了に関する原則(ラッガーン)、ルール(ラビヤップ)及び措置(マータガーン)を規定し、もって、社会の平等(サムーパープ)、正義(ニュティックタム)、適法性(トゥークローンタームゴッマーイ)、平穏(クワームサゴップ)及び秩序(ペンラビヤップヒヤップホーイ)を保障(ハッパカン)し、人、法人、組織、国家及び集団(ルワンムー)の正当な権利及び利益を確実に保護し(ネーサイポッポン)、人民の物心両面の要求に応えることに貢献(パゴープスワンカオナイ)し、ラオス人民各民族の連帯及び国の善良な伝統慣習を保護し、社会経済を発展強化させるものである。

第 2 条 民法典

民法典とは、物、所有権、家族、契約内債務、契約外債務、遺産に関し、民事関係における人、法人及び組織の権利義務の発生、変更及び終了に関する多様な規定を体系的に一つに集約させたものである。

第 3 条 用語の説明

この法典で使用される言葉の意味は以下のとおりである：

1. 民事関係(サイイポワパンターンペーン)とは、財産的又は非財産的特徴を持つ何らかの目的又は対象に関する人、法人及び組織同士の関係である；
2. 偶發的事故(ヘッパンウーン)とは、事前に予想(カーッキッ)できないような突然(カタンハン)生じる出来事であり、例えば突然の怪我(ジェップペン)、病気(ハーイヘーン)及び事故(ウップティヘッド)などであって債務者をしてその義務の履行を不可能ならしめるものなどである；
3. 不可抗力(ヘッスツウィサイ)とは、予測(カートカネー)及び制御(クワップクム)ができない出来事であり、例えば、洪水(ナムトゥワム)、落雷(ファーパー)、地震(ペーンディンワイ)、戦争(ソンカーム)であって債務者をしてその義務の履行を不可能ならしめるものなどである；
4. 損害金(カーシアハーイ)とは、責任を負う者の金銭又は物の数量(ジャムヌアン)であり、他人に生じた損害(クワームシアハーイ)を賠償(サイテーン)する為のものである；
5. 逸失利益(カーポワイカーン)とは、責任を負う者の金銭又は物の数量(ジャムヌアン)であり、損害を受けた者がその仕事から得られる筈であった又は機会を失った収入(ライダイ)を補填(トッテーン)するものである；
6. 遅延損害(カーポワイカーンサップ)とは、債務者の金銭の数量(ジャムヌアン)であり、債権者に対する損害金(カーシアハーイ)の補填(トッテーン)であって、債務者が自身の義務を履行しないことに起因して、債権者が受け取るべきものである；
7. 慰謝料(カーポワベンチッチャイ)とは、損害を受けた者又は損害を受けた者の家族が受け取る金銭の数量であり、精神的損害又は家族内の者の死亡に関する損害金(カーシアハーイ)の補填(トッテーン)である；
8. 債権者(チャオニー)とは、債務者をして何らかの義務を履行させる債権を持つ者である；

9. 債務者(ルークニー)とは、何らか(シンダイヌン)を履行する義務を有する者であり、例えば、物の引き渡し(モープサップシンコーン)、仕事の実施(パティバットウィヤックガーン)、金銭の支払い又は債権者の利益の為に何らか(シンダイヌン)を行わないことなどである；
10. 法律行為 (ニティカム) とは、民事法律行為 (ニティカムタンペーン) である；
11. 緊急事態(サパーワティージャンペーン)とは、国家又は他人の利益を脅かす(コムクー)危険を避ける(リークウェン)為に、他の手段をとることができない者による必要な行為(ガーンカタムドーイクワームジャムペーン)である。但し、その行為から生じる結果としての損害は、上記危険から生じる得る結果としての損害より低価ではなくてならない；
12. 使用者(プーサイウィヤック)とは、自身の管理(クムコーン)下にある何人かをして、自身の命令又は指示に従って職務を行わしめる(サイハイ…パティバットナーティ)者である；
13. 債権(シットゥワン)とは、一当事者の、他方当事者に対して、契約又は法律による義務を履行するよう要求する権利である。

第4条 民法典に関する国家政策

国家は、ラオス国民(ポンラムアン)の基本的な権利及び義務、例えば法の下の平等、権利自由及び任意性、物に対する権利、所有権、民事関係における権利義務の創設及び履行など、が憲法及び法律に従って尊重され(カオロップ)且つ実行されること並びに民事関係において生じる権利及び利益が保護されることを推奨促進(スクニューソンヌーム)する。国家は、ルールを制定し(ガムノットラビヤップガーン)、人が人、法人及び組織が自身の権利の保障及び義務の履行を知り、理解し、保証(ハッパカン)するよう法律を普及(コーサナー)し、教育訓練(スクサーオプホム)することをとおして、民事関係における諸活動を促進する(アムヌワイクワームサドゥワック)前提条件を整える(サーングアンカイ)。

第5条 民法典及びその他の法律の適用

民法典は、民事関係に関するその他の法律の条項に対する基本原則である。

他の法律がこの法典と矛盾する(カットカップ)場合、この法典が適用されなければならない。

民法典が民事関係に関する具体的な問題(バンハーサポ)について規定しない場合は、その具体的な問題(バンハーサポ)について規定した法律の条項を適用しなければならない。

第6条 実務慣習及び法律の類似する規定の適用

実務慣習とは、長期に渡って行われ、区域(ケート)内、民族内、コミュニティ(スムソン)内又は特定の民事関係に受け入れられている慣習(パペニー)である。

民法典が特定の事項(ルーアン)について規定しておらず、民事関係に参加する者において当該事項について合意していないときは、当該事項に関して一般に許容されている実務慣習(パペニー・パティバット)を適用する。ただし、当該実務慣習(パペニー・パティバット)の適用は、憲法及び法律に抵触(カットガップ)してはならない。

法律の類似する(カイキアン)規定とは、法律の規定であって、民法典が規定していない問題を解決するために適用することができるものである。

法律の類似する規定は、実務慣習が存在しないときに適用する。

第 7 条 民法典適用の範囲

この法典は、ラオス人民民主共和国の領域内における、ラオス国民(ポンラムアンラオ)、外国人、永住外国人及び無国籍者、国内外の法人及び組織(ガーンジャッタン)同士の間の民事関係(サイイポワパンターンペーン)について適用する。但し、ラオス人民民主共和国が加盟している二国間又は多国間の国際条約(サンニヤーサーコンルーンティサンニヤー)が別途定めている場合はこの限りでない。

民法典の条文が、ラオスが加盟する多国間又は二国間国際条約と抵触(テークターンガンガップ)するときは、多国間又は二国間国際条約に従わなければならない。

第 2 章 民法典における基本原則(ラッカーンプーンターン)

第 8 条 民事関係における基本原則

民事関係に参加する者は、以下の基本原則に基づいて行動(パティバット)しなければならない：

1. 権利自由(シットセリパープ)及び任意性(クワームサマックチャイ)を有することの尊重(カオロップ)；
2. 法の前の平等；
3. 善良な意思(チェッタナーディー)及び良心(ボーリスッチャイ)を有すること；
4. 法律の尊重及び実施；
5. 国の善良な伝統慣習(ヒートコーンパペニー)の尊重(カオロップレナップトゥー)；
6. 民事上の損害に対する責任。

第 9 条 権利自由及び任意性の尊重

民事関係に参加する者は、国家の法令及び善良な伝統慣習に適合合致(トウクトーンレソートコーン)する限りにおいて、自身の権利義務を設定する(サーン)あらゆる行為を任意に行う権利自由を有する。

第 10 条 法の前の平等

民事関係に参加する者は、性別、年齢、職業、経済的社会的地位(タナ)、教育レベル(ラダップガーンスクサー)、信条(クワームスアトゥー)、宗教(サーサナー)及び民族(ソンパオ)にかかわらず何人も(ルワムテー)法律の前において平等である。

第 11 条 善良な意思(チェッタナーディー)及び良心(ボーリスッチャイ)

民事関係に参加する者は、権利及び義務を発生、変更又は終了させるにあたり、善良な意思と良心をもってしなければならない。

第 12 条 法律の尊重及び実施

民事関係に参加する者は、民事関係における自己の全ての行為が厳格に適法(トゥクトンタームゴッマイ)で国家、共同体の利益及び他人の正当(アンソープタム)な権利利益に影響を及ぼさない(ボーテトーン)ことを確実にしなければならない。

第 13 条 国の善良な伝統慣習の尊重(カオロップレナップトゥー)

民事関係に参加する者は、国の善良な伝統慣習を尊重し、自己の権利行使し又は義務を履行しなければならない。

第 14 条 民事上の損害に対する責任

民事関係に参加する者は、自己の不適切な作為(カタムティーボートゥークトン)又は不作為(ボーカタム)によって生じた損害に対して責任をもたなければならない。例えば、損害賠償、民事義務の履行などである。

第 3 章 法律行為(ニティカム)

第 15 条 法律行為

法律行為とは、人、法人及び組織の任意の意思表示による行為であり、民事の権利義務を発生、変更又は終了させるものである。

第 16 条 法律行為の種類

法律行為は単独(ファーイディアオ)、相互(ソーンファイ)及び多角的(ラーイファイ)法律行為に分類される。

単独法律行為は、単独(ファーイディアオ)の意思表示による(クートチャーグ)行為であり、例えば債権者による負債の免除(ボットニー)、遺言の作成などである。

相互法律行為は、双方当事者の相対する(ドーソートコーンカン)意思表示による(クートチャーグ)行為であり、売買、賃貸借などである。

多角的法律行為とは、多数の意思表示による行為であり、パートナーシップ、協会の設立などである。

第 17 条 法律行為の要件

法律行為は以下の要件を全て満たさねばならない：

1. 目的(ワットウパソコン)；
2. 任意性(クワームサマックチャイ)；
3. 行為能力(クワームサーマートターンダーンガーンパップ)；
4. 形式(フープガーン)。

第 18 条 目的(ワットウパソコン)

法律行為の目的とは、法律行為を行う者が求めている(トーンガーンハイミークン)結果(パオマイ)である。

法律行為の目的は明確(サッジエン)で、実在(ミーチン)し、適法(トゥークトンタムゴッマーイ)であるか又は社会の秩序(ラビヤップヒヤップホーイ)に反せず且つ実現可能でなくてはならない。

第 19 条 任意性

法律行為者の任意性とは、法律行為が錯誤、詐欺、脅迫(ガーンバンカップナープクー)又は暴力なく、及び他方当事者の一方に不利益(アッパニヨート)となることなく行われることによる、法律行為を行ううえでの満足をいう。

錯誤(ガーンロンピット)とは、法律行為者の真意と一致しないように法律行為を行うことをいう。

詐欺(ガントワニヨワロークルワン)とは、何人かが何らかの策謀(ゴンウパイ)又はその他の手段を用いたことにより、他方の者が誤解(ロンスーア)して法律行為を行うことをいう。

脅迫(ガーンバンカップナープクー)又は暴力(ガーンサイクワームフンヘーン)とは、何人かが脅迫し(バンカップナープクー)又はその他の手段を用いることにより、他の者が、自身、家族、親族の生命、健康、財産、自由、評判、名誉尊厳に対して危険が生じ

又は生じうることを恐れ、法律行為を行うことをいう。

当事者的一方に不利益とは、不公平（ボーペンタム）な法律行為により発生した利益（ポンパニヨート）をいう。

第 20 条 行為能力

法律行為者の行為能力とは、人、法人又は組織(ガーンジャッタン)が自らに(ゲートン)権利及び義務を生じさせる行為を自ら(ドイトンエーン)行う能力である。

第 21 条 形式

法律行為は、この法典又はその他の関係する法律の定めに従い文書、口頭又はその他で為される。

第 22 条 無効法律行為(ニティカムペンモカ)

無効法律行為はこの法典 17 条の規定する法律行為の要件のいずれかに合致せずに行われた法律行為をいう。

法律行為は、絶対無効又は相対無効、全部無効又は一部無効となりうる。

第 23 条 絶対無効法律行為

絶対無効法律行為は国家又は社会の権利又は利益に抵触して行われる法律行為であり、以下がある：

1. 国家(サート)の安寧(クワームマンコン)、社会の平穏(クワームサゴップ)及び秩序(ラビヤップヒヤップホーイ)に大小の影響を及ぼす(ドゥーイテットントウンルーガトッピトゥン)法律行為；
2. 法人により行われた、その組織及び行為に関する定款(ゴッラビヤップ)に抵触する法律行為；
3. 秘密裏(ガーンスーアンアム)に行われた法律行為；
4. 法律で特に定めた法律行為の形式に反する法律行為。

絶対無効法律行為は当初から適用できず(存在せず)、[行為]主体(チャオカム)はその法律行為を追認(ハップホーンアオ)する権利を有しない。

第 24 条 相対無効法律行為

相対無効法律行為は個人の権利又は利益に反して為される法律行為であり、以下がある：

1. 任意性を欠く、例えば錯誤、詐欺、脅迫もしくは暴力又は一方当事者の不利益による法律行為；
2. 行為無能力者による法律行為；
3. 無意識(カートサティサムヌック)又は強度(アンナックヌワン)の酩酊状態(ユーナイサバープムンマオ)にある者による法律行為；
4. 代理人の悪意(チェッタナーボディー)によって為された法律行為；
5. 特別に深刻な状況下(サバープガーンナクヌワンベンピセート)で、必要に迫られて行った法律行為。

相対無効法律行為は、権利及び利益を害された主体(チャオカム)から追認(ガーンハップホーンアオ)がある場合は、適用可能(サイダイ)な法律行為とする。

第 25 条 全部(タンモット)又は一部(バーンスワン)無効法律行為

全部無効法律行為とはその全内容が適用できない(サイボーダイ)法律行為である。

一部無効法律行為とは内容の一部が適用できない(サイボーダイ)法律行為である。

第 26 条 法律行為が絶対無効であることの承認(ガーンヤンユーン)

裁判所は、当該法律行為を行った者の請求(ホーンコー)又は検察院の長の指示に従い法律行為が絶対無効であることの承認を裁判する。

第 27 条 相対無効法律行為の取消(ロップラーン)請求

相対無効法律行為により不利益を受ける者は、その法律行為を解除する (ニヨックルーク) ために、相手方に直ちに通知しなければならない。その者が解除に応じないときは、通知者は、裁判所に法律行為の取消 (ロップラーン) を検討するよう訴えを提起 (ホーンフォン) することができる。

第 28 条 法律行為の無効の効果

絶対無効法律行為はその法律行為を行った日から法的効果を有しない。

国家の安寧(マンコン)、社会の平穏(サゴップ)及び秩序(ラビヤップヒヤップホイ)に反して絶対無効法律行為が為されたときは、履行された全ての財産を国家が没収して国家のものとする。

この法典の 23 条 1 項 2 号、3 号及び 4 号に規定する絶対無効法律行為については、すでに履行した物又は利益をお互いに返還する。

相対無効法律行為はその法律行為を行った日から法的効果を有しない。但し、善意の第三者に対してはこの限りでない。

詐欺、脅迫(ガーンバンカッਪナープケー)もしくは暴力又は一方当事者の不利益による相対無効法律行為があるときは、不利益を受けた当事者は物の返還又は補償を受け、他方当事者の物については国家が没収して国家のものとする。

錯誤及びこの法典の 24 条 1 項 2 号、3 号、4 号及び 5 号による相対無効法律行為については、不利益を受ける当事者が追認しないときは、物又は利益を返還し、未だ履行されていない部分の物については終わったものとする。

第 29 条 出来事を条件とする (ヘッドガーンペシングアンカイ) 法律行為

出来事を条件とする法律行為とは、不確実なあらゆる出来事(ヘットガーンダイヌンティーボーネーノーン)を条件として定める法律行為であり、それによって法律行為を適用可能 (サイダイ) とし又は終了させる効果を有するものである。

第 30 条 時を条件とする (ウェラーペシングアンカイ) 法律行為

時を条件とする法律行為とは、確実な期限 (ガムノットウェラー) を定める法律行為であり、それによって法律行為を適用可能 (サイダイ) とし又は終了させる効果を有するものである。

第 4 章 代理

第 31 条 代理(ガーンターンナー)

代理とは、ある者が、他人、以下本人(プートゥークタンナー)と呼ぶ、の名の下に(ナイナーム) その利益の為に何らかの法律行為又は行為を第三者との間で行うことである。

代理は、法定代理(ガーンターンナータームゴッマーイ)と契約による代理からなる。

第 32 条 法定代理

法定代理は、法令(ゴッマイレラビヤップガーン)の定めによる又は法律に基づき権限

を有する組織(オンガーンジャッタン)の任命による代理である。

法定代理には父母、後見人(プーセックーン)、管理人(プーケムコーン)又はその他の者などがある。

第 33 条 契約による代理

契約による代理は、ある者が第三者との間で法律行為または特定の行為を行うために契約に基づいて本人から代理権を授与されることである。

第 34 条 法律行為の本人に対する要件及び効果

代理人によって行われた法律行為は、代理人が代理権を有し且つ自身が代理人であつて本人のために法律行為を行うことを第三者に対して通知したときは、本人に対して効果を有する。

第 35 条 代理人の名前によって行われた法律行為

代理人が自己の名前によって第三者と法律行為を行い、代理の意思(チェチャムノンナイガーンターンナー)を示さなかったときは、その法律行為は自己の為のものとなる。但し、第三者において、代理人が本人の為に法律行為を行っていることを知り又は知ることができたときはこの限りでない。

第 36 条 代理人の権利及び義務

代理人は契約又は法律の規定に従って権利及び義務を有する。

代理人は、自分自身との間で又は自分と利害を有する第三者との間で法律行為をすることができず、また、その第三者の代理人となることができない。

第 37 条 本人の権利及び義務

本人は契約又は法律の規定に従って権利及び義務を有する。

第 38 条 復代理人(プーターンナーテーン)

法定代理人は他人を復代理人として選任し又は委任する(テーンタンルーモープマイ)権利を有するが、自ら復代理人の行為の結果に対して責任を負う。

客観的に避けることができない場合、契約による代理人は復代理人を選任し又は委任する(テーンタンルーモープマイ)権利を有するが、本人に対して、すみやかに復代理人の人となり(ブッカリックカバープ)、能力について通知しその同意を得なければならない。この通知を怠ったときは、契約による代理人は、復代理人の行為によって本人に生じた損害について、責任を負わなければならない。

第 39 条 復代理人の権利及び義務

復代理人は本人及び第三者に対して代理人と同様の権利義務を有し、当該権利を委任の範囲内で行使しなければならない。

第 40 条 代理人になる権限を有さない者による法律行為の効果

代理人になる権限を有しない者(プーボーミーシットペンプータンナー)が、本人に対し権利または義務を生じさせる法律行為を行った場合、代理人はその法律行為に対して責任を負う。但し本人が同意し許容する(ヘンディーハップホーンアオ)ときはこの限りでない。

本人が、代理人たる権限を有しない者の法律行為の成立を知り又は知るべきでないながら、反対せず又は異議を述べず又は支援したときは、当該法律行為は本人に受け入れ

られた(トゥークハップアオ)ものとみなす。損害が生じたときは、本人も責任を負う。

第三者において、代理人の権限を有しない者と法律行為を行ったことを知ったときは、その設定する期限に従い回答を求めるため、本人又は代理人に文章で通知する。ただし、その期限が経過しても回答を得られないときは、当該法律行為は本人に許容(ハップホーン)されなかつたものとみなす。この場合第三者は当該法律行為を一方的に解除(ニヨックルーグ)することができ、且つ損害が生じたときは賠償を求める(ホンコー)権利を有する。但し、その者(プーキアオ)が、法律行為の時に知り又は知りうべきときはこの限りでない。

第 41 条 代理人の範囲を超えた法律行為の効果

代理人が自己の権限の範囲を超えて法律行為を行った場合、代理人はその法律行為に対して責任を負う。ただし、本人が同意して許容するときはこの限りでない。

第三者において、代理人がその者と行った法律行為が代理人の権限の範囲内であると合理的(ヤーンミーヘートポン)に信じた(スーア)ときは、その行われた法律行為は正当(トゥークトン)とみなす。

第三者において代理人と行った法律行為が代理人の権限の範囲を超えて行われたことを知ったときは、その設定する期限に従い回答を求めるため、文書で本人に通知することができる。その期限が経過しても回答を得られないときは、当該法律行為は本人に許容(ハップホーン)されなかつたものとみなす。この場合第三者は当該法律行為を一方的に解除することができ、且つ損害が生じたときは賠償を求める(ホンコー)権利を有する。但し、その者(プーキアオ)がそのこと(バンハーダンガオ)を知り又は知りうべきときはこの限りでない。

代理人及び第三者が本人に対して損害を与える意図で権限を超えた法律行為を行ったときは、両者は当該損害に対して連帯して責任を負う。

第 42 条 代理の終了

法定代理は以下の場合に終了する：

1. 未成年後見(ガンポッコーンデック)の終了；
2. 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見(ガンクムコーン)の終了；
3. 本人又は代理人の死亡又は解散又は破産；
4. その他法律で定める場合。

契約による代理は以下の場合に終了する：

1. 代理契約の終了；
2. その他法律で定める場合。

第 5 章 期間(ライニヤウェラー)

第 43 条 期間

期間とは、民事関係に参加する者に権利行使させ及び義務を履行させるために、始期から終期までによって画する一定の時(ウェラー)である。

第 44 条 期間の定め(ガーンガムノットライニヤウェラー)

期間の定めとは、期間の範囲、期間の適用及び計算、始期(ルームライニヤウェラー)並びに終期(シンスットライニヤウェラー)の定めである。

第 45 条 期間の範囲の定め

期間の範囲の定めとは、秒、分、時、日、週、月、年又は生じる何らかの出来事に

よって、あらゆる期間を定めることである。

週の初め、週の半ば、週の終わり、月の初め、月の半ば、月の終わり、年の初め、年の半ば、年の終わりと合意(トクロンカン)したときは以下のように履行する(パティバット)：

1. 週の初めはその週の月曜日から火曜日である；
2. 週の半ばはその週の水曜日から木曜日である；
3. 週の終わりはその週の金曜日から日曜日である；
4. 月の初めはその月の 1 日から 10 日である；
5. 月の半ばはその月の 11 日から 20 日である；
6. 月の終わりはその月の 21 日から最後の日である；
7. 年の初めは 1 月の初めから 4 月の終わりまでである；
8. 年の半ばは 5 月の初めから 8 月の終わりまでである；
9. 年の終わりは 9 月の初めから 12 月の終わりである。

第 46 条 期間の適用(ナムサイ) 及び計算の定め

期間の適用及び計算はこの法典の 45 条の定めのとおり履行する。但し、法律、裁判及び契約で特別に定めた場合はこの限りでない。

第 47 条 期間の起算(ルームナップ)

期間を分又は時間で定めたときは行為があったそのときから起算する。但し法律、裁判及び契約で特に定めた場合はこの限りでない。

期間を日、週、月、年で定めたときは、翌日を計算する(ナップ)。

期間を日によって確定(ガムノット)することができないときは、翌月の 1 日を起算日(ムールームナップウェラー)とする

期間を、例えば自然災害(パイピバットタンマサート)など、生じる出来事によって定めたときは、その出来事が生じた日から起算する

期間の開始日を定めず期間を継続するときは、次の期間は前の期間の最終日の翌日から起算する。

第 48 条 期間の終期(シンスット)

期間は以下の場合に終了する：

1. 期間を分又は時間の長さ(ジャムヌアン)で計算するときは、期間は、その定めた期間の最後の 1 分が経過したあとに終了する；
2. 期間を日、週、月、年の長さで計算するときは、期間は、最後の日が経過したあとに終了する；
3. 最終日が国家の休日であるときで、その日に実施(ダムヌーン)しているときはその日を期間の最終日とする(トゥーワー)が、その日に実施(ダムヌーン)していないときはその国家の休日の翌日を期間の最終日とする(トゥーアオ)；
4. 例えば自然災害(パイピバットタンマサート)など、出来事の終了日は、政府の発表(パカート)に従う。政府の発表がないときは、その状況が通常にもどった(カップクーンスーサペーピポカティ)日とする。

第 6 章 時効(アーニュクワーム)

A. 時効

第 49 条 時効

時効(アーニュクワーム)とは、法律が定めるところに従い、民事法律関係における権利の取得又は喪失の事由となる、ある期間(ライニヤウェラー)である。

第 50 条 時効の種類

時効は以下の 2 種類に分けられる：

1. 取得時効(アーニュクワームダイシット)；
2. 消滅時効(アーニュクワームシアシット)。

第 51 条 取得時効

取得時効とは、物を善意、公然(プートプーイ)、継続(トーヌーアン)且つ平穏(サゴップ)に、自己のものと同様に占有し使用することによる、何人かの物に対する権利の取得事由であり、不動産の場合は 20 年間、動産の場合は 5 年間である(ペン)。

第 52 条 消滅時効

消滅時効とは、権利を終了させる(パーハイシットシンスットロン)事由であり、建築契約については 10 年間、それ以外の契約及び損害賠償又はその他の請求権については 3 年間、権利者が行為を行わないことにより生じる。但し法律に別途規定する場合はこの限りでない。

第 53 条 時効の検討

当事者が時効を争いに(コートニエーン)持ち出さない(ボーダイニヨックアオ)ときは、裁判所は時効を検討することができない。

第 54 条 時効を変更することの不許可

この法典が規定する時効を変更することは許されない。

第 55 条 時効完成後の負債(ニーシン)又は義務(パンタ)の承認

時効完成(モットアーニュクワーム)後の債務者の負債弁済(サイテーンニーシン)又はその他の義務(パンタ)の承認(ハップフー)により、債務者(プーミーパンタ)は、承認の日から開始する時効が完成するまで、引き続き履行しなければならない。

本条の 1 項は保証人等の第三者に効果を及ぼさない。

占有者が時効完成後に物を元の所有者に返還することに同意(ヘンディー)したときは、物は元の所有者の所有物であると認められる。

第 56 条 時効の適用外

時効の適用外は以下のものである：

1. 国家の物に対する請求(トゥワンアオ)；
2. 国家に対する義務の履行請求(トゥワンハイパティバット)。但し法律が別途定める場合はこの限りでない；
3. 財産の性質を有しない人格権(シットスワンブッコン)を保護するための請求(トゥワン)。

B. 時効の計算(ナップ)

第 57 条 時効の計算

時効は以下のそれぞれに基づいて計算しなければならない：

1. 権利取得は占有の開始した日から起算し、時効の完成(コブ)まで；
2. 権利消滅は請求権(シットウワン)を行使することができる日から時効の完成(モット)まで起算する。

債務者(プーミー・パンタ)が逃げた場合、時効は権利者がその者について知り又は知り得、発見し又は発見し得、又はその最後の住所を知ったときから開始する。

第 58 条 他人の占有を引き継ぐ場合の時効の計算

他人の占有を引き継ぐ場合の時効は、最初の占有者が占有を開始した日から計算する。

C. 時効の停止(ジョ)、中断(ユットサガック)及び終了

第 59 条 時効の停止(ジョ)

時効の停止は、請求(トゥワン)又は訴え(ホンフォーン)を妨げ(ウッパサック)となるような何らかの出来事(ヘッガーン)が生じることに起因する時効の一時的な(ソワカ一オ)停止(ニュッサオ)であり、債務者の逃亡、洪水、地震などである。

停止はその出来事の発生した日から出来事が終了した日まで又はその出来事に関する公式発表に基づくものとする。

停止期間は時効に参入せず、時効の停止前の期間は、停止が終了した後に続行する時効期間に含めて計算する。

第 60 条 時効の停止事由

時効は以下の出来事(ヘッガーン)により停止する：

1. 偶發的事故(ヘッバンウーン)又は不可抗力(ヘットスッウィサイ)；
2. 法定代理人のない行為無能力者。

第 61 条 時効の中断

時効の中断とは、これまで経過した期間を請求するための時効期間として算定しないことである。

時効は以下のいずれの事由により中断する：

1. 権利者による請求又は訴訟提起があった場合；
2. 義務者が債務又はその他の義務を承認した場合。

本条 2 項に定めている事由があった場合、時効の計算を新たに開始する。

第 62 条 時効中断の効果

時効の中断は、当事者自身とその相続人(プースープトート)に対してのみ効果を有する。

1 人による共同請求、共同の訴え提起は、他の権利者の時効も中断させる。

債務者(ルークニー)に対する請求、訴え提起は、保証人(プーカン・パカン)の時効をも中断させる。

共同債務者(ルークニーフワム)の 1 人による承諾又は負債の支払は、他の全ての共同債務者の時効も中断させる。

共同相続人の 1 人による相続請求又は共同相続人の誰か 1 人の権利の承認は、他の共同相続人の時効も中断させる。

第 II 編 人及び法人

第 1 章 人

A. 人の権利能力(クワームサーマートターンダーンゴッマーイ)

第 63 条 人の権利能力

人の権利能力とは、人の、法に基づいて権利及び義務を有する能力であり、その者が生存して生まれた日(ワン)から始まり、その者が死亡した時(ウェラー)に終了する。

全てのラオス国民は平等に権利能力を有する。

外国人、永住外国人及び無国籍者も、法律又は条約が別途定める場合を除き、ラオス国民と同様の権利能力を有する。

第 64 条 人の権利能力の内容

人の権利能力の内容 (ヌアナイ) は、法律の定める権利及び義務を持つことである。

B. 人格権(シッスワンブッコン)

第 65 条 人格権(シッスワンブッコン)

人格権とは、あらゆる人の特別な権利であり、他人に譲渡し(モープ)又は移転(オーン)することができない権利であり、例えば、生きる権利、身体上及び健康上の保護を受けること、自由(イサラパープ)、評判(スーシヤン)、尊厳(キヤットサクシー)、アイデンティティ(ラクサナサボ)、プライバシー(クワームペンスワントワ)、その他の個人的利益に関する権利である。

第 66 条 人格権の保護 (ガンポックポーン)

人格権の保護は、憲法及び法律による、何人も侵すことのできない権利の保護である。ただし、法律に定める場合を除く。

人格権が侵害されたときは、その者は、侵害者に侵害をやめるよう申し出又は請求(ヒヤックホーンルートゥワン)して且つこれを回復させることによって自ら権利を回復することができる。解決を得られないときは、権限を有する当局に対して解決するよう提案(請求)する権利を有する。権利の回復に加えて、法律のルール(ラビヤップゴッマイ)に従って損害賠償を求める(ヒヤックホーン)権利も有する。

C. 人の行為能力(クワームサーマートターンダーンガーンパポート)

第 67 条 人の行為能力

人の行為能力とは、自ら権利行使し義務を履行する能力である。

第 68 条 行為無能力(ボーミー)者

行為無能力(ボーミー)者とは成年に達していない者、行為能力を限定された(トゥークジャムカット)者又は行為能力を喪失した(シア)者である。

第 69 条 成年に達した者と成年に達しない者

成年に達した者とは、18 歳以上の者をいう。

成年に達した者は、行為能力を限定され又は喪失した者を除き、完全な行為能力を有する。

成年に達しない者とは、18 歳未満の未成年（デク）をいう。
成年に達しない者は、不完全（ボーテムスワン）な行為能力を持つ。

第 70 条 行為能力を限定された（トゥークジャムカット）者

行為能力を限定された（トゥークジャムカット）者とは、薬物中毒（ティットセプティット）、精神（チットパサート）に作用する物質又はその他の理由により、自身の又は他人の物又は利益に危険をもたらし又は損害を与えるような自らの行為をコントロール（クワップクム）し又はその生じる結果を予見（カートカネー）することのできない者であって、裁判所が行為能力が限定されていることを認定する判決を行った者である。

第 71 条 行為能力を喪失（シア）した者

行為能力を喪失した者とは、その精神状態によって、行為することができず又は自らの行為の結果を認識することができないものであって、裁判所が行為能力を喪失したと認定された者である。

第 72 条 未成年の民事関係への参加

民事関係に参加する未成年は、父母又は後見人の同意を得なければならない。但し、その未成年の年齢に応じて相応しい日常生活上の行為はこの限りでない。

未成年により為された法律行為で、父母又は後見人の同意を欠くものは無効である。

第 73 条 未成年（デク）の営業（トゥラキット）

未成年は、父母又は後見人の同意及び法律に基づき営業、例えば小売（カーカイ）、サービス及び生産などを行うことができる。その営業を行ううえでは、その者は成年と同じ行為能力を有する。

第 74 条 未成年の労働

未成年は父母又は後見人の同意に基づき、労働法及びその他関連法（レゴットマイウーンティーキヨコーン）に従って労働をすることができる。

第 75 条 行為能力を限定された者又は喪失した者であるとの認定（ハップフー）の申立

父母、後見人、管理人、検察院の長又は関係機関は、その管理下にある者が行為能力を限定された者である又は喪失した者であるとの認定について審理判決するよう、裁判所に対して[非訟事件の]申立（ホンコー）をする権利を有する。

裁判所が、ある者の行為能力が限定されていること又は喪失していることを認定するときは、その旨の申立がなかった場合であっても（トゥン…コーダーム）、後見人を定めなければならない。

第 76 条 行為能力を限定された者であると認定（ハップフー）する判決の効果

行為能力を限定された者であると認定する判決が下された場合、後見人の同意を得ずに、又は後見人の代理によらずになされた法律行為は無効である。但し、日常生活のため（ハップサイ）の行為に關係する法律行為はこの限りでない。

行為能力を限定された者が通常の状態に回復した場合は、本人又は権利関係又は利害関係を有する者は、裁判所に対し、行為能力を限定された者であると認定する判決の取り消し（ロップラーン）を申し立てる（ホンコー）権利を有する。

第 77 条 行為能力を喪失した者であると認定する判決の効果

行為能力を喪失した者であると認定する判決が下された場合、その者は自ら法律行為をすることができず、後見人はその者の利益の為に法律行為を行う法定代理人となる。

行為能力を喪失した者が通常の状態に回復した場合は、本人又は権利関係若しくは利害関係を有する者は、裁判所に対し、行為能力を喪失した者であると認定する判決の取り消し(ロップラーン)を申し立てる(ホンコー)権利を有する。

D. 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見(ガンクムコーン)

第 78 条 行為能力を限定された者又は喪失した者の後見(ガンクムコーン)

裁判所の判決によって行為能力を限定され又は喪失した者は、その権利利益を保護(ポックポーン)するため、この法典及びその他の法律に従い、後見人(プークムコーン)によって保護(クムコーン)されなければならない。

第 79 条 後見人及び裁判所の判決により後見人となることの要件

後見人は、行為能力を喪失し又は限定された者の世話(ブンニエーンドゥーレー)をし且つ権利利益を保護する為に、裁判所の判決により任命される者である。

裁判所に任命される後見人は以下の要件を満たさなければならない(トンミー)：

1. 行為能力があること；
2. 以前に故意の[犯罪]行為により自由刑の判決を受けたことがない；
3. 以前に破産の判決を受けたことがない；
4. 以前に後見人になることを禁止(ハーム)されたことがない。

第 80 条 後見人の権利及び義務

行為能力を限定された者又は喪失した者の後見人は、主に(トントー)以下の権利を有する：

1. その世話(ブンニエーンドゥーレー)をするために行 behaviour を限定され又は喪失した者の財産(サプソンバット)を使用すること；
2. 財産(サプソンバット)の管理保護(クムコンポッパクハクサー)に必要な支出をすること；
3. 行為能力を限定された者が行う重要(サムカン)な又は高額(ミームンカースーン)の法律行為に意見を与えること；
4. 行為能力を限定され又は喪失した者の権利利益を保護するために代理人として法律行為を行うこと。

行為能力を限定された者又は喪失した者の後見人は、主に(トントー)以下の義務を有する：

1. 行為能力を限定された者又は喪失した者の世話(ブンニエーンドゥーレー)をし且つ療養看護(ガーンピンポワ)を確保すること；
2. 代理人となって法律行為を行うこと；
3. その者の財産(サプソンバット)を管理保護(クムコンレポッパクハクサー)すること；
4. その者の正当な権利及び利益を守ること；
5. この法典の 486 条に従い、行為能力を限定され又は喪失した者の行為から生じる損害に対して責任を負う。

第 81 条 後見人の解任 (ボット)、辞任(トーン)又は交替

任命された後見人は以下の場合に解任 (ボット)、辞任 (トーン)、交替される：

1. この法典の 79 条に従って不適切な要件を有する；
2. 死亡又は裁判所に失踪者であると宣告される；
3. 組織である後見人(プークムコーンメーンガーンジャッターン)及びその組織が活動を停止した場合；
4. 後見人において、その職務(ナーティー)を行う能力が無く又は不適切にその職務(ナーティー)を行い又はその義務(パンタ)の重大な違反を行った；
5. 後見人自身が合理的な理由により交替を提案した場合。

第 82 条 後見の引き渡し(モープ)

後見人の交替があったときは、新しい後見人の選任があった(ミー)ときから 15 日以内に、前の後見人は新後見人に後見を引き渡さなければならない(モープ)。後見の引き渡しは記録しなければならない。

後見の引き渡しは、以下のとおり記録する：

1. 引き渡しの理由(ヘートポン)；
2. 引き渡し時における被後見人(プートゥークポッコーン)の財産目録。

村長又は裁判所が後見引き渡しの記録を承認(ヤンユーン)する。

この法典の 81 条の要件に従い、後見人が辞任し (コートーン) または交替する場合、裁判所が新後見人の任命について裁判(トクロン)する。

第 83 条 後見の終了

後見は以下の場合に終了する：

1. 被後見人(プートゥークムコーン)が裁判所の判決によって行為能力を完全に回復する；
2. 被後見人(プートゥークムコーン)が死亡する。

第 84 条 後見終了の効果

被後見人(プートゥークムコーン)が裁判所の判決により完全な行為能力を得たときは、後見人であることが終了した日から 3 ヶ月以内に、後見人は、財産(サブソンバット)の清算(ライリヤン)をし且つ残りを被後見人(プートゥークムコーン)に返還(ゾンクーン…ハイ)しなければならない。

被後見人(プートゥークムコーン)が死亡した場合、後見人であることが終了した日から 3 ヶ月以内に、後見人は、財産の清算(ライリヤン)をし且つ残りをその者の相続人に返還しなければならない。死亡した被後見人の相続に関してはこの法典の第VIII編の規定を適用する。

E. 住所(ボーンユー)

第 85 条 住所(ボーンユー)

人の住所(ボーンユー)はその者が家族登録(ジョタビヤンサマノクワ)をしている場所(ボーン)又は現にいる場所(ボーンユートワチ)である。

ある者の住所(ボーンユー)を特定できない場合、その者の最後の住所(ボーンアーサイユー)を住所(ボーンユー)とする(トゥーワー)。

第 86 条 未成年の住所(ボーンユー)

未成年の住所(ボーンユー)は父母の住所(ボーンユー)である。父母が別々の住所(ボーンユー)を持つ場合、子の住所(ボーンユー)は子が共に暮らす(アーサイユーナム)父又は母の所(ボーン)である。

未成年は、両親又は父又は母の同意を得て、父母の居所(ボーンユー)と異なる住所(ボンユー)を持つことができる。

第 87 条 被後見人(プートゥークポッコーン)の住所(ボーンユー)

被後見人(プートゥークポッコーン)の住所(ボーンユー)は後見人の住所(ボーンユー)である。

被後見人(プートゥークポッコーン)は、後見人の同意を得て又は法律の規定によって、異なる住所(ボーンユー)を持つことができる(アーッ)。

第 88 条 夫婦の住所(ボンユー)

夫婦の住所(ボーンユー)は 2 人が共に暮らす所(ボーン)である。

夫婦はその合意に基づき別々の住所(ボーンユー)を持つことができる。

第 89 条 軍人、警察官の住所(ボンユー)

国家を守り、平和を守る職務にある軍の士官及び兵隊(ナーイレポンタハーン)、警察官並びに任務中の公務員の住所(ボーンユー)は、他に通常の住所(ボーンユー)がある場合を除き、その者が働いているところ又は常駐(パチャムガーン)するところである。

第 90 条 囚人(ナクトート)の住所(ボンユー)

自由刑の判決を受けた囚人(ナクトート)の住所(ボンユー)は、矯正を受ける矯正刑務所(カーイクムカンーダッサーン)である。

第 91 条 外国人、永住外国人又は無国籍者の住所(ボンユー)

ラオス人民民主共和国で旅行をし又は仕事をする外国人は、それらの者が入国管理警察官及び／または外国人管理警察官に対して申告した場所(ボーン)を住所(ボーンユー・アーサイ)とする。

永住外国人又は無国籍者の住所(ボーンユー)は、家族登録をした場所である。

F. 失踪(ガーンハーイサーブスーン)及び裁判所の判決による死亡

第 92 条 失踪(ガーンハーイサーブスーン)

失踪とは、ある者が家族又はその住所(ボンユー)から 2 年間姿を消し又は戦争(ソンカーム)、災害(パイピバット)若しくは事故(ウパティヘット)で 6 ヶ月姿を消し(ハーイパイナイ…)、音信がない(ボーフーカー)場合で、裁判所の宣告を受けた者をいう。

失踪期間は失踪者に関する最後の音信があった日(ワン)から起算する。最後の音信があった日が特定でないときは、その翌月の初日から起算し、月を特定できないときは、翌年の 1 月 1 日から計算する。

事故の場合の失踪期間は事故の発生した日から起算する。戦争又は災害の場合は、それらの出来事の終了した日から起算する。

第 93 条 何人かが失踪したことの宣告の申立(ホンコー)権者

夫又は妻、父、母、親戚(ニヤートピノーン)、組織(ガーンジヤッタン)又はその者に

対して権利若しくは利益を有する者は、裁判所に、その者を失踪者と宣告(パカート)するよう申し立てる(ホンコー)権利を有する。

第 94 条 失踪の登録 (ガーンジョッタビアン)

失踪を宣告する裁判所の判決が出たときは、申し立てた(ホンコー)者は家族登録法の規定に従って、失踪者が家族登録 (サマノクワ) をしている郡レベル司法事務所 (オンカーンニュティタムカンムアン) において、失踪を登録しなければならない。

失踪者が家族登録 (サマノクワ) をしていない場合は、その者が常住する (ユーペンパチャム) 郡レベル司法事務所において、失踪を登録しなければならない。

第 95 条 失踪宣告の効果(ポン)

失踪を宣告する判決は以下の効果(ポン)を有する：

1. その者の財産管理人(パークムコーンサプソンバット)を任命しなければならない；
2. 夫又は妻は離婚及び婚姻財産の分割の申立(ホーンコー)をする権利を有する；
3. 失踪者の債権者は支払を求めて裁判所に申立(ホーンコー)を行う権利を有する；
4. その者の財産管理人(パークムコーンサプソンバット)は法律に従って権利義務を有する。例えば子どもの養育のため又は失踪者の利益の為に財産を処分する。

第 96 条 失踪宣告の取消(ロップラーン)

裁判所に失踪を宣告する判決を下された者が帰還し又はまだ生存しているという確たる証拠(ラクターンスアトゥー)があるときは、その者、関係する権利を有する者又は関係する利益を有する者は、裁判所に対して失踪宣告判決の取り消し(ロップラーン)を審理するよう申し立てる(ホンコー)権利を有する。

裁判所がその判決を取り消した(ロップラーン)ときは、その者の法律上の権利及び義務は回復する。但し裁判所の離婚判決又は既に合法に処分された財産はこの限りでない。

第 97 条 裁判所の判決による死亡

裁判所の判決による死亡とは、ある者が家族又はその住所(ボンユー)から姿を消し、3 年間又は戦争(ソンカーム)、災害(パイピバット)若しくは事故(ウパティヘット)で姿を消した(ハーイパイナイ….)場合は 2 年間、音信がない(ボーフーカーオ)場合で、裁判所の判決がある場合をいう。

死亡に関する期間の計算は、この法典の 92 条 2 項及び 3 項の規定を適用する。

第 98 条 何人かが死亡したことの宣告の申立(ホンコー)権者

何人かが死亡したことの宣告を申し立てる権利を有する者は、この法典の 93 条に規定する人及び組織とする。

第 99 条 裁判所の判決による死亡の登録

死亡を宣告する裁判所の判決が出たときは、申し立てた(ホンコー)者は家族登録法の規定に従って、失踪者が家族登録 (サマノクワ) をしている郡レベル内務事務所 (オンカーンパイナイカンムアン) において死亡を登録しなければならない。

失踪者が家族登録 (サマノクワ) をしていない場合は、その者が常住する (ユーペ

ンパチャム) 郡レベル内務事務所において、失踪を登録しなければならない。

第 100 条 裁判所の判決による死亡宣告の効果

死亡を宣告する裁判所の判決は以下の効果を有する :

1. 夫婦関係の終了 ;
2. 相続の開始(プート)がある。

第 101 条 死亡宣告の取消(ロップラーン)

裁判所に死亡を宣告する判決を出された者が帰還し又はまだ生存しているという確たる証拠(ラクターンスーアトゥー)があるときは、その者、関係する権利者又利益を有する者は、裁判所に対して死亡宣告判決の取り消し(ロップラーン)を審理するよう申し立てる(ホンコー)権利を有する。

裁判所がその判決を取り消した(ロップラーン)ときは、その者の法律上の権利及び義務は回復する。但し夫又は妻が再婚している場合の夫婦関係又は既に合法に処分された財産はこの限りでない。

第 2 章 法人

A. 一般原則(ラッカートワパイ)

第 102 条 法人

法人は法律に従って適切に登録された組織(ガーンジャッタン)であり、法律の定めに従い人と同じように民事関係に参加し、権利義務を有し、原告及び被告になる能力を有する。

法人は以下の基本的要素(オンパゴープーンターン)を持つ :

1. 自らの定款(ゴッラビヤップ)を有する ;
2. 法律に従って登録される ;
3. 例えは代表者、運営の仕組み(ガーンボリハーンジャッガーン)などを持つような、整理された(ティーペンラボップ)統治構造(コンパゴープガーンジャッタン)を持つ ;
4. 財産(サプソンバット)を有し、負債に対して責任を負う ;
5. 自身を代表して(ナイナームトンエン)法律関係(サーイポワパンターンゴットマイ)に参加する自由を有する。

第 103 条 法人の権利能力

法人の権利能力とは、その法人の定款に定めた目的、関係する法律及び政令に従つて権利及び義務を有する能力である。

法人の権利能力は、適法に設立された日から発生する。

ラオス人民民主共和国の法律によって承認された外国法人は内国法人と同様の権利義務を有する。但し法律が別途定める場合はこの限りでない。

第 104 条 法人の行為能力

法人の行為能力とは、自ら権利行使し義務を履行する能力である。

法人の行為能力は、適法に設立された日から法人の終了の日まで発生する

第 105 条 法人の設立(ガーンサーンタン)

法人は以下の場合 (コラニー) により設立される :

1. 人の集まりによるもの ;

2. 物(サブ)の集まりによるもの。
法人は一人により設立することができる。これを一人会社と呼ぶ。

第 106 条 人の集まりにより設立する法人

人の集まりにより設立する法人は、企業(ウィサハキット)の形態により営利を追求し又は協会(サマコム)の形態により営利を追求しない法人を設立し活動する(クーアンワイ)ため、同じ意図及び目的をもって設立しようとする 2 名以上の人の集まりである。

第 107 条 物(サブ)の集まりにより設立する法人

物の集まりにより設立する法人は、財団(ムンニティ)の形態で非営利に設立し活動する(クーアンワイ)ため、同じ意図及び目的を持って設立しようとする人又は集団による資本(トゥン)、財産(サプシン)又は物資(ワットウ)の出資(ガンパゴープ)である。

第 108 条 法人の定款(ゴッラビヤップ)

法人の定款は、構成員または法人に関係する者が業務を行うために、目的、組織及び活動について規定したものである。法人の定款は、法人の構成員から同意と許容(ハップホーン)を得なければならず、法律の定めに従い関係部門(カネンカーンキヨコーン)の承認を得なければならない。

法人の定款の主な(ントー)内容は以下のとおりである：

1. 法人の名前；
2. 活動の目的及び範囲；
3. 法人の住所(ボーンユー)；
4. 登録された資本、もしあれば；
5. 法人の統治構造(コンパゴープガーンジャッタン)及び管理運営(ガーンクムコーンボリハーン)；
6. 定款の規定内容(バーンヌアナイ)の改訂(パップン)又は変更(ビアンペーン)；
7. 統合(クワブ)、分割(ニエーク)及び解散(ユブルーク)；
8. 人の集まりにより設立される法人の場合は、構成員となること、構成員の権利及び義務；
9. 財産の集まりにより設立される法人の場合は、出資者(プーパゴープサップ)、資本の目録(ライガン)及び資本の額；
10. 紛争解決方法。

定款の規定内容(ヌアナイ)の改訂(パップン)又は変更(ビアンペーン)は、法律の定めに従い関係部門(カネンカーンキヨコーン)に報告しなければならない。

第 109 条 法人の名前

法人の名前は、関係法律に従い、ラオ語及び／又は外国語で記載し、その法人の組織の種類(ペペートガーンジャッターン)を明確に示さなくてはならない。

許容され(ハップホーン)または認識された(ハップフー)法人の名前は、法律によって保護される。

法人は、活動(クーアンワイ)に際しては、その名前をもって行わなければならぬ。

第 110 条 法人の住所(ボーンユー)

法人の住所は、法人の本店の所在する地(サタンティータン)とする。

法人の住所は、その法人の業務に関する連絡先として用いる場所である。法人はそれ以外の場所、例えば支店又は代理事務所(ホーンガーンプーターンナー)を業務に関する連絡先に選ぶことができる。

第 111 条 法人の統治構造(コンパゴープガーンジャッタン)及び管理運営(ガーンクムコーンボリハーン)

法人はその統治構造を持たなければならない。

法人の統治構造及び管理運営は、法人の定款又は法人の設立契約あるいは設立法律行為 (サンニヤールーニティカムサーンタン) で規定しなければならない。

第 112 条 法人の代表者(トワテーン)

法人の代表者は、法人の定款又は法律に基づき、法人に代わって (ナイナーム) 活動を行う(クーアンワイ)法人の代理人 (プータンナー) であり、例えば、社長 (パターン) 又は理事 (プーアムヌワイガーン) である。

社長又は理事が、法人に代わって自らの代わりに別の者に権限を与えたときは、その者を復代理 (プータンナーテーン) とする。

法人は定款に基づき 1 名又は複数名の代表者を有する。

代表者の利益と法人の利益が相反する業務(ウィヤックガーン)があるときは、その代表者は、その利益が相反する部分 (スワン) に関しては法人を代表して (ナイナーム) 活動する(クワンワイ)権利を有しない。ただし、合意がある又は法人の定款に定めがある場合はこの限りでない。

第 113 条 法人の代表者の交替(ビヤン)

法人の代表者の交替及び法人の代表者の権限に加えた制限又は権限の変更(ビヤンシット)は、法人の定款及び法律に従って適切に行われたときに効力を有する。但し、善意の第三者に対しては効果を有しない。

第 114 条 法人の代表者の解任(ポンチャーク)

法人の代表者の解任(ポンチャーク)は以下の場合に生じる :

1. 任期(アーニュガーン)の満了 ;
2. 解任(トゥークボッタムネーン) ;
3. 裁判所の判決により、選任手続違反があり、行為無能力となり又は破産者となること ;
4. 死亡、辞任(ラーオーク)、法人の代表者としての要件の欠落(カート)。

第 115 条 法人の責任

法人はその代表者の活動(クワンワイ)に対して責任を負う。代表者が権限を超えて業務を行ったときは、この法典の 41 条の規定に従う。

法人は代表者でない構成員の行為(ガンカタム)に対して責任を負わない。

各種類の法人は特別法に基づいて負債に対して責任を負う。

第 116 条 法人の変更

法律に従い適正に設立及び登記された法人は、合意又は定款の定め又は関係法律の定めに従い、合併(クワプカオカン)又は複数の法人への分割(ニエーク)により変更することができる。

第 117 条 法人の合併(クワプ)

法人は、その法人の定款の定めに従い、その合併する法人の合意に従い且つ関係機関(パークスワンキヨコーン)の許可に従い、合併(クワプ)をすることができる。

第 118 条 法人の分割(ニエーク)

法人は、その法人の定款の定めに従い且つ関係機関(パークスワンキヨコーン)の許可に従い、複数の法人に分割することができる。

第 119 条 法人の解散(ユブルーク)

法人は、以下のいずれかの場合に解散(トウクユブルーク)する：

1. その法人の定款に定める解散事由がある場合；
2. その法人の目的の達成又はそれ以上[目的に向かって]進むことができない；
3. 裁判所の判決による破産判決；
4. 裁判所の判決による解散；
5. これらのほか法律に定める場合。

第 120 条 清算(ガーンサムラササーーン)

この法典 119 条に定めるところに従い法人が解散(ユブルーク)したときは、法律の定めに従って完全に清算(サムラササーーン)しなくてはならない。

B. 協会(サマコム)

第 121 条 協会(サマコム)

協会とは、社会的(サンコム)な組織(ガーンジャッタン)であり、任意で設立され、分配するための収入(ライダイ)又は利益(ポンガムライ)を追求せず(ボーハー…)且つ協会、その構成員又はコミュニティー(スムソン)の権利と正当な利益を擁護するため恒常的(ヤーンペンパチャム)に活動するものである。

第 122 条 協会の法人としての地位(ターナ)

この法典又は他の法律により設立された協会(サマコム)は法人の地位(ターナニティズッコン)を有する。

第 123 条 協会(サマコム)の種類(パペート)及び活動の範囲

協会の種類は以下のとおりである：

1. 経済[分野]的(ダーン)な協会(サマコム)；
2. 職業訓練(ウィサシープ)、テクノロジー(テクニークウィサカーン)及びクリエーション(パティットキッテーン)的な協会(サマコム)；
3. 社会福祉事業(サンコムソンコ)及びその他の協会(サマコム)。

協会(サマコム)は以下の活動範囲を持つ：

1. 全国の範囲で活動する協会(サマコム)；
2. 県又は首都(ナコーンルワン)の範囲で活動する協会(サマコム)；
3. 郡(ムアン)、特別区(テッサバーン)、特別市(ナコーン)の範囲で活動する協会(サマコム)；
4. 村の範囲で活動する協会。

協会(サマコム)は、許可を得た範囲内で支部又は代理人事務所(ホーンガーンプータンナー)を持つことができる。

第 124 条 協会(サマコム)設立の要件

設立しようとする協会(サマコム)は以下の要件を満たさなくてはならない

1. 憲法、法令 (ゴットマイラビヤップガーン) 並びに国、地方及び少数民族(パオターンターン)の善良な慣習に反しない目的を持つ；国家の安寧(マンコン)、社会の秩序及び他人の権利自由に対する危険がないこと；
2. 設立者(プーリルーム)が、この法典に定めるところに従い行為能力を有する人又は法人であること；
3. 定款を持ち、上記協会(サマコム)の目的の達成を確保するための事務所及び財産(サプシン)を有する；
4. 協会(サマコム)の活動に任意で参加(カオフワム)する加入(ロンタビヤン)構成員の数が十分である。

第 125 条 協会(サマコム)の設立申請

協会(サマコム)の設立申請(コー)は、関連法令に定める要件、規則(ラビヤップガーン)及び手続に従う。

第 126 条 協会(サマコム)の定款

協会(サマコム)は、協会(サマコム)の名称及びこの法典 108 条及び関係政令に定めるその他の内容からなる定款を持たなければならない

第 127 条 協会(サマコム)の統治構造(コンパゴープガーンジャッタン)及び管理運営(ガーンクムコーンボリハーン)

協会(サマコム)はその統治構造(コンパゴープガーンジャッタン)を持つ。

協会(サマコム)の統治構造(コンパゴープガーンジャッタン)及び管理運営(ガーンクムコーンボリハーン)は、協会の定款又は協会の設立合意(コートクロンサンターン)に規定される。

第 128 条 協会(サマコム)の総会(ゴーンパスムニヤイ)

協会(サマコム)の総会は協会(サマコム)の最高機関(ジャッタンスンスッ)であり、その協会の定款に従い行われる。

第 129 条 協会(サマコム)の統合(クワブ)、分割(ニエーク)及び解散(ユブルーク)

協会(サマコム)の統合(クワブ)、分割(ニエーク)及び解散(ユブルーク)はこの法典の 117 条、118 条及び 119 条に従う。

c. 財団(ムンニティ)

第 130 条 財団(ムンニティ)

財団(ムンニティ)とは、社会的(サンコム)な組織(ガーンジャッタン)であり、法人の地位(ターナニティブッコン)を有し、公益(サーダーラナパニヨート)のために利用する資本、特定の財産(サプシン)を持ち、文化、教育、環境、保健、スポーツ、科学、慈善事業、人道、その他の分野があり、利益を求める(ボーワン)。

財団(ムンニティ)の財産(サプシンコーン)の使用は、財団の目的に沿う形でのみ使用され、それ以外に何人の個人的利益のためにも行われない。

第 131 条 財団(ムンニティ)の活動範囲(コープケートガーンクーアンワイ)

財団(ムンニティ)は以下の活動範囲を持つ：

1. 全国の範囲内で活動する財団(ムンニティ) ;
2. 県又は都(ナコーン)の範囲内で活動する財団(ムンニティ) ;
3. 郡(ムアン)、特別区(テッサバーン)、特別市(ナコーン)の範囲内で活動する財団(ムンニティ)。

第 132 条 財団(ムンニティ)の設立要件

財団の設立は以下の要件を満たさなくてはならない :

1. 憲法、法律並びに国、地方及び少数民族(パオターンターン)の善良な慣習に反しない目的を持ち；国家の安寧(マンコン)、社会の秩序及び他人の権利自由に対する危険がないこと；
2. 設立者(プーリルーム)が、この法典に定めるところに従い行為能力を有する人又は法人であること；
3. 定款を持ち、財団(ムンニティ)の目的の達成を確保するための事務所及び財産(サプシン)を有する。

第 133 条 財団(ムンニティ)の設立申請

財団の設立は、法律及び関連政令(レラビヤップガーンティーキヨコーン)に定める要件、規則(ラビヤップガーン)及び手続に従う。

第 134 条 財団(ムンニティ)の定款

財団は、財団の名称並びにこの法典 108 条及び関係政令に定めるその他の内容からなる定款を持たなければならない。

第 135 条 財団(ムンニティ)の統治構造及び管理運営

財団はその統治構造(コンパゴープガーンジャッッタン)を持つ。

財団の統治構造及び管理運営(ガーンクムコーンボリハーン)は、財団の定款又は財団の設立合意(コートクロンサンターン)に規定される。

第 136 条 財団(ムンニティ)の合併、分割及び解散

財団の合併(クワブ)、分割(ニエーク)及び解散(ユブループ)は設立者の意思に従いこれを行うことができる。

財団(ムンニティ)の統合、分割及び解散はこの法典の 117 条、118 条及び 119 条に従う。

第 III 編 家族

第 1 章 一般原則(ラッカントワパイ)

第 137 条 家族(コプクワ)

家族とは夫、妻、子ども(ルーク)及びその他の互いに結びつく家族構成員からなり、生活を共にし、有効に家族登録(サマノクア)をした社会的な細胞(チュラン)である。

第 138 条 家族関係(サイイポワパンコプクワ)

家族関係とは、婚姻の登録、子どもをもつこと及び他人の子を養子にもらうことにより生じる関係であり、お互いの間に家族としての権利及び義務を生じさせるものである。

家族関係は出生、社会経済的地位、人種、民族、文化度、職業、宗教、居住地その他と関わりなく生じる。

第 139 条 親族(サイニヤート)及び親族の等級(ラダップ)

家族関係における親族(サイニヤート)は、血族(サイニヤートタンサイルーアット)及び姻族(サイニヤートティーキヤオパンカン)からなる。

1. 血族は、直系血族(ニヤートサーイタン)及び傍系血族(ニヤートサーイクワーン)の 2 種類に分類される。

- 1.1 直系血族は、上位直系血族(ニヤートサーイタンブーアントゥン)及び下位直系血族(ニヤートサーイタンブーアンルン)の種類がある。

上位直系血族は、以下の等級に分けられる：

- ー父母；
- ー祖父母(パー、ニヤー、ポータオ、メータオ)；
- ー曾祖父母(トウワット)。

下位直系血族は、以下の等級に分けられる：

- ー子(ルーク)；
- ー孫(ラーン)；
- ー曾孫(レーン)。

養子は実子と同じ身分を有する

- 1.2 傍系血族は、以下の等級に分かれる：

- ー兄弟姉妹(アイ、ウアイ、ノーン)；
- ー兄弟姉妹の子(ルークアイ、ウアイ、ノーン)；
- ー叔父叔母(ルン、パー、アーオ、アーラー、ナーパー、ナーサー)。

2. 姻族は、以下の等級に分けられる：

- ー繼子；
- ー夫又は妻の父母；
- ー夫又は妻の兄弟姉妹(アイ、ウアイ、ノーン)。

第 140 条 家族関係における男女(ニンレサイ)間の平等(サムーパープ)

男女(ニンレサイ)は家族関係のあらゆる側面で平等の権利を有する。

第 141 条 婚姻の権利自由

成年に達した男女(ニンレサイ)は、国の善良な慣習(パペニーアンディーガーム)に従って、任意に且つお互いの愛情に基づいて、夫および妻となる伴侶(クーハック)を選ぶ権利自由(シットセリパープ)を有する。

いかなる人、家族または組織(ガーンジャンタン)も、その管理下にある子や孫(ルークラーン)、それ以外の家族の構成員、職員(パナックガーン)もしくは公務員(ラッタコーン)の結婚を強制(バンカップ)または妨害する(カックワン)権利はない。

第 142 条 一夫一婦制(ガンペンポワヌンミヤディアオ)

婚姻は一夫一婦制(ラッガーンポワヌンミヤディアオ)の原則に従わなければならぬ。

第 143 条 母子の利益の保護

国家及び社会は、夫婦が共に暮らしているか、別居しているか又は離婚しているかにかかわらず、母子の正当な(ソープタム)権利及び利益を保護することを最優先に考慮する(トゥーアオ…ペンブリマシット)。

第 144 条 家族の発展

国家は、あらゆる国家機関(オンガーンジャッタンコーンラット)、社会、経済単位(ホワヌワイトゥラキット)及び全ての国民に対して、家族が幸福で、理想的家族であり、文化的家族であり、進歩し、連帯し、温かく、正義で文明化するように発展することを促進する。

第 2 章 婚約(ガーンマンマーイ)及び婚姻申込(ガーンスーコー)

第 145 条 婚約(ガーンマンマーイ)

男女(クーバオサオ)が愛し合っているが(マクハク)、まだ婚姻のために一緒になるに至っていないとき、伝統習慣(ヒートコンパペニー)に基づき、男性側が財産(サップシーン)や貴重品を女性側に預ける又は預けないことによって、婚約に関する合意書(ボットバントウックトクロン)を作成する。

婚約は行っても行わなくてもよいが、法的な効果を有しない。

第 146 条 婚約の不履行(ボーパティバット)

この法典の 145 条に規定した婚約がある場合で、男性側が十分な理由なく婚約に違反(ラムート)したときは、まだ合意(ガントクロン)に従って引き渡されていない財産(サップシーンコーン)または貴重品は女性側に引き渡さなければならず、すでに引き渡された財産または品物は、女性側の財産となる(トック)ものとする。

女性側が十分な理由もなく婚約を破棄した場合、まだ覚書に従って女性側に引き渡されていない財産または貴重品は、男性の財産として留まる(トック)ものとし、男性側からすでに受け取っている財産または貴重品は、女性側は男性側に返却しなければならない。

第 147 条 婚姻申込(ガーンスーコー)

男女(バオサオ)が愛し合い(マクハク)、夫婦となることに合意した場合、男性側は、その父母、年長者(タオゲー)又は組織とともに、女性側の父母、年長者を訪れ、伝統慣習(ヒートコンパペニー)に従って、婚姻贈答品(カードーン)及び結婚式について、男性側及び女性側の能力及び現実の条件(シグアンカイ)に即して合意し、適切に覚書(ボットバントウック)を作成する。

第 148 条 婚姻申込に基づく不履行(ボーパティバット)から生じる損害の賠償

一方当事者に十分な理由なく婚姻申込の不履行がある場合で、女性側又は男性側の名誉尊厳(キヤットサクシー)に損害がある場合又は婚姻の準備の為の出捐がある場合、当該不履行をした(ボーパティバット)側は、その損害賠償の責任を負う。

第 149 条 夫婦となる前の交渉(ガーンフワムパウェニーゴーンペンポワミヤ)

夫婦となる前に交渉を持った場合、男性(サーイヌー)が女性(ニンヌー)を妻としないときは、その男性は、女性又はその女性の家族に対して、伝統慣習(ヒートコンパペニー)に従って、療養費(カーフーンフー)、慰謝料([カ一] ポワベンチッチャイ)、儀式費用(カータムクワン)を払わなければならない。女性が男性を夫としないときは、慰謝料、儀式費用の支払を求めることができない。

女性が妊娠している場合、男性は、儀式費用(カータムクワン)に加えて、出産または流産費用(カーオークルークルールーク)、産後費用(カーユーカム)及び関係する費用(カーサイチャイティーキアオコーン)を支払わなければならない。

いかなる場合も(ボーワーナイコラニーダイコーターム)、男性は、その出産した子(ルーク)を、成年に達するまで、扶養(リヤンドゥー)する義務を負う。

第 3 章 婚姻

A. 婚姻の要件及びルール(シグアンカイレラビヤップガーンテーンドーン)

第 150 条 婚姻の要件

婚姻して夫婦(ポワレミヤ)となろうとする男女(ニンレサイ)は以下の要件を満たさなければならない:

1. 18 歳以上であること;
2. 男女(クーバオサオ)が愛しており、合意があり、任意性があること;
3. 未婚(ゾート)であるか、離婚している(ハーン)か又は死別(マーイ)しており、その法的な証明があること。

第 151 条 婚姻の不許可(ボーアヌニヤート)

婚姻は以下の場合には許可されない:

1. 同性の者;
2. 近親(ニヤートガイシッガン)である者、即ち父母(ポーメー)、父方祖父母(ブーニヤー)、母方祖父母(ポータオメータオ)、その上[の尊属](クンパイ)と子供(ルーク)、孫(ラーン)、ひ孫(レーン)、その下[の卑属](ロンマー); 養父、養母と養子の間; 繙父、継母と継子の間; 実子と実子、養子、継子との間; 養子と養子、継子との間; 叔父叔母(ルン、パー、アーオ、ナーバーオ、ナーサーオ)と甥姪(ラーン)との間。

継子同士については、父母が離婚した場合は夫婦になる事ができる。

第 152 条 婚姻登録

互いに婚姻することを希望する男女(ニンレサイ)は、書面で(ペンライラックアクソン)申請書(カムホン)を作成し、男女またはそのいずれが居住する郡レベル内務事務所の家族登録官(チャオナーティ)に提出しなければならない。

男女(ニンレサイ)が要件を全て(コプトゥワン)満たす場合、当該家族登録官は、それらの者を召喚し(ヒヤック)、3 人の証人の立会のもとで、その婚姻を登録する。

男女(ニンレサイ)は婚姻の登録の日から夫婦としての地位を有する。

第 153 条 結婚式

結婚式は、行っても行わなくてもよく、婚姻の登記と同時にあってもよく、その後に行っても良い。但し法的な効果は有しない。

結婚式をするときは、国の善良な伝統慣習(ヒートコーンパペニー)に合致させるとともに、節約的なものとする。

B. 外国に関係する婚姻

第 154 条 ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人または無国籍者との婚姻

外国人、永住外国人及び無国籍者は、婚姻および家族関係に関して、ラオス国民と同じ権利および義務を有する。

ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人又は無国籍者と間の婚姻は、この法典の 150 条から 152 条に従って行わなければならない。

ラオス人民民主共和国における国民と外国人、永住外国人又は無国籍者との間の婚姻登録は、家族登録法の規定に従い、男女（クーバオサオ）の居住する県レベルの内務局で行うことができる。

第 155 条 ラオス人民民主共和国における外国人、永住外国人または無国籍者同士の婚姻

ラオス人民民主共和国における外国人、在留外国人及び無国籍者同士の婚姻は、ラオス人民民主共和国の法律または婚姻するカップル（クーテンドン）の一方の国の法律に従って行うことができる。

婚姻するカップルの一方の国の法律に従って婚姻する場合、その国の大使館又は領事館で婚姻の登録を行わなければならない（ハイジョッタビヤン）。

ラオス人民民主共和国における外国人、在留外国人及び無国籍者同士の婚姻登録は、男女（クーバオサオ）あるいは男女いずれかが居住する県レベルの内務局またはラオス人民民主共和国にあるその男女に関係する大使館あるいは領事館で行うことができる。

第 156 条 外国におけるラオス国民同士の婚姻

国は、外国において、ラオス人民民主共和国の法律に適合して（ドーサートコーンカップ）行われたラオス国民同士の婚姻を認める。

外国におけるラオス国民同士の婚姻登録は、家族登録法の規定に従い、当該国のラオス人民民主共和国の在外公館（サムナックガーンプータンナーコーンソーポポラオ）の家族登録ユニット（ノイガーンタビヤンコープクワ）で行うことができる。

第 157 条 外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との婚姻

国は、外国において、ラオス人民民主共和国の法律に適合して（ドーサートコーンカップ）当該男女の居住する国の法律に従って行われたラオス国民と外国人、永住外国人又は無国籍者との間の婚姻を認め、[この場合]大使館又は領事館に通知して知らしめなければならない。

外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との婚姻登録は、当該国のラオス人民民主共和国の在外公館の家族登録ユニットで行うことができ、その国の関係する法律に従わなければならない。

C. 無効な婚姻（ガンテンドーンペンモカ）

第 158 条 無効な婚姻（ガンテンドーンペンモカ）

無効な婚姻とは、以下に違反した婚姻である：

1. この法典 150 条に定める夫婦となる為の要件；
2. この法典 151 条に定める婚姻の不許可。

第 159 条 無効な婚姻の取消（ロップラーン）

夫、妻、夫又は妻の父母、人民検察事務所の長、家族登録官又は利害関係を有する者は無効な婚姻の取消（ロップラーン）を申し立てる（ホンコー）権利を有する。

無効な婚姻の取消（ロップラーン）は人民裁判所の管轄である。

第 160 条 無効な婚姻の効果

裁判所が無効な婚姻を取り消す（ロップラーン）判決を出したときは、夫婦関係は終了する（シンスットロン）。但し、胎児又は夫婦が一緒にいる間に出生した子は、法律上の子（ルークティートウークトンタームゴッマイ）とみなす（ハイトゥー）。

無効な婚姻の取消の前に、夫婦が一緒にいる間に得た財産（サプソンバット）は共有財

産(ガマシットフワム)であり、この法典 290 条の規定に従って分割(ベーンパン)される。

第 4 章 夫婦間の関係(サイイポワパンラワーンポワミヤ)

第 161 条 夫婦の権利

家族の中では(ユーナイコプクワ)、夫婦はあらゆる面で平等な権利を有する。家族の内部の問題については、夫婦は協力し(エカパープ)、共に話し合って結論を出す(ポムカントクロン)。

夫婦は、法律が定めるところに従ってお互いに代理する権利を有する。

第 162 条 夫婦の活動の権利

夫婦は、政治的、経済的、文化的および社会的活動を行う権利を有する。

家族の住所 (ボンユー) の選択は、夫婦が協力して(エカパープ)話し合って決めなければならない(トクロン)。

第 163 条 氏を選択する権利

夫婦は家族の氏として夫又は妻の氏を選択する権利を有する。夫婦はそれぞれの(パイラーオ)氏を継続して使用することもできる。

第 164 条 夫婦の義務

夫婦は、互いに愛し(ハックペーン)、尊敬し(カオロップナップトゥー)、面倒をみ(ブンニエーン)、誇りに思い(ハイキヤット)、許すことを知り(フーチャックハイアパイ)、助け合い(スワイルア)、共に子どもを育て(リヤンドゥー)、教育し(スクサーオップホム)、そして家族を連帯し幸福で進歩した(ガオナー)ものとする義務を負う。

第 165 条 夫婦の負債(ニーシン)に対する責任

夫婦又は夫婦の一方は、以下の場合に負債に対して責任を負う：

1. 夫婦が共同で負債を負ったとき；
2. 夫又は妻の一方が負債を負ったが、家族の支出に充てるためであるとき；
3. 夫又は妻の一方が負債を負い、それが自己の個人的な(スワントワ)利益のためであるとき。この場合に(ナイコラニーニー)、妻又は夫が自己の金銭又は婚姻財産(シンソムサーン)を用いて負債(ニーシン)を弁済(サイテーン)したときは、法律に従って補償(トッテーンケン)を受ける権利を有する。

夫婦が別居後に負った負債(ニーシン)については、それが家族の為であるか又はお互いの合意(トクロンヘンディー)があつたときは、夫婦は共に責任を負う。負債が個人的な(スワントワ)利益の為であり、お互いの合意(トクロンヘンディー)なく為された場合、負債を負った夫又は妻はそれぞれが責任を負う。

第 5 章 夫婦の財産(サプソンバット)

第 166 条 夫婦の財産

夫婦の財産(サプソンバット)は、婚前財産(サップドゥーム)と婚姻財産(シンソムサーン)から構成(パゴープ)される。

第 167 条 婚前財産(サップドゥーム)

婚前財産とは、夫若しくは妻が婚姻前に取得(ダイマー)した財産(サプソンバット)又は婚姻後に相続若しくは贈与(モープ)若しくは条件付贈与(ニヨック)によって夫若し

くは妻が個別に(サボ⁹)得た財産(サプソンバット)であり、当初の状態にあるか又は新たな財産(サプシンコーン)の形になっているかを問わない。

加えて(ノークチャークニー)、夫又は妻の婚前財産から生じた利子(ドクピヤ)、収入(ライダイ)及び果実(マクポン)はその者の婚前財産とみなす。但し、夫又は妻がその生産又は形成(サークル)に協力した場合、その収入及び果実については婚姻財産とみなす。

第 168 条 婚姻財産(シンソムサークル)

婚姻財産は、夫および妻が一緒にいる(ナムカン)間に形成(サークル)し又は取得(ハーケマーダイ)した財産(サプソンバット)である。但し、個人的に利用する価値の低い(ボーミームンカースーン)ものである財産(サプシンコーン)はこの限りでない。

同居中(ユーフワムカン)又は別居中(ニエークカンユー)に得た夫又は妻の収入(ライダイ)はすべて婚姻財産(シンソムサークル)とみなす。

一方の婚前財産を、婚姻財産又は他方の婚前財産を使用して修繕(ソムベーン)した場合で、修繕の支出(ガンサイチャイ)の価格(ムンカー)がその修繕する婚前財産の 2/3 を超えるときは、その物(サップ)は婚姻財産となる。

第 169 条 婚姻財産の使用

夫婦は、夫又は妻のいずれがその財産(サプシンコーン)を得た者であるかに關係なく、婚姻財産(シンソムサークル)に関して等しい(タオティヤムカン)権利を有する。夫婦は、家族の要求(ヒヤックホーン)必要(トーンカーン)に従って合理的に婚姻財産を使用する権利を有する。高い価値を有する婚姻財産に関する収益権及び処分権については、事前に(シアゴーン)お互いの合意(エカパープ)形成を必要とする。

第 6 章 夫婦の終了(ガンシンスットガンペンポワミヤ)

第 170 条 夫婦の終了

夫婦の終了とは、以下に規定する事由(サヘート)の 1 つにより、夫婦関係が決裂する(カートチャーク)ことをいう :

1. 離婚 ;
2. 婚姻の無効を承認(ハップフー)する裁判所の判決 ;
3. 夫又は妻の死亡。

A. 離婚(ガーンヤーハーン)

第 171 条 離婚

離婚はこの法典 176 条に規定する事由の 1 つによる夫婦の終了である。

いかなる場合も(ボーワーナイコラニーダイコーターム)離婚を買う(スーサーン)こと又は強制して離婚させる(バンカップハイヤーハーン)ことは許されない(ボーアヌニヤート)。

第 172 条 離婚の種類

離婚には以下の 2 種類(パペート)がある :

1. 任意(サマックチャイ)の(ドウワイ)離婚 ;
2. 裁判所の判決による(ターム)離婚。

第 173 条 任意の離婚

任意の離婚とは夫婦の相互の合意(ヘンディーヘンポーム)による離婚である。

任意の離婚は以下の要件を満たさなければ(ミーグアンカイコプトゥワン)ならない：

1. 子の問題(バンハー)、例えば子の養育(リヤンドゥー)などに関して争い(ヨーカッニエーン)がない；
2. 婚姻財産に関して争いがない；
3. 負債(ニーシン)に関して争いがない。

任意の離婚が効果を有するには、家族登録法に従い、男女(クーバオサオ)の居住する郡レベルの内務事務所で登録しなければならない。

第 174 条 任意の離婚の手続(カントーン)

任意の離婚をしようとする(ミーチュッパソン)夫婦は、両者の両親、年長者(タオゲー)とともに 3 人以上の証人の面前(ソンナー)で離婚申請書を作成し、自分たち(ワックトン)が住む村の村長に提出しなければならない。村長は、離婚申請書を受理したときは、夫婦が仲直り(クンディーカン)するよう教育(スクサーオブホム)しなければならない。当事者ら(ワックキヤオ)がただちに(ナイタンダイ)受け容れない(ボーソムニヨム)ときは、3 カ月以内の定められた熟慮期間(ウェラーパイコンキット)を与えなければならない。

熟慮の後、仲直りしないときは、村長は、離婚登録及び夫婦それぞれに(プーラサバップ)証拠として利用する為に離婚証明書(バイヤハーン)を発行するため、離婚の記録(ボットバントゥック)を作成して、郡(ムアン)、特別区(テッサバーン)、特別市(ナコーン)の戸籍登記官に送付しなければならない。

第 175 条 裁判所の判決による(ターム)離婚

裁判所の判決による離婚とは、夫又は妻からの訴え(ホンフォーン)又は申立(ホンコー)に基づき(ターム)離婚させる(ハイヤハーン)裁判所の審理判決(ピチャラナータッシン)である。

裁判所の判決による離婚は以下の要件を満たさなければ(ミーグアンカイ)ならない：

1. 夫又は妻から離婚の訴え(ホンフォーン)又は申立(ホンコー)がある；
2. この法典 176 条に規定する離婚事由(サヘートコーンガーンヤーハーン)がある；
3. 夫婦に子の養育、婚姻財産、負債(ニーシン)及びその他の問題がある。

裁判所の判決による離婚は、判決確定の日から効果を有する。

第 176 条 離婚事由(サヘートコーンガーンヤーハーン)

夫又は妻は、以下の事由の 1 つがあるときは離婚を求める(ヨー)ことができる：

1. 不貞(タムミサチャン)；
2. 相手、相手の両親及び親戚(ニヤートピノーン)に対して暴力をふるい(フンヘーン)若しくは汚く(ニヤープサー)ののしり(ポーイダー)、又は非常に悪い(ヤンハイヘーン)、不適切な振る舞い(パプートティーボモソム)、例えば重度のアルコール中毒や薬物中毒(ティットヤーセプティット)若しくは常習賭博、浪費を行う；
3. いなくなり(ニーパイ)且つ 3 年以上知らせを又は家族を扶養する(リヤン)為の物(サップ)を送らない；
4. 相手の同意なしに 3 年間以上、僧(ピッククー)、見習僧(サーマネン)若しくは寺院助手(ポーカオ)、又は尼(メーカー)になる；
5. この法典の 95 条の規定するところにより失踪者となる；
6. 5 年以上の自由刑の裁判判決を受ける；

7. 一緒にいることができないほどの、非常に悪質な危険な病気にかかる；
8. 一緒にいることができないほどの、精神異常者(コンバーシアチット)になる；
9. 性交渉を持つことができない(ボーサーマートフワムパウェニーガンダイ)；
10. 夫婦として共に暮らすことがこれ以上できないとき、例えばお互いの信頼関係の破壊(ボーサッストーカン)、精神的拷問(トーラマーンチッチャイ)など。

第 177 条 裁判所の判決による離婚の検討手続

離婚の訴え又は申立(ホンコー)書を受理したときは、裁判所は夫婦が仲直り(クンディー)するよう教育(スクサーオプホム)しなければならない。当事者ら(プワックキヤオ)がただちに(ナイタンダイ)受け容れない(ボーソムニヨム)ときは、3 カ月以内の定められた熟慮期間(ウェラーパイコンキット)を与えなければならない。

熟慮の後、仲直りしないときは、裁判所はこの法典 176 条に定める事由の一つがあるときは夫婦を離婚させる判決を出す。離婚の判決の中で、裁判所は、成年に達していない子、及び生計を立てる(ダムロンシウット)ための仕事に出ることができない夫又は妻の利益を保護する為の措置(マータガーン)をとらなければならない。

離婚の判決を出した後、裁判所は確定した判決の写しを作成し、離婚登録のため家族登録官に送付し、その後夫婦のそれぞれに離婚証明証を交付しなければならない。

第 178 条 離婚請求(コーヤハーン)の不許可

夫は、妻が妊娠中又は子どもが生まれてから 1 年が経過するまでの間は離婚を請求(コ一)する権利を有しない。但し、妻が離婚を請求する場合はこの限りではない。

第 179 条 子の世話(ブンニエーン)及び養育(リヤンドゥー)

離婚した夫婦は、子を世話し(ブンニエーン)、養育し(リヤンドゥー)及び教育(スクサーオプホム)する義務を負う。

夫婦が子の世話及び養育に関して合意できない時は、裁判所は、子どもの利益を第一に考えつつ、法律に従い父又は母のいずれの下に引き渡す(モープ)か審理判決しなくてはならず、あわせて子が成人(ガシアンアニュ)に達するまでの養育費の支払についても判断しなくてはならない。

第 180 条 妻又は夫の扶養料(カーリヤンドゥー)の請求(ホンコー)

離婚を審理する際又は離婚の登録が為された後、かつての夫婦関係に起因する疾病(チェブ)を有し且つ自ら生活費を稼ぐことができず困難に陥っている(カートクーン)妻又は夫は、相手方(ファイティートゥークホンコー)に経済力(クワームサーマートタンダンセタキット)があるときは、裁判所に対して、夫又は妻に扶養料を支払わせることを審理判決するよう請求する(ホンコー)権利を有する。但し、その扶養料の支払いは 2 年を超えない。

第 181 条 婚前財産(サップドゥーム)及び婚姻財産(シンソムサーン)の分割

夫婦の婚前財産と婚姻財産の分割は以下のとおり行う：

1. それぞれの側(ファイダイ)の婚前財産は、それぞれの側(ファイナン)の所有物となる；
2. 夫婦の婚姻財産は等分する(ハイベーンバンカンコンラクン)。但し、夫又は妻が、不貞、婚姻財産の搾取又は横領という不当行為(カタムピット)を行い、そのことにつき確定判決がある場合は、その不当な側(ファイティーピット)は、婚姻財産の 3 分の 1 のみを受け取る。

子が成年に達しておらず、その子が一方の下にいるときは、その方は子の養育の為に婚姻財産の 3 分の 1 を受け取る。その養育の為の費用が子を育てるのに十分でない場合は、この法典の 217 条に従い、子と生活を共にしていない父または母が、子が成年に達するまでその義務を履行しなければならない。その財産の残りを夫婦が等分する。

婚姻財産は夫婦が離婚した後に分割される。

婚姻財産は、以下の場合、本項に定めるところに従い、一方の訴え(ホンフォーン)又は申立(ホンコー)に基づき、離婚前に分割することができる：

1. 夫婦が別居した場合；
2. 夫又は妻が、婚姻財産を盗って不正に使用し、又は婚姻財産に対して不誠実(ボーミークワームボーリスッチャイ)である場合；
3. 夫又は妻が、裁判所の判決により失踪となった場合。

第 182 条 未払婚姻贈答品(カードーンカーン)

未払婚姻贈答品は、婚姻申込の覚書の定めに従った引渡(モープ)が完了していない金銭又は物の数量(ジャムヌアン)である。

離婚する場合、男性側に落ち度(クワムピット)があるときは、男性側は、女性側に対する未払婚姻贈答品の支払(チャーイ)について責任を負わなければならない。女性側に落ち度(クワムピット)があるときは、未払婚姻贈答品はなかったものとする(トクバイ)。

B. 外国に関する離婚

第 183 条 ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚

ラオス人民民主共和国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚は、この法典の規定に従って行う。

第 184 条 ラオス人民民主共和国における外国人、永住外国人、無国籍者同士の離婚

ラオス人民民主共和国における外国人、永住外国人、または無国籍者同士の離婚は、この法典の 171 条から 182 条の規定に従って行う。

第 185 条 外国におけるラオス国民同士の離婚

外国におけるラオス国民同士の離婚は、ラオス人民民主共和国の法律又は夫婦が居住する国の法律に従って行う。

外国におけるラオス国民同士の離婚は、ラオスの大天使館又は領事館に知らせなければならない(ハイ…ハップフーナム)。

第 186 条 外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚

外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚は、ラオス人民民主共和国の法律又は夫婦が居住する国の法律又は夫又は妻の国の法律に従って行う。

外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚は、ラオスの大天使館又は領事館に知らせなければならない(ハイ…ハップフーナム)。

第 187 条 ラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚の登録

ラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚の登録は、男女が離婚する前に居住していた県レベルの内務事務所で登録しなければならない。

外国におけるラオス国民と外国人、永住外国人、無国籍者との間の離婚の登録は、当該国のラオス人民民主共和国の在外公館の家族登録ユニットで行うことができ、または、その国に係する法律に従わなければならない。

C. 死亡(ガーンシアシウイット)

第 188 条 夫又は妻の死亡

夫又は妻の死亡とは、自然に又は裁判所の判決により死亡することである。

第 189 条 夫または妻の自然による死亡

夫又は妻の自然による死亡とは、病気、加齢、事故(ウップティヘッド)、殺人及びその他現実において生じる偶然及びその他の事情により死亡することである。

第 190 条 夫又は妻の裁判所の判決による死亡

夫又は妻の裁判所の判決による死亡とは、この法典の 97 条の規定による死亡をいう。

D. 夫婦関係終了の効果(ポン)及びよりもどし(ガーンアオガンクーンペンポワミヤ)

第 191 条 夫婦関係終了の効果(ポン)

夫婦関係の終了は以下の効果を持つ：

1. 婚姻財産は分割される；
2. 子の養育義務；
3. 負債に対する共同の責任。

第 192 条 共通の氏の使用(ガーンサイナームサクンディアオカン)の終了

夫又は妻が婚姻して氏を夫又は妻の氏に変更した場合、夫婦関係が離婚又は裁判所の判決による婚姻の無効により終了したあと、以前の(ドゥーム)自身の(トン)氏に戻すことができ又は他方から異議がないときは家族の姓を維持することができる。

第 193 条 よりもどし(ガーンアオガンクーンペンポワミヤ)

離婚した夫婦が再びよりをもどす(アオガンクーン)ときは、もう一度新たに婚姻の登録をしなければならず、且つこの法典に従わなければならぬ。

第 7 章 父母と子の関係

A. 実子(ルークキーン)

第 194 条 父母と実子(ルークキーン)の権利及び義務の発生(ダイ)

法律が規定する父母と子(ルーク)の権利及び義務は、子(デック)の出生(ガムヌート)により発生(クートクン)する。

子(ルーク)は、適法に(ヤントゥークトン)婚姻している父母から、又は婚姻していない父母から生まれるものである(アーチャクート)が、父である者(プーオンポー)は自ら任意に(サマックチャイ)その子の眞の父であることを認める(ハップフー)ことができ、又は裁判所の判決により父であると認められる(ダイトゥークハップフー)。

第 195 条 出生報告及び出生登録

自らの家庭(コプクワ)、保健センター(スックサーラー)又は病院で子どもが出まれたときは、家長又は家族の代表は、家族登録法の規定に基づき報告し出生を登録しなけれ

ばならない。

第 196 条 子 (デック) の名前及び氏 (ガーンサグン)

父母は自由に(タームチャイマク)且つお互いの合意に基づき(タームガシヘンディー)子 (デック) の名前を決める権利を有する。子 (ペーベンルーク) は、成年に達したときは、規則(ラビヤップガーン)に従い自分で自分の名前を変える権利を有する。

子 (デック) の氏は、父母が同じ氏を使っているときは父母の氏を使うものとする(ハイサイ)。

父母が異なる氏を使っているときは、子は、父母の合意(ヘンディー)に従い、父の又は母の又は両方の(コーンタンソーン)氏を使うことができる。合意(トクロン)できない時は、子は裁判所の判決に従って氏を使用する。

離婚し又は裁判所の判決による婚姻が無効とされたときも、子の氏は変更しない。子と一緒に暮らす父又は母において、子に自分の氏を使わせたいと望むときは、未成年である子の氏を自分のものに変更する権利を有する。

その名前又は氏を変更したいときは、関係法律を適用する。

第 197 条 父であることの認知(ハップフー)

父であることの認知は、子が、婚姻していない父母から生まれたときに行われる。

認知による父子関係は子の出生時より発生する。

父であることの任意の認知は、子の父母が共同の申請書(カムホン)を郡(ムアン)、特別区 (テッサバーン)、特別市(ナコーン)の家族登録機関(オンカン)に提出(ニューン)して行わなければならず、その申請書では父が真に父であることを認め(ハップフー)、母もそれに同意(ヘンディー)しなくてはならない。母が死亡しているときは、父であることの認知は単独の(ファーイディアオ)申請書(カムホン)でできる。

子が成年に達しているときは、父であることの認知は、子の同意のみあれば、することができる。子の父が他の女性と婚姻していることは、子を認知することの妨げにはならない。

父が、子の父であることを認めないときは、母、子の後見人(ペーポッコーン)又は成年に達した子もまた(センディヤオカン)、裁判所に父であることの認知を審理判決するよう請求(ヘットカムホーン)する権利を有する。

裁判所は以下がある場合に父であることの認知する判決を出す：

1. 子の出生に先立って、子の母と、父であるとされる者が共に暮らし(ユーフワムカン)共に生計を立てていた(サーンセタキットルワム)場合；
2. 共に子の世話(ブンニエーン)養育(リヤンドゥー)又は教育(スクサーオプホム)に努めている(アオチャイサイ)場合；
3. その者が父であることを証明する証拠、例えば科学的医学的な証拠、がある場合。

第 198 条 父であることの否認(パティセット)

夫である者(ペーベンポワ)が、子が自身の子でないことを証明できるときは、裁判所に対し父であることを否認するため訴えを提起する(ホンフォーン)権利を有する。父であることの否認の請求(ホンコー)は子の出生を知ったときから 1 年以内にしなくてはならない。

B. 養子(ルークリヤン)

第 199 条 養子縁組(ガーンアオデクマーペンルークリヤン)

他人の子(ルークコンプーウーン)を養子にするために貰うことは、養父、養母及び養父母の親戚(ニヤートピノーン)において、その子を自分たちの実の子、実の兄弟、実の孫甥姪(ラーン)と同じようにみなす(ハイトゥー)ことであり、一方養子においては、自身の実の父母及び親戚(ニヤートピノーン)との権利義務が終了する(モッ)ことである。

養子縁組(ガーンペンルーカリヤン)には、この法典に規定するところに従い、適法な(ヤントゥークトン)証明書類が必要である。

第 200 条 養子縁組(アオデクペンルーカリヤン)を申請する者の要件

養子縁組をしようとするラオス国民は以下の要件を満たさなければならない：

1. 養子縁組の申請をする時点で 18 歳以上であり、養子にしようとする子どもと 18 歳以上の年齢差があること；
2. 正常な精神(サティサムパサンニヤソムブーン)を有すること；
3. 経済的に安定した地位を有すること；
4. 恒久的な住所(ボーンユー)があること；
5. 確かな職を持っていること；
6. 健康で、伝染病でなく、薬物中毒でないこと；
7. 刑事事件において有罪判決を受けたことがなく、親権をされていないこと；
8. 郡レベルの委員会の評価(ガーンパムーン)を経て(ダイパーン)おり、要件を満たし且つ養子を取るのに相応しい(モソム)者であるとしてリストに名前が載っている(ミースューナイバンシー)こと。

妻又は夫が養子縁組をするときは、夫又は妻の同意がなければならない。

第 201 条 養子となる子の要件

養子となる子は以下の要件を満たさなければならない：

1. 成年に達したこと；
2. 世話養育(ブンニエーンリヤンドゥー)を受けておらず又は家族と共にいることができず又は自身の家族の元へ帰ることができない；
3. 養子となる子が 10 歳以上であるときはその子の書面による同意、その同意は強制であってはならない；
4. 子の実父、実母又は後見人又は子の養育に責任を負う機関(パークスワン)の書面による同意があること、その同意は強制であってはならない；
5. 責任を負う委員会の評価(ガーンパムーン)を経て(パーン)、承認(カムヘンディー)があり且つ養子にできる子としてシルトに名前が載っている(ミースューナイバンシー)こと。

第 202 条 養子縁組(ガーンアオデクマーペンルーカリヤン)の手続(ウィティー)

養子縁組の申請及び検討は、別の規則(ラビヤップガーンターンハーケ)に従い行う。

第 203 条 養子であること(ガーンペンルーカリヤン)の登録

ラオス人による養子縁組(ガーンアオデクペンルーカリヤン)の登録は、家族登録法の規定に従い、養父養母が居住する郡レベル司法事務所 (オンカンニュティタムカムムアン) で行うことができる。

外国人による養子縁組(ガーンアオデクペンルーカリヤン)の登録は、司法省の家族登録を担当する局 (ゴムティーハッピソープヴィックガーンタビアンコープクア) で行うことができる。

第 204 条 養子縁組(ガーンアオデクペンルークリヤン)の秘密保持

養父養母の同意なくして、又は養父養母が死亡しているときは家族登録官の同意なくして養子であること(ガーンペンルークリヤン)に関する秘密(クワームラップ)を開示した者は、刑事的責任を負う。

第 205 条 養子(ガーンペンルークリヤン)の効果

養父養母と養子との関係は、登記された日に生じ、同時に養子に貰われる子と実父実母との関係は終了する。

養子は、養父又は養母の氏となる。

養子がすでに名を持っている場合で、養父養母がその名が不適切だと思うときは、子のために名を変更することができる。子が 10 歳に達している場合は、子の事前の同意を要する。

第 206 条 養子(ガーンペンルークリヤン)の終了

養子であること(ガーンペンルークリヤン)は、養子縁組(ガーンアオデクマーペンルークリヤン)が無効であると認定する裁判所の判決によって、また養子であること(ガーンペンルークリヤン)の解消(トーン)によって終了する。

養子縁組(ガーンアオルークペンルークリヤン)は、偽造書類(エカサーンポーム)を使って若しくは養父養母になることができない者によって為され又はこの法典の 200 条に定める養子縁組(ガーンアオルークペンルークリヤン)の要件に違反して為された場合、無効となる。

養子であること(ガーンペンルークリヤン)が子の利益のためになつてない(ボートープサノーンポンパニヨート)ときは、養子であること(ガーンペンルークリヤン)は解消(トーン)される。

実父実母、養父養母又はその他の利害関係を有する者及び人民検察院の長は、養子縁組の取消し(ロップラーン)又は解消(トーン)を求める権利を有する。

C. 外国籍(ポンラムアンターンパテット)の者による養子縁組

第 207 条 永住外国人、外国人(コンターンパテット)である養父養母の要件

永住外国人、外国人である養父養母の要件は、この法典の 200 条に定めるところと同様とするが、但し 1 号については、申請者は申請のときに 30 歳から 50 歳でなくてはならない。

外国人であるがラオ族(スアサートラオ)である申請者については、この法典の 200 条に規定するところに従う。

第 208 条 養子にいく子(デクティーチャパイペンルークリヤン)の条件

永住外国人、外国人の元に養子に行く子の要件は、この法典の 201 条に規定するところに従うが、但し 1 号については、子は 8 歳を超えてはならない。

申請者の近親者(ニヤートガイシット)である子、特別な子(デクビセート)又は養子に行く子の兄弟姉妹で 8 歳以上の者は、特別事例(コラニーピセート)として検討する。

第 209 条 外国における養子縁組(アオデクペンルークリヤン)

外国在住のラオス人(コンラーオ)で外国に住むラオス国籍である子を養子に貰おうとする者は、ラオスの法令に従って、ラオス大使館または領事館又はラオス人民民主共和国の関係機関(オンガーンティーキヨコーン)に申請書(カムホーン)を提出し、登録を求め(ユージョタビヤン)なければならない。

養父養母がラオス国籍でない場合、養子縁組(ガーンアオデクペンルークリヤン)は、まず(シアゴーン)ラオス人民民主共和国の適切な権限(シットアムナート)を有する機関(オンガーン)から許可を得なければならない。

ラオス人民民主共和国在住又は外国在住の外国人(コンターンパテット)、永住外国人又は無国籍者で、ラオス人民民主共和国在住のラオス国籍の子を養子にしようとする者は、ラオスの法令の規定に従う。

第 210 条 ラオス人民民主共和国に連れてくる養子縁組

ラオス国籍の者が外国籍の子どもをラオスにおいて養子にするには、ラオス人民民主共和国の法令に反しない限り当該外国の法令を適用する。

外国人である子を貰う養子縁組(ガーンアオデクティーペン…マーペンルークリヤン)は、ラオス大使館又は領事館に報告して知らせなくてはならない。

第 211 条 外国人、永住外国人又は無国籍者の養子縁組の方法

外国人、永住外国人、無国籍者でラオス国籍の子どもを養子に貰おうと申請(ホンコ一)する者は、司法省に申請書(カムホーン)を提出しなければならず、[司法省は]規則(ラビヤップガーン)に従って関係する諸機関と調整のうえ合意を得、それに基づき検討し、その後、内閣府(サムナックガーンナニヨックラタモンティー)に対して検討決定(ピチャラナートクロン)するよう提案する。

第 212 条 外国人、永住外国人又は無国籍者による養子縁組の効果

養子縁組(ガーンアオデクパイペンルークリヤン)は、この法典 205 条に規定するところと同様の効果を有する。

D. 継子

第 213 条 継子(ルークナー)

継子(ルークナー)とは、夫又は妻についてきた子(ルークティッド)である。

継子(ルークティッド)は実子及び養子と同じ地位を持つ。但し法が別途定める場合を除く。

第 214 条 継子(ルークナー)の終了事由(サヘート)

継子(ルークナー)は以下の場合に終了する:

1. 継父又は継母が自己の実母又は実父と離婚したとき;
2. 継父又は継母と実母又は実父の婚姻が無効であるとき。

第 8 章 父母及び子の権利および義務

第 215 条 子の権利および利益を守る(ポッポーン)父母の権利および義務

父母は、子の権利および利益を守る権利および義務を平等に有し、父母は、成年に達しない子の法定代理人となり、裁判所、職場、学校及びその他の場所における子の権利および利益を保護する義務を負う。

第 216 条 子を教育(スクサーオプホム)する父母の義務

父母は、自らの子をして、愛国心(ネオキットハクサート)、向上心(ハククワームガオナー)を持ち、善良であり、感謝の気持ちを持ち、喜びに満ちた人生設計を持つよう教育(スクサーオプホム)しなければならず且つ子どもが教育を受け(ハップガーンスクサー

ハムヒヤム)そして家族及び社会にとって有益な仕事、活動を行うよう環境(グアンカイ)を整えなければならない。

第 217 条 子を世話、養育する父母の義務

父母は、成年に達しない子に加え(ルワムタン)、行為能力又は仕事をする能力を有しない 18 歳以上の子、例えば精神障害(バーシアチット)若しくは身体障害(ピガーン)などを世話(ブンニエーン)、養育(リヤンドゥー)する義務を負う。

子を養育する義務は、父母が離婚又はその婚姻が無効の場合にもなお履行しなければならない。子を養育(リヤンドゥー)する父又は母は、子が未成年である期間はいつでも養育費(カーリヤンドゥールーク)を求め(アオ)訴える(ホンフォーン)権利を有する。

子 1 人の養育費(カーリヤンドゥールーク)は、国家公務員の最低賃金(グンドゥーアンタムスット)の半分をもとに(ドーイトゥアオ)、その時々の生活費(カーコーンシープ)に基づく(イーンサイ)ものとする。

子の養育費を支払う義務を負う者が、経済的に困難な状況に陥った場合、裁判所にその子の養育費を減額するよう申し立てる(ホンコー)権利を有する。

第 218 条 親を扶養、世話及び補助する子の義務

子(ルーク)は、高齢(タオゲー)、病気(ジェプヘン)、働くことができない等で援助が必要な父母を世話(ブンニエーン)、扶養(リヤンドゥー)及び補助(スワイルワ)する義務を負う。父母の扶養料(カーリヤンドゥー)は、父母及び子の間の合意に従う。合意できない場合、裁判所が決めるものとし、子の経済力に基づき毎月払わせる。

子(ルーク)は、父母が不適切(ボートゥークトン)な行為を行ったとき、例えば父母としての権利を濫用したとき、子に対して悪い行い(ヤーンホートハーイ)をしたとき、子に対して失礼(ニヤプサー)で思いやりのない(ボージョップガーム)ことをしたときは、裁判所の判決によって父母を扶養する義務から解放(ポン)される。

第 219 条 父母及び子の財産(サブ)

彼らが生存している間は、子(ルーク)は父母の財産(サブ)に対する権利を有さず、父母は子の財産に対する権利を有しない。

成年に達しない子ども(デク)の財産は、父母が管理者(プーミーシットクムコーン)となる。

第 220 条 父母と子の権利の剥奪(ボット)

成年に達しない子ども(デク)に対する父母たる権利(親権)の剥奪(ボット)は、本条 2 項の要件に従い、母、父、成年に達しない子ども(デク)、近親者(ニヤートガイシット)又は検察事務所の長が、裁判所に対して提案(カムサヌー)して行う。

父母が子(ルーク)を教育(スクサーオプホム)する義務を果たさず、父母としての権利を濫用し、子に対して悪い行い(ヤーンホートハーイ)をし、子に対して失礼(ニヤプサー)で思いやりのない(ボージョップガーム)ことをし又は子(ルーク)が不義理(ネラクン)を行う、例えば父母に対して暴力を振るう(タムハーイハーンガーイ)、脅迫する(バンカッਪナープケー)などした場合、その者(プーキヤオ)は、裁判所により父母たる権利(親権)または子たる権利を剥奪(ボット)される。

父母たる権利(親権)の剥奪がなれた場合でも、父母はなお裁判所の判決に従って成年に達しない子ども(デク)成年に達するまでを世話(ブンニエーン)し養育(リヤンドゥー)する義務を引き続き負う。

第 221 条 父母及び子の権利（親権）の回復(クーン)

権利を剥奪された父母又は子が改心(サントンディークン)したときは、裁判所は、当人(ペキヤオ)の申立(ホンコー)に基づき、父母又は子の権利の回復について審理判決をする。

第 9 章 未成年後見人の選任

第 222 条 未成年後見人の選任の方法

村長は、父母が死亡し、父母たる権利を剥奪され、病気で又はその他の理由で世話を受けていない(カートガンブンニエーン)未成年の子(デク)に関する通知を受け取った場合、1 カ月以内に子の後見人を子の近親者(ニヤートカイシッド)の中から任命しなければならない。

近親者が後見人になることを拒否し、または、近親者が子の利益と相反するあらゆる行為(プティカム)を行う場合、村長は、別の未成年後見人の任命について審理判決するよう裁判所に提案(サヌー)しなければならない。

村長は、定期的に後見人の活動を監督(クワッカー)する責務(ナーティ)を負う。

成年に達していない者、行為能力のない者、父母としての権利が剥奪された者、または素行不良な者(プーティーミーガンパポートボーモソム)は後見人として任命されるることはできない。

第 223 条 未成年後見人の権利及び義務

未成年後見人は、子を養育(リヤンドゥー)し、教育(スクサーオプホム)し、健康に留意し、教育し且つ権利及び利益を保護する義務を負う。

未成年後見人は、契約をし及びその他もろもろの行為において子の代理人となる権利を有する。

第 224 条 未成年後見人の解任(トーン)及び交替(ビヤン)の請求(コー)

未成年の後見人の行状が悪く、その責務を果たす能力がなく、不適切にその責務を行ったときは、裁判所の判決によってその後見人は解任(トーン)され又は交替されることができる。

第 225 条 未成年後見人の終了

未成年後見人であることは以下の場合に終了する：

1. 子が成年に達したとき；
2. 未成年後見人が死亡したとき；
3. 未成年後見人が行為能力を喪失したとき。

第 226 条 未成年後見人となることの要件、後見の終了及び後見の終了の効果

未成年後見人となることの要件、後見の終了及び後見の終了の効果については、それぞれの場合に応じて、この法典の 79 条、83 条、84 条を適用することができる。

第 IV 編 物、所有権及び物に対するその他の権利

第 1 章 物

第 227 条 物(サップ)

物(サップ)は物質であり且つ価値があり、有体物(サップミートワトン)及び無体物(サップボーミートワトン)からなる。

有体物(サップミートワトン)はサップシンコーンであり、不動産と動産がある。

無体物(サップボーミートワトン)とは形(フープハーン)のないもので、例えば、請求権(シットウワン)、著作権に対する権利(シットーリカシット)、特許権に対する権利(シットーシティパト)、商標に対する権利(シットークーアンマーイガーンカー)などの知的財産権(シットタンダーンサプシントーンパンニヤー)である。

第 228 条 不動産(アサンハリマサップ)

不動産は動かす(クアンニヤーイ)ことができない物(サップシンコーン)であり、土地及び土地に恒久的に付着した物(サップシンコーン)、例えば家、樹木及びその他の建築物などである。

第 229 条 動産(サンハリマサップ)

動産(サンハリマサップ)は動かせる物であり、例えば、テーブル、椅子、金のネックレス、指輪、動物などである。

第 230 条 果実(マークポン)

果実とは、自然に及び法律により物(サップシンコーン)から生じて収穫されるものである。

天然果実(マークポンドーイタンマサート)とは、物(サップシンコーン)から自然に生じるものであり、例えば、植物の実、果物、動物の子、動物の毛などである。

法定果実(マークポンドーイゴッマーイ)とは、物(サップシンコーン)を他人に貸し又は使用されることによる収入(ライダイ)、利子、配当である。

第 231 条 主物(サプシンコントントー)と従物(サプシンコーンパゴープ)

主物とは、独立していて、その機能に従って使うことができるものである。

従物とは、主物(サプントー)の利益の為に直接使われる(ハップサイ)ものであり、主物の一部であるが切り離すことができるものである。

主物を処分するときは従物も同様に処分するものとみなす。但し別段の合意がある場合はこの限りでない。

第 232 条 可分物(サプシンコーンサーマートニエークダイ)と不可分物(サプシンコーンボーサーマートニエークダイ)

可分物とは、明確に部分(スワン)に分割(ニエークオーク)することができ、各部分が従来の性質及び利用性能を保つ物(サプシンコーン)であり、例えば、コメ、砂糖などである。

不可分物とは、部分(スワンダイスワンヌン)に分割(ニエーク)すると、従来の性質及び利用性能を保たず又は元の物(サプシンコーンドゥーム)が損傷(シアハーイ)され、故障(ペーペー)し若しくは必要以上の高額の費用を要するものをいい、例えば、ギターと弦などであるが、法律又は契約で別段の定めがある場合はこの限りでなく、不可分物を分割する必要がある場合は価値を計算して分配する。

第 233 条 代替物(サプシンコーンビヤンテーンダイ)と不代替物(サップシンコーンボービヤンテーンダイ)

代替物とは、同じ形(フープソン)、性質、ブランド(イーホー)、種類(パペート)、種

類(サニット)、数量(パリマーン)、品質、型 (フン) 及び価値を持つ一般的な物であり、例えば、携帯電話、パソコンなどである。

不代替物とは、特有のデザイン、形、色などにおいて他の物と異なり、見つけるのが困難な物であり、絵画、偶像(シンサッカーラブーサー)、古物(ワットウブーハーン)などである。

欠陥、紛失等により代替物について義務を履行することができなくなった場合、他の代替物に差し替える。但し、不代替物はこの限りでない。

第 234 条 一つの物としての特性を有する物(サップシンコーンティーパゴープペンヌンディヤオ)

一つの物としての特性を有する物とは、互いに(スンカンレカン)噛み合わさり(ゴムキヤオカン)、繋がって(ティッパン)、完全な物(サップシンコーンティーソムプーン)として成り立つような各部分から構成される物(サップシンコーン)である。一部品が足りない又は噛み合わない(ボーゴムキヤオカン)場合、使えないか又はその物(サップシンコーン)の利用価値が減少する、例えば機械とケーンである。

一つの物としての特性を有する物は、分離してそれぞれを処分することができない。

第 2 章 占有(ガーンコープコーン)

第 235 条 占有(ガーンコープコーン)

占有とは、物(サップシンコーン)を保持(ユットゥー)及び管理(クムコーン)することである。

占有の主要形態 (フープガーントントー) は以下のとおりである：

1. 物(サップシンコーン)の直接(ターンゴン)及び間接(ターンオーム)占有；
2. 善意(ボーリスッチャイ)及び悪意(ボーボーリスッチャイ)占有；
3. 権原のある(トゥークトン)及び権原のない(ポートゥークトン)占有。

第 236 条 物の直接及び間接占有

何人かが、自ら占有する物を、他人をして占有させたとき、例えば賃貸(ガーンハイサオ)、使用させる(ガーンハイユーム)などすると、その者は間接占有者となり、他方物を受け取った方は直接占有者となる。

第 237 条 善意及び悪意による占有

善意占有とは、自分が占有している物が他人の所有物であることを知らずに行う占有であり、それは、物の公然、平穏、継続な占有により推定される。

悪意占有とは、自分が占有している物が他人の所有物であることを知っていた、あるいは知り得た上の占有であり、それは、不穏、秘密、非継続な占有により推定される。

第 238 条 権原のある(トゥークトン)及び権原のない(ポートゥークトン)占有

権原のある占有とは、法的根拠に基づく物の占有である。

法的根拠には以下がある：

1. 法律行為、例えば契約、遺言の作成；
2. 法律上の規定、例えば所有者(チャオコーン)のいない物の保管(ハクサー)、遺失物の拾得、世話(ハクサー)を受けていない動物の管理(クムコーン)、有価物の拾得など；
3. その他法律で定める場合。

権原のない占有とは、何人かによる、前項の定める法律上の根拠のない物の占有であ

る。

第 239 条 占有又は占有者に関する推定(サンニターン)

何人かによる何らかの物の占有は、平穏、公然な占有であると推定する。

何人かによる物の二期間(ソンライニヤ)、即ち始期及び終期における占有は、継続的な占有であると推定する。

何人かによる何らかの物の占有は、権原ある占有と推定する。ただし、登録が必要な物である場合、登録証(バイタビヤン)の中に名前がある者を権原のある(トゥークトン)占有者であると推定する。

第 240 条 特別許可による物(サップシンコーン)の占有

武器、毒物、ある種の高価な金属などの一定の物質(ワットウシンコーンバーンパペート)は、権限を有する機関(オンガーン)からの特別許可を得ている者のみ占有することができます。

第 241 条 権原なく占有する物からの果実

善意で物を権原なく占有する者は、その物から生じた果実を所有者に返還しなくてもよい。但し、国家又は集団の物から生じた果実は、すべてを返還しなければならない。

他方、悪意で権原のない占有者が占有する物から発生した果実は、その物の使用から生じた果実を含め、すべて所有者に返却される。占有者がそれらの果実をとって使用し、売り及びその他所有者に損害を与えたときは、その者は損害又はその果実の価格を所有者に賠償する。

第 242 条 権原なく占有する物の現状維持及び/又は改良

善意の物の権原のない占有者が、物の棄損(シアハーイ)又は故障(ペーペー)を修復(フーンフー)して元の状態にした場合、その物の修復に使った費用を所有者から受け取る権利を有する。

善意の物の権原のない占有者が、物を改良した場合、その部分を分離することが元の物を棄損(シアハーイ)し又は故障(ペーペー)させないときは、その部分受け取る権利を有する。改良した部分を元の物から分離できないときは、善意の権原のない(ボートゥークトン)占有者は、改良するのに要した費用を、現に要した額に応じて(タームガンサイチャイトワチン)、所有者に補償を請求する権利を有する。ただし、その物の価格の増加分を超えることはできない。

悪意の物の権原のない占有者が改良した物は、一切の補償なしで所有者に帰属する(トクペンコンチャオガマシット)。

第 243 条 権原なく占有する物の返還

善意で権原のない動産の占有者は、所有者が返還を請求した場合、その占有する動産を所有者に返還しなければならない。ただし、所有者はその物の価額に加え費用等を補償(トッテーン)しなくてはならず、それとは別に、その後所有者は、その動産を引き渡した者に、その支払った補償額を請求する。

善意で権原のない不動産の占有者は、所有者が返還を請求した場合、補償(トッテーン)なくその占有する不動産を所有者に返還しなければならない。ただし、維持管理(ポッパクハクサー)費用又は不動産の状態を改善した費用については、この法典の 242 条 1 項及び 2 項の定めに従い、補償(トッテーン)を請求することができる一方(テー)、占有者は、自身に引き渡した者に対して不動産の価格を請求する権利を有する。

占有者が贈与又は相続により物を受領している場合、補償はない。

悪意で権原のない(ボートゥークトン)占有者は、すべての物を所有者に返還しなければならない。当該占有者は、自身に権原なく物を引き渡した(モープ)者から損害賠償(サイテーンカーシアハーイ)を受けることができるが、裁判所へ訴える権利はない。

第 244 条 権原なく物を占有する者の責任

善意の物の権原のない占有者は、自身の占有する物の棄損(シアハーイ)又は故障(ペーペー)に対して責任を負わない。その者がその損害により利益を受けている場合は、その利益の残存するもの(ティーニヤンミーユーナン)を所有者に引き渡さ(モープ)なければならない。国家又は集団(ルワンムー)の物については、その者は責任を負う。

悪意の物の権原のない占有者は、その過ちによって当該物が棄損(シアハーイ)し又は故障(ペーペー)した場合、所有者に対して、果実及び改良した部分を含めて、全ての損害を賠償しなければならない。

第 245 条 占有の変更 (ピヤン)

占有の変更 (ピヤン) は以下の場合に生じる :

1. 新占有者が旧占有者から現実に物を受領(ハップ)したとき ;
2. 以下の場合は、旧占有者と新占有者の間の合意 :
 - 受領者の下に既にある物 ;
 - 旧占有者の下に引き続きある物 ;
 - 第三者の下に引き続きある物、但し新占有者に通知(ジェーンハイ…サーブ)しなければならない。

第 246 条 占有の保護

物の権原ある占有者又は善意の権原なき占有者は、物の返還(アオ…クン)、妨害(キックワーン)の停止(ニュッサオ)、生じてはいる又は将来生じるであろう障害(ウッパサック)の除去(ロップラーン)を請求(トウワン)する権利を有する。

当該物の占有者は、侵害(ラムート)又は争い(カッニエーン)が生じた日から 1 年以内に、自己の占有の保護について、関係機関に検討するよう申し立てる(ホンコー)ことができる。

やがて生じるであろう障害(ウッパサック)に関しては、いつでも申し立てる(ホンコー)ことができる。

第 247 条 占有の終了

この法典の 235 条に規定する物の占有は以下の場合に終了する :

1. 占有者が占有を放棄し、物の保持又は管理をやめる ;
2. 占有者が、他の者がこの法典の 246 条 2 項、3 項に定めるところにより侵害し又は争うときに、物を取り戻すべく請求しないとき ;
3. 直接占有者が自己のために又は第三者のために物を占有する意思を示す ;
4. 占有物が破壊された、失われた。

第 248 条 無体物(サップティーボーミートワトン)の占有

物の占有に関する諸原則は、無体物の占有にも適用することができる (サーマート)。

第 3 章 所有権

第 249 条 所有権(ガマシット)

所有権とは、法律の定める範囲内で所有者が有する、何らかの物(サップシンコーンア

ンダイヌン)を占有し、使用し、収益(ダイハップマクポン)し及び処分する包括的で完全な権利である。

第 250 条 所有権に含まれる権利(シットナイガマシット)

所有権は、以下の各権利からなる：

1. 占有権；
2. 使用権；
3. 収益権 (果実取得権)；
4. 処分権。

A. 占有権

第 251 条 所有者の占有権

占有権とは、物(サップシンコーン)を保持し、管理する権利である。

所有権者は自己の物を自由に占有する権利を有するが、国家、集団の利益又は他人の正当な権利利益に損害又は侵害(ポンガトップ)をもたらしてはならない(ボーハイ)。但し、法律が別途定める場合はこの限りでない。

第 252 条 占有権の取得

自己の利益のために又は他人の利益のために合法に物(サップシンコーン)を保持(ニユットゥー)し又は管理(クムコーン)する者は、占有権を取得するものとする(トゥーワー)。

第 253 条 所有権者でない者の占有権

所有権者でない者は、法律又は契約に定めるところに従い、自己の所有物(ガマシット)でない物を占有する権利を有する。

B. 使用権(シッナムサイ)

第 254 条 使用権

使用権とは、所有権者又は所有権者でない者の、法律又は契約に従って、その占有下にある物(サップシンコーン)を使用(ナムサイ)する権利である。

第 255 条 所有権者の使用権

所有権者は、自己の物(サップシンコーン)を使用する権利を有するが、国家、集団の利益又は他人の正当な権利利益に損害又は侵害(ポンガトップ)をもたらしてはならない(ボーハイ)。但し、法律が別途定める場合はこの限りでない。

第 256 条 所有権者でない者の使用権

所有権者でない者は、法律又は契約に定めるところに従い、自己の所有物でない物を使用する権利を有する。

C. 収益権(シッダイハップマークポン)

第 257 条 収益権

収益権とは、所有権者又は所有権者でない者の、自身の物又は法律若しくは契約に従って合法に自ら占有する物から又は物の使用から生じる(クート)果実を取得(ダイハッ

プ)する権利である。

D. 処分権(シッシーカート)

第 258 条 処分権

処分権とは、所有権者の、物を売却(カイ)し、交換し、贈与(モープ)し、条件付贈与(ニヨック)し、移転(オーン)し、放棄(サラ)し又は破壊する(タムラーイ)権利である。

第 259 条 処分に関する権利(シッナイガーンシーカート)の制限

物の処分に関する権利は、法律の規定がある場合に限って制限することができる。

所有者が歴史的及び文化的高価な物を処分しようとするときは、国家が優先的に購入権を有する。

第 260 条 所有権者でない者の処分権

所有権者でない者は、所有者の許可(ガーンアヌニヤート)に基づき又は法律に定めるところに基づき、自己の所有物でない物を処分する権利を有する。

第 4 章 所有権の形態

第 261 条 所有権の形態

所有権の形態には以下の 4 つがある：

1. 国家所有権(ガマシットコーンラット)；
2. 集団所有権(ガマシットルワンムー)；
3. 自営所有権(ガマシットエカテッ)；
4. 民間所有権(ガマシットエカゾン)。

A. 国家所有権(ガマシットコーンラット)

第 262 条 国家の物(サップシンコーン)の所有権者

国家は、国家の全ての物について、唯一の所有権者であるが、当該物は国家機関(オンカーンジャッタンコーンラット)の管理下に置かれる。

国家機関は、占有、使用、収益及び処分の権利を行使する者であり、法律に定める範囲内で且つ国家の活動(ウィヤックガーン)及び計画(ペンカーン)に沿って、その物を集団組織(オンガーンジャッタンルワンムー)又は貸借人に引き渡すことができる。

第 263 条 国家所有権の対象(パオマーイ)

国家所有には以下の 2 種類ある：

1. 社会の物質的・技術的基盤となるものであって国家が管理するもの、例えば、工場(ホンチャク)、工場(ホンガーン)、陸海空の交通手段、通信設備、郵便、銀行、企業及びその他の国のも；
2. 国家機構(ゴンチャクラット)がその活動に使用するもの(サップ)、例えば、建物、自動車、机、椅子、知的財産その他。

土地、鉱物、水、空気、森林(パーマイ)、森林内物質(クーアンパーコンドン)、水生生物(サッナム)、野生動物(サッパー)、その他の天然資源(サッパニヤゴーンタンマサート)については国全体(ウォンカナニヤート)の所有に属し、領域内において法律に従い国家が代表して調和をもって管理する。

第 264 条 国家所有権の取得

国家所有権は以下から取得される(ダイマーチャーク) :

1. 国有化(ガーンハンビヤンガマシットマー・ペンコンラット);
2. 国家組織(オンガーンジヤッタン)及び国家企業の創設(コーパーン);
3. 税関税(パーシー・アーゴーン)の徴収(ゲップ);
4. 必要に応じた物の接收(マオスー);
5. 物の没収(ヒップ);
6. 所有者のいない物の取得(ダイハップ);
7. 遺失物の拾得(ゲップ);
8. 高価な物品の発見(ポップヘン);
9. 世話を受けていない動物(サト)の捕獲(ダイ);
10. 購入及び交換;
11. 国家への物の贈与(モープ);
12. 相続;
13. その他法によって定められた場合。

第 265 条 国家不動産に関する処分

企業(ウイサハキット)、建物(アーカーン)、建築物(シンプクサーン)、設備(ワットウ・パコーン)及びその他の物(サプシンコーンウーン)であって国家機関(オンガーンジヤッタン・コーンラット)の不動産であるものを別の国家機関(オンガーンジヤッタン・ウン・コーンラット)へと処分(ガーンシーカート)することは、別の規則(ラビヤップガーンターンハーカ)において定める。

上記の物(サプシンコーン)は、何人にもその所有物たるべく付与(モープ)することはできないが(ボーアーニュニヤート)、規則(ラビヤップガーン)に従って売却される不動産はこの限りでない。

第 266 条 運用財(サップムーン・ウイヤン)と製造物(パリッタパン)に関する処分

国家機関(オンガーンジヤッタン・コーンラット)は、原材料(ワットウディップ)、資材(ワットウ・パコーン)、金銭及びその他の運用財ならびにその資産の有用性(クンパニヨート)に沿い且つ立案された計画に沿ったそれぞれの加工物(パリッタパン・パンテーン)を処分する者である。

何人も、自らの利益追求のために国家の所有物たる物を使用する権利を有しない。

第 267 条 国家の物(サップシンコーン・コーンラット)に対する没収(ヒップ)又は押収(ニユッ)の禁止(ボーアヌニヤート)

企業(ウイサハキット)、建物(アーカーン)、建築物(シンプクサーン)、設備(ワットウ・パコーン)及びその他の物(サプシンコーン)であって国家機関(オンガーンジヤッタン・コーンラット)の動産たるものは、没収(ヒップ)又は押収(ニユッ)されないが、金銭的媒体(ペーハナターン・ダーン・ガングン)及びその他法律で定める物(サップシンコーン)はこの限りでない。

外国にある国家の物(サップシンコーン)は、国内にある国家の物と同様に扱う(ハイ・パティバット・ダンディヤオガン)。

国家の物の権原のない占有者に対する返還請求はいつでもこれを行うことができ、その民事の訴えには時効はない。

B. 集団所有権(ガマシットル・ワンムー)

第 268 条 集団所有権(ガマシットルワンムー)

集団所有権 (ガマシットルワンムー) は、自身の業務(ナーティーウィヤックガーン) の実施に必要となる生産手段(パー・ハナガーン・パリッ)並びにその他の物(サップシンコーン・ウーン)、例えば機械類(クーアンチャック)、輸送手段、ブルドーザー(ロッドウッ)、耕耘機(ロッタイ)、動物、建物(アーカーン)、建築物(シンプクサーン)、企業(ウイサー・ハキット)、宿舎(ファン・パック・ポーン)、固定資本(トゥン・コンティー)、運転資本(トゥン・ムーン・ウィヤン)及びその他の物などを有する。

集団所有権は協同組合 (サハコーン) 及びその他の集団組織 (オン・ガーン・ジャッタン・ル・ワンムー) に分類される。

第 269 条 協同組合(サハコーン)又はその他の集団組織の所有権の内容

協同組合又はその他の集団組織は、法律の定める範囲で、自ら所有する物を占有、使用、収益及び処分する権利を有し、自らの規則(ゴッラビヤップ)に沿ってこれらの権利を行使する。

物の処分権は、協同組合又はその他の集団組織が独立して行使するものとして与えられ(モープハイ)、何人も(ブッコンダイ)当該物を処分することはできない。

第 270 条 協同組合(サハコーン)又はその他の集団組織の所有権の取得

協同組合又はその他の集団組織の所有権は以下から取得される(ダイマー・チャーグ)：

1. 各構成員による物(サップ)的拠出；
2. 生産およびサービス；
3. 購入および交換；
4. 国家、組織(オン・ガーン・ジャッタン)及び個人からの物(ワットウ)的、金銭的寄付(スワイルーア)その他。

第 271 条 協同組合又はその他の集団組織の権利に属する(ティーケン・カップ・シット…)土地の使用

協同組合又はその他の共同組織は、その占有する土地を適切に(トゥーク・トン)使用しなければならず、利益をもたらすように使用しないときは、協同組合又はその他の集団組織は、農地の管理及び使用に関する規則(ラビヤップ・ガーン・クム・コーン・レナム・サイテイ・ディン・ガシ・カム)に従って罰金を科されるか又は国家は土地を取りあげて他の経済単位(ホワノ・ワイ・セタ・キット)若しくは個人に使わせることができ、[この場合]国家は何らの補償も一切しない(ボーダイ・サイ・テーン・カーダイ・ハイ・タシ・シン)。

C. 自営(エカテッ)所有権

第 272 条 自営(エカテッ)所有権の対象

自営(エカテッ)所有権には、生産手段(パー・ハナ・パリッ)、生産物(パリッタパン)及び商品(シン・カーン)があり、それは例えば農民集団(サーオ・ガシ・ゴーン)、製造者(サーオ・ハッタゴーン)、技術者(ナーハイ・サーン)及びその他などの小規模な主体の個人的な所有権である。

第 273 条 自営(エカテッ)所有権者の権利及び義務

自営(エカテッ)所有権者は、法律に従い自由に生産し、サービスを行い、自身の生産物(パリッタパン)を販売する(ジャム・ナ・イ)権利を有する。

自営(エカテッ)所有権者は、国の経済政策その他の政策を遵守し(パティ・パット)、法律に従って義務を負う。

D. 民間(エカソン)所有権

第 274 条 民間(エカソン)所有権

民間所有権は、民間経済単位の所有権及び個人（スワントワ）所有権がある。

経済単位(ホワヌワイセタキット)が事業を遂行する中で使用する生産手段(パーハナパリッ)、生産物(パリッタパン)、商品(シンカー)及び資本(トゥンホーン)があり、それは事業主体(チャオコーンウィーサーハキット)の個人的な所有権である。

第 275 条 民間(エカソン)経済単位の権利と義務

民間(エカソン)経済単位は、例えば、生産(ガーンパリッ)、建設(ガーンコーダーン)、輸送(ガーンコンソン)、商業(ガーンカー)、サービス(ガーンボリガーン)及び契約を締結するなどの事業(トゥラキット)活動を行い、原材料(ワットウディップ)、資材(ワットウパゴーン)及びその他を外国に注文(サンスー)するために通貨(ゲンター)を使い、法律に従い自由に生産物を販売し、国内及び国外の事業に参加する権利を有する。

これらの経済単位は、その企業登録(タビヤンウィーサーハキット)の範囲に従って事業を行わなければならず、法律、国家の経済政策及び国家のその他の政策を厳格に(ヤーンケムグワット)順守(パティバット)し、関税、税金を完全に支払い(シア)、会計法に従い会計記録を保持する義務を負う。

これらの経済単位は、各自が、事業(トゥラキット)を管理し且つ問題を解決し、売上げ(ラーイサップ)、費用(ラーイチャード)、利益(ガムライ)又は損失(ルップトゥン)について一切の責任を負う。

第 276 条 民間(エカソン)経済単位に対してとられる措置

民間経済単位が、その規則(ゴッラビヤップ)で定めた目的(ワットウパソコン)外の事業(トゥラキット)を行い又は法律に違反した場合、例えば法律に従って会計を保持しない(ポートワー)、諸手数料支払いの遅滞、企業登録証(バイタビヤンウィーサーハキット)の偽造(ポームペーン)若しくは他人への譲渡(モープ)、賃貸(サオ)などをした場合、その経済単位の主体(チャオ)は、関連法律に定めるところに従って措置(マータカーン)を課される。

第 277 条 個人(スワントワ)所有権

個人所有権には、消費財(クアンサイソーアイ)、個人の使用を目的とした物(シンコン)、雑貨(シンコンアムヌワイクワームサドウワック)、家、家具(クーアンフーアン)、家畜及び収入(ラーダイ)などがある。

第 278 条 個人(スワントワ)所有権の内容

所有者(チャオガマシット)は、自らの物(サップシンコーン)及び収入(ライダイ)について、必要に応じて占有、使用、収益及び処分する権利を有するが、国家、集団(ルワンムー)、組織(ガーンジャッタン)又は他人の合法的な利益を侵害するような形で自らの物の使用はしてはならない。

第 279 条 協同組合又はその他の集団組織を構成する家族(サマシックコプクワ)の個人(スワントワ)所有権

協同組合およびその他の集団組織を構成する家族の個人所有権は、協同組合(サハコーン)を構成する家族がその労働によって得た個人収入(ライダイスワントワ)及びその構成員が自ら入手(マーダイ)し又は相続若しくは贈与によって受領(ハップ)した物(サ

ップシンコーン)で、協同組合またはその他の集団組織に譲渡(モープカオ)していないものである。

協同組合又は集団組織の特有財産(サップティペンガマシットサポ)は、協同組合又はその他の集団組織を構成する家族の私的所有物とすることはできない。

第 5 章 共同所有権(ガマシットフワム)

第 280 条 共同所有権

共同所有権とは、2 人以上の所有者がいる物(サップシンコーン)に関する所有権である。共同所有権は所有権者の間の合意又は法律の規定によって成立(ダイマー)する。

共同所有権は以下からなる :

1. 持分(スワン)、割合(プート)又は株式(フン)が定められている共同所有権 ;
2. 持分、割合又は株式が定められていない共同所有権。

第 281 条 持分、割合又は株式が定められている共同所有権

持分、割合又は株式が定められている共同所有権とは、各自の持分、割合又は株式を特定可能な共同所有権である。

第 282 条 持分、割合又は株式が定められていない共同所有権

持分、割合又は株式が定められていない共同所有権とは、持分、割合又は株式を特定できない共同所有権であり、この場合、各自は等しい持分、割合又は株式を有すると推定する。

持分、割合又は株式が定められていない共同所有権は以下からなる :

1. 分離できない物の共同所有権 ;
2. 分離できる物の共同所有権。

第 283 条 コミュニティ(スムソン)の共同所有権

コミュニティの共同所有権は、持分、割合又は株式が定められていない共同所有権であり、例えば、村、複数の村の集まり(クムバーン)、合法的な生産団体の共同所有権などである。

コミュニティの共同所有権は、法律に従って、慣習(パペニー)により、構成員からの寄付(ガーンパゴープスワン)により、個人、法人、組織(ガーンジャッタン)及びその他の援助(ガーンウパタム)又は贈与(ガーンモープサップ)により生じる(ダイマー)。

コミュニティの構成員は、慣習に従って、合意により又は法律に従って、占有、使用及び共同所有物から生じる果実を取得する権利を有する。

この共同所有権の処分については、コミュニティが法律に基づき合意するものとする

第 284 条 共有所有権者の占有権

共同所有権者は、物(サップシンコーン)を共同で(ルワムカン)占有し又は共同所有権者の一人に占有させる権利を有するが、あらゆる共同所有権者の権利を害してはならない(ボーハイカット)。

第 285 条 共有所有権者の使用権

共同所有権者は誰でも、自身の持分、割合又は株式に応じて、他の共同所有権者の権利を害しない限りにおいてその物(サップシンコーン)を共同で(ルワムカン)使用する権利を有する。

第 286 条 共有所有権者の収益権

共同所有権者は物(サップシンコーン)又は物(サップシンコーン)の使用から生じた果実を取得する権利を有する。

各共同所有権者はその共有物(サップルワム)の持分、割合又は株式に応じて果実を取得する権利を有する。

第 287 条 共同所有権(ガマシットフワム)の処分権

共同所有権者は、その共同所有権における自身の持分、割合又は株式に応じて、共同所有権に関する処分権を有するが、部外者(ブッコンファイノーク)に処分するときは、その他の共同所有権者の同意を得なければならない。

共同所有権者が、その者の持分、割合又は株式であるところの共同所有権を売却するときは、不動産の場合は 3 ヶ月以内、動産の場合は 1 ヶ月以内に他の共同所有権者に通知することにより、他の共同所有権者に優先購入権が付与されなければならない。他の共同所有権者が誰もその物を購入しないときは、他の者にその持分、割合又は株式が定められている共有物(サップシンコーンフワム)を売却することができる。

本条 2 項に違反したときは、他の共同所有権者は、その違反があつたことを知った日から 3 ヶ月以内の期間において、その〔共同所有権〕者の持分、割合又は株式が定められている共有物(サップシンコーンフワム)を移転するよう裁判所に訴える権利を有する。損害があるときは、違反者はその損害を受けた他の共同所有権者に損害賠償をしなければならない。

共同所有権者の 1 人が、自身の持分、割合又は株式が定められている共有物(サップシンコーンフワム)を放棄したとき又は相続人なく死亡したときは、当該持分、割合又は株式が定められている物は、その他の共同所有権者の共同所有となる(トクペン)。

第 288 条 管理(クムコーン)、保守(バムルン)及び維持(ハクサー)

共同所有権者は、共有物の管理、保守、維持を共同で行う責任がある。

共同所有権者のだれでも、共有物を通常の価格を超えない修理(ソームベーン)、保守、維持を他の共同所有権者の合意を得ずに行うことができる。他方、その価格を超える修理、保守、維持については、共同所有権者間において過半数の合意を得られた場合は、行うことができる。

緊急の場合(サバーブガーンアンヒープドゥワン)には、共同所有権者の 1 人は、共有物の保守(バムルン)、維持(ハクサー)のために必要な範囲(タオティージャンペン)の措置を、他の共同所有権者の合意を得ることなく行うことができるが、事後(パーイランサムレットトレオ)に他のその者らに通知しなければならない。

共同所有権者は、共有物の管理、保守、維持のための費用と税金を、自分の持分(スワン)に応じて支払わなければならない。

第 289 条 利益を引き継ぐ者(プーダイハップポンパニヨート)に対する効果(ポンサトーン)

共有物に関する占有、使用、収益及び処分に関する共同所有権者の合意は、利益を引き継ぐ者に対しても同様に効果が及ぶ。

第 290 条 共有物の分割

共同所有権者はいつでも共有物の分割を請求できる。ただし、他の合意又は法律の他の規定がある場合はこの限りでない。

その分割において、共有物を分割して一部にすることができない場合には、当該物(サップシンコーン)の価値を持分(スワン)にそった金額にして分割しなければならない。

第 291 条 共同所有権の終了

物に対する共同所有権は、以下の場合に終了する：

1. 共有物が分割(ベーンバンカン)される；
2. 共同所有権者全員が共有物を処分して何人かの単独所有権となる；
3. この法典の 315 条から 319 条に定めるその他の場合。

第 6 章 所有権の取得

第 292 条 所有権の取得

所有権の取得は、物の適法な引き渡し(ダイモープ)及び/又は受領(ダイハップ)の時に生じる。

所有権は契約に基づいて物の引き渡し及び/又は受領の前に取得することも可能である。

物が登録(クンタビアン)しなければならないものであるときは、所有権は既に引き渡されていたとしても(トゥン…コーターム)登録の日から取得される。

第 293 条 所有権取得の根拠(プンターン)

所有権の取得根拠は以下である：

1. 契約；
2. 相続；
3. 所有者のいない物の取得(ダイハップ)；
4. 遺失物の拾得(ゲップ)；
5. 世話を受けていない動物の捕獲(ダイ)；
6. 高価な物の発見(ポップヘン)；
7. 添付(ガーンホームサップシンコーン)；
8. 時効；
9. 法律の規定するその他の場合。

第 294 条 物の引渡し(ガーンモープ)

物の引渡し(ガーンモープ)とは、特定の個人又は組織に物を付与する(アオ…ハイ)ことであり、これらを受領者(プーハップ)と呼ぶ。

受領者(プーハップ)へ送る(ソンパイハイ)ための運送(コンソン)又は郵送(パイサニー)者に対する物(サップシンコーン)又は書類(エカサン)の引渡し(ガーンモープ)は、受領者に対する物の引渡し(ガーンモープ)とする(トゥーワー)。

第 295 条 占有者を所有者とする物の引渡し(ガーンモープ)

物(サップシンコーン)が既に占有者に占有されている場合に、旧所有権者(チャオガマシットドゥーム)から占有者への所有権の変更(ビヤン)に関する合意があったときは、既に互いに物を引き渡した(ダイモープ)ものとする(トゥーワー)。

第 296 条 未だ所有者の占有下にある物の引渡し(ガーンモープ)

未だ所有権者(チャオガマシット)の占有下にある物について、旧所有者(チャオガマシットドゥーム)から新所有権者(チャオガマシットマイ)への所有権の移転(ビヤン)に関する合意があったときは、既に互いに物を引渡した(モープ)ものとする(トゥーワー)が、旧所有者(チャオコンドゥーム)は、新所有権者(チャオガマシットプーマイ)が受け取りに来るまで、その物を棄損(シアハーイ)し又は故障(ペーペー)させないように保

管する義務を有する。

第 297 条 第三者の占有下にある物の引渡し(ガーンモープ)

物が第三者の占有下にあり、旧所有者から新所有者への所有権変更の合意があるときは、既に互いに物を引渡した(モープ)ものとする(トゥーワー)が(テー)、旧所有者(チャオガマシットドゥーム)は、当該物を占有する第三者に対してその所有権変更について通知しなければならない。

第 298 条 果実に関する所有権取得

物から生じた果実は、別段の法律又は契約の定めがない限り、物の所有者のものとなる。

第 299 条 相続による所有権取得

相続人が、法律により又は遺言により受領(ダイハップ)した遺産は、遺産所有者(チャオムーン)が死亡した時(ウェラー)から相続人の所有物又は共同所有物となる。

共同相続人の各人は、自己の相続分(ムーンモラドックティーペンプート)の所有権を、遺産を受領した時から取得する。

第 300 条 所有者(チャオコーン)のない物(サップシンコーンティーボーミーチャオコン)の取得

所有者(チャオコーン)のない物とは、所有権者(チャオガマシット)が公然(ポートパーイ)と所有権を放棄(サラ)した物(サップシンコーン)である。

何人も、その物(サップシンコーンナン)を自己の利益のために占有したときは、その物の所有権を取得する(ダイマーぺンガマシット)。

第 301 条 遺失物(サップシンコートクヒヤ)の拾得(ゲップ)による所有権の取得

遺失(トクヒヤ)物とは、所有者(チャオコーン)が遺失(トクヒヤ)した物である。

遺失物を拾得(ゲップ)した者は、その者が分かるときはその物を遺失した者(ブッコンティーダイヘットサップシンコートクヒヤ)に直ちに(タンダイ)連絡(ジェーン)し、その拾得した物をその者に返却(ソン…クンハイ)するか、あるいは物の所有者(チャオコーン)に連絡して取りこさせるよう、警察官(チャオナーティタムルアット)、村長又は、組織が責任を持つ区域内(ナイコンケートハッピッソープ)でその遺失物が拾得されたときは当該組織(ガーンジャッタンティーキヨコン)に通報(ジェーン)し且つ拾得した物を引き渡す(モープ)義務を負う。

誰が所有者であるか分からないときは、遺失物の拾得者は、所有者に取りに来るよう公告(パカート)がなされるよう、警察官、村長又はその他の組織に対して通報(ジェーン)し且つ拾得した物を引き渡す(モープ)義務を負う。

その遺失物の保管(ハクサー)が困難であるか又はその物が劣化、故障(ペーペー)棄損(シアハーイ)、その他[の恐れ]がある場合、警察官、村長又はその他の組織は、その物を通知(ジェーン)し又は公告(パカート)した後に売却することができるが、その売却代金を所有者に渡すために保管(ハクサー)しなければならない。

所有者が公告(パカート)した日から 3 ヶ月以内に取りに来た(マーハップアオ)ときはその者に当該物(ワットウ)を返却(クンハイ)する。

所有者(ペーベンチャオコン)が期間内にその物を取り戻す請求(トゥワンアオクン)をしない場合は、遺失物の拾得者がその物に関する所有権を取得(ダイ)する。拾得者(ペーベン)がその物の所有権を取得しない(ボーハップアオ)ときは、その物は国家の所有となる(トクペンガマシットコンラット)。

遺失物の拾得者(プーゲップ)が通報(ジェーン)をしない場合、当該物は、その者の所有物とはならない。

第 302 条 遺失物に関する礼金(カーバムネット)又は報酬(ラーンワン)及び費用の補償

遺失物を拾得(ゲップ)する者は、その遺失物の価額の 15 パーセントを超えない礼金(カーバムネット)又は報酬(ラーンワン)を、所有者(プーベンチャオコーン)から受領(ダイハップ)する権利を有する。

遺失物の拾得者がそれらの発見を適切な(アンクワン)期間内に通報(ジェーン)しない場合には、その者は礼金又は報酬を受領することはできない。ただし、その者に理由がある場合はこの限りでない。

遺失物の拾得者及び組織は、その物の保管(ハクサー)のために実際に〔費用が〕かかった場合には、所有者から費用の補償(トッテーンカーサイチャイ)を受ける(ダイハップ)権利を有する。

第 303 条 世話(ハクサー)を受けていない動物(サト)の取得

世話を受けていない又は野放しになっている(パポーイ)動物を捕まえた(ジャップ)者は、所有者が分かるときは、所有者に直ちに(タンダイ)連絡(ジェーン)し、その者に動物を返却(ソン…クンハイ)し、所有者が分からぬときは、動物の所有者に公告(パカート)されるよう、その動物を捕まえた日から 3 日以内に警察官(チャオナーティタムルアット)又は村長に通報(ジェーン)しなくてはならない。

動物の所有者から返還(アオ)の請求(トゥワン)がない場合、その動物はその捕まえた者(プーダイジャップ)に与えられ(モープハイ)、その者が世話(ハクサー)をし、飼育(リヤングア)し、利用する。公告(パカート)されてから 3 ヶ月以内に動物の所有者が発見(ポップヘン)された場合、その動物は所有者に返却(ソンクンハイ)されるが、その者は動物の飼育(リヤングア)の補償(トッテーンカーサイチャイ)をしなければならず、またこの法典の 302 条に従って報酬(ランワン)を提供(ハイ)しなければならない。

動物を捕まえ世話をする者において、その世話(ハクサー)又は飼育(リヤングア)に困難があり、若しくは動物の伝染病(パニュサット)が起きた場合、その動物を捕まえた者は、警察官又は村長に連絡しその同意を得た後、その動物を売却することができるが、その売却代金を動物の所有者に渡す(ハイ)為に保管(ハクサー)しなくてはならない。

動物の所有者が 3 ヶ月間見つからない(ボーポップヘン)ときは、その動物を捕まえた者が前記動物の所有権者(チャオコンガマシット)となることができる。

第 304 条 高価(ミーカー)な物(ワットウ)の発見(ポップポー)による所有権の取得

高価な物には、地中、水中に隠される(スーアン)か埋められた(ファンワイ)、または他の手段により隠された(スックスーアン)金銀又は金属、高価な鉱物及びその他の物品で、誰が所有権者であるかわからぬ(ボーアーチャガムノットワイ)ものであるが、文化的、歴史的又は自然的な価値(カ一)を有する、貴重な財産(サブソンバットアンラムカ一)たる物質(ワットウ)であって、民族(サート)の遺産となり、国民全体の共同所有物となる(ペンガマシットルワム)べきものを除く。

高価な物の発見者は、発見場所に関わらず(ボーワーユーナイサターンティーダイコーターム)、所有者に取りに来るよう公告(パカート)がなされるよう、その高価な物を村長又は警察官に引き渡す(モープ)義務を負う。その高価な物を移動(クアンニヤーイ)することが困難である場合、発見者において保管(ハクサー)することができる。

公告(パカート)から 3 ヶ月以内に所有者が取りに来た(マーハップアオ)場合、その所有者に返還(ソンクンハイ)する。

所有者(チャオコン)が前記期間内に返還を請求しない(ボートゥアンアオクン)場合、

発見者はその物(ワットゥ)の所有権を取得する。発見者がその物を受け取らないときは、国家の所有となる。

発見者がその物が発見された土地の所有者(チャオコン)でない場合で、所有者(チャオコン)が前記期間内に取りに来ない(ボーダイマー・ハップアオ)場合、その物は、半分ずつ発見者と土地の所有者(チャオコーン)の所有物となる(トクペンガマシット)。

発見者がその発見を通報(ジェーン)しないときは、その者はその物(ワットゥ・シンコーン)の所有権を取得できない。

第305条 高価な物の発見に対する礼金(カーバムネット)又は報酬(ラーンワン)及び費用の補償

高価な物の発見者は、その物品の価額の 15% の礼金(カーバムネット)又は報酬(ラーンワン)を所有者から受け取る(ダイハップ)権利を有する。但し発見がその者の直接(ドーイゴン)の責務(ナーティ)である場合はこの限りでない。

発見者が適切(アンクワン)な期間内に通報(ジェーン)しない場合、その者は、礼金(カーバムネット)又は報酬(ラーンワン)を一切受け取ることができない。但し、理由がある場合はこの限りでない。

発見者及び組織はその物(ワットゥ)を保管(ハクサー)するための費用の補償(トッテーン・カーサイ・チャイ)を、所有者(チャオコーン)から受け取る(ダイハップ)権利を有する。

第306条 添付(ガーン・ホーム・サップ・シンコーン)による所有権の取得

添付(ガーン・ホーム・サップ・シンコーン)とは、一つ又は複数の物(サップ・シンコーン)を、付合(スアムトー)、混合(パソム)又は加工(プンテーン)によって新たなる一つの物(サップ・シンコーン)にすることをいう。

添付による所有権の取得は以下に定めるとおりである：

1. 動産と不動産の付合(スアムトー)；
2. 不動産同士の付合(スアムトー)；
3. 動産同士の付合(スアムトー)；
4. 動産同士の混和(パソム)；
5. 加工(プンテーン)。

第307条 動産と不動産の付合(スアムトー)

動産と不動産の付合とは、動産が不動産に付合(スアムトー)し、一つの物(サップ・シンコーン)として分離(タッニエーク・オーク・チャーッカン)できなくなり、不動産の所有者(チャオコーン)の所有物となる(トクペンガマシット)ことをいうが、法律又は契約で別途定めた場合はこの限りでない。

第308条 不動産同士の付合(スアムトー)

不動産同士の付合とは、ある不動産が他の不動産と付合し、分離できない一つの物(サップ・シンコーン)となることをいう。

当該付合した不動産に対する所有権は、それぞれの所有者が寄与する不動産の割合(プート)又は価格(ムーンカー)による共同所有権となる。但し別途合意(トックロンカン)のある場合はこの限りでない。

持分(スワン)を同定することができない時は、割合(プート)の等しい共同所有権とする(トウー)。

第 309 条 動産同士の付合(スーアムトー)

動産同士の付合(スーアムトー)とは、ある動産が他の動産と付合(スーアムトーカオ)して一つの動産となり、分離(タッニエークオークチャーッカン)できなくなることをいう。

その付合した動産の所有権は、基礎的(プンターン)なものとして付合したときの動産の価格を基準として、その動産の所有者の共同所有権となる(ガマシットルワム)。

一方の動産が他の動産よりも基礎的(プンターン)で主要(トントー)であるときは、その基礎的で主要な物(サップ)の所有者(チャオガマシット)がその新たな物(サップシンコーンマイナン)の単独の所有者となる。但し別途合意(トックロンカン)のある場合はこの限りでない。

第 310 条 動産同士の混和(パソム)

動産同士の混和(パソム)とは、ある動産が他の動産と混和して一つの動産となり、分離(タッニエークオークチャーッカン)できなくなることをいう。

互いに混和した動産所有権は、この法典 309 条に規定するところに従って、動産同士の付合と同様に行う。

第 311 条 加工(プンテーン)

一つ又は複数の物(サップシンコーン)が合わさって加工され、新たな物(サップシンコーンマイ)となったときは、当該物は加工に使われた物の所有者の所有物となる(トクペンガマシット)。

加工の価値(ムンカーコンガンブンテーン)が、使われた物の価額(ムンカー)より高い場合は、その新たな物(サップシンコーンマイ)は、加工者の所有となる(トクペンガマシット)。但し別途合意(トックロンカン)のある場合はこの限りでない。

加工者が、自身の物を加工において付加(パゴープ)し、加工の価値にその者が付加させた物の価額を加えたものが、他の者の物の価額より高い場合は、加工によって新たにできた物は加工者の所有となる(トクペンガマシット)。

第 312 条 第三者の権利の終了(シンスット)

この法典の 307 条から 311 条に定めるところにより所有権者の所有権が消滅(シンスッロン)するときは、その物に対する第三者のその他の権利もまた消滅(シンスッロン)する。物の所有権者が共同所有権を取得するときは、第三者は、その所有権者の物の持分(スワン)に対して引き続き権利を有する。物の所有権者が単独の所有権者となるときは、権利は物全体に拡張して及ぶ(クワム)。

第 313 条 物の価額賠償(ガントッテーンムンカーコーンサップシンコーン)

この法典の 307 条から 311 条に定めるところによって自身の権利を失った者は、自己の物の価額の補償(トッテーン)を、新たな所有権者に請求(トゥワン)する権利を有する。

第 314 条 時効による所有権の取得

他人の物を善意で占有し、この法典の 51 条に定めるところに従い時効を完成させた者は、その物に対する所有権を取得し、旧所有権者は当該物に対する所有権を失う。

第 7 章 所有権の終了

第 315 条 所有権の終了

所有権の終了は以下のとおりである：

1. 所有権者が物を完全に処分(シーカート)する；
2. 誰かが時効によって所有権を取得する；
3. 物が、強制売却(カイレーン)のために押収(ニュッ)されるか、又は没収(ヒップ)されて国家のものとなる；
4. その物が破壊(タムラーイ)され又は滅失(スーンハーイ)する。

第 316 条 物の処分

所有者が、売却、交換、贈与、条件付贈与、物の放棄、物の破壊及びその他などで物を処分する場合、その者の物に対する所有権は終了(シンスットロン)する。

第 317 条 何人かの時効による所有権の取得

何人かが時効によって所有権を取得したときは、旧所有権者(チャオガマシットドゥーム)は、その物に対する自己の権利を失う(シアシット)。

第 318 条 強制競売(カイレラン)のために押収され又は没収されて国家のものとなる物

物が、判決に基づいて強制売却(カイレーン)のために押収(ニュッ)されるか、又は没収(ヒップ)されて国家のものとなったときは、所有権者の物に対する権利は終了(シンスットロン)する。

第 319 条 物の破壊(タムラーイ)又は滅失(スーンハーイ)

物が、何らかの事由(サヘート)で、例えば火事(ファイマイ)、洪水(ナムトゥワム)、落雷(ファーバー)、地震(ペーンディンワイ)などにより破壊(タムラーイ)されるか又は滅失(スーンハーイ)したときは、所有権者のその物に対する権利は終了(シンスットロン)する。

第 8 章 所有権の使用範囲

第 320 条 所有権の使用範囲

所有権の使用は、日々の必要(クワームトーンガーンタンダンシウィット)又は自己の利益(ポンパニヨートアンネノーンティートントーンガーン)に応じて自己の物(サップシンコンティーペンコントン)を使用(ナムサイ)することであるが、国家、社会又は他人の権利及び利益に損害(シアハーイ)又は侵害(カッ)を与えてはならない。

土地の使用については、可能であり且つ利益を享受できる範囲内で土地の上の空間及び地下に及ぶ。

第 321 条 緊急事態(サパーワティージャンペン)における所有権者の義務

緊急事態において、物の所有権者は、他人が、現に生じ又は生じようとしている危険を避け(サガッガン)又は軽減させる(ルッポーン)ためにその物を使用することを妨げる権利を有さず又はその物に損害を生じさせることを妨げる権利を有しない。

前項に規定するところにより生じた損害の賠償は、この法典 483 条に従う。

第 322 条 環境の保護

自己の所有権行使するにあたっては、所有権者は、他人の健康、生命及び物に危険を惹起(パーハイクト)し又は社会の秩序に対して影響(ポンガトップ)を与えるような環境(シンウェートローム)への影響(ポンガトップ)、例えば大気汚染(モンラピッ

ト)、有害な化学物質(サーンケミーティーペンピッ)、放射能(タートガムマンタパープランシー)、振動(クワームサンサトゥーオン)、光(セーン)、色(シー)、音(シアン)及び臭い(キン)などを生じさせないことを確実にし(ハッパカン)且つコントロール(クワップクム)しなければならない。

環境に損害を与えたときは、その自身の行為(ガンガタム)を直ちに中止(ユッサオ)し、自ら引き起こした損害を負担しなければならない。

第 323 条 境界(ケトデーン)の決定

隣接する土地(トーンディーン)の間の境界(ケトデーン)は、関係する天然資源環境部門(カネンカーン)の承認(ガンヤンユーン)を得て、隣接する土地所有者の間の合意(トクロン)によって決定する。

境界標識を設置する費用は、折半するか又は合意に従い負担する(ハッピッソープ)。

第 324 条 フェンス(ホワ)の設置(ガーンローム)

土地の所有者(チャオコーン)は、その土地の範囲内でフェンス(フワ)を設置することができるが、道路交通への障がい(ウッパサック)又は隣接地及び法律に定める道路の保留地(ユー…ヘドサグワン)への越境を引き起こしてはならない。

その土地に土地所有者が土地使用権を取得する前から往来用通路(ターンケーイハイマー)がある場合は、適切に(モソム)通行させまたはその他の往来用通路に変更しなければならず、その土地の内側に限りフェンスを設置することができる。

第 325 条 境界上(ユーケトデーン)にある物の共同所有権(ガマシットフワム)

境界(ケトデーン)にそった(ターム)フェンス(ホワ)、壁(ガムペーン)、溝(ホーンナム)又は木(トンマイ)は、隣接する土地の所有権者間の共同所有物(ガマシットフワム)と推定(ハイサンニターン)し、この法典で規定する共同所有権(ガマシットフワム)に関する原則を適用する。但し別段の証明がある場合はこの限りでない。

第 326 条 家の建築(プクサーンファン)又は植樹(プクトンマイ)の範囲

家、その他を建築する権利を享受する者は、雨水(ナムフォン)又は排水(ナムファン)を隣接地に流れ込ませ又は浸水させる(クンカオ)権利を有さず、また屋根をして境界を越えさせ又は隣接地若しくは隣家を覆わせる権利を有しない。

樹木、果樹、蔓又はその他の植物の植樹については、隣家の所有者に損害を与えもしくは影響を生じさせること、又は交通に障害を生じさせることはできない。

第 327 条 不適切な所有権の利用により損害を受けた者の権利

この法典の 326 条に規定する事由(サヘート)により損害を被った(トゥークシアハーイ)者は、その所有権者(チャオガマシットナン)に通知したのち 7 日間経ってもその者が何もしない(ムーンスアユー)ときは、その土地に侵入(ガーイカオマー)している木の枝(ガーマイ)、蔓(クアマイ)を切り(ハーン)または根(ハークマイ)を切る(タッ)か、又は損害を被った(トゥークシアハーイ)者はこの法典 336 条に定めるところに従い、権利を守るための手段を執ることができる(コダイ)。

加えて、損害を被った者は、その損害の賠償(ガーンサイテーンカーシアハーイ)を求めて申立を行う(ホンコーラオ….)権利も有する。

第 328 条 通行の許可及び電線架設

何人も、他者が使用権を有する家又は土地によって自らの家がふさがれ(ピツルワム)、いずれの道路へも出る道がない(ボーミーターンパンオークパイ)ときは、その者

は、道路に最も近い土地の使用権を有する者に対して通行(ターンパーン)を要求(ホンコー)する権利を有する。その要求を受けた土地使用権者は、通行させる(ハイターンパーン)ことを許可(アヌニヤート)しなければならないが、通行に使うことから作物(ポンラップック)又は建築物(シンティーコーサーン)に生じる合理的な(タームクワームモソム)損害について賠償(ガーンサイテーンカーシアハーイ)を求めて申立を行う(ホンコーアオ….)権利を有する。

電線、電話線の架設、排水溝の設置、送水管、水道管の設置が、他人が使用権を有する土地を横切る(パーン)場合、その者の樹木又は作物などの破壊を来たし(パーハイ…タムラーイ)又は損害その他を生じさせたときは、その者(ブッコンナン)は、その行為から生じる損害の賠償を請求することができる。土地の使用権者が利益を受けているときは、別途賠償は得られない。

第 329 条 排水溝(ナムホーン)の通過(ライパーン)に関する許可

自らの居住する土地から排水する必要がある者は、その隣接する低部の者又は運河の近くにいる者の土地を横切って排水溝(ホーンベンナム)を掘ることを要求(ホンコー)する権利を有する。要求を受けた者は、排水溝を掘ることを許可しなければならないが、その排水溝の掘削に伴い作物(ポンラップック)又は建築物(シンティーコーサーン)に生じた損害について賠償を請求(ホンコー)する権利を有する。排水溝の掘削を要求(ホンコー)した者は、その排水溝を清掃し、適切な状態に維持しなければならない。

第 330 条 家の建築(プクサーンファン)、建造物の建設(コーダーンアーカーン)の距離

家の建築、建造物の建設は、境界から 50 センチメートルの距離を保たなければならぬ(ハイハクサーライニヤ)、法律が別途定める場合を除く。

前項に従わない建築がある場合、隣接する土地の所有者(チャオコン)は、中止(ユッサオ)及びその建設物(シンコーサーン)の撤去(フートーン)を請求(トーン)する権利を有する。

建築が 1 年経過するか又は建設が完成した後は、隣接する土地の所有者(チャオコン)は、損害賠償を請求(トゥワン)する権利のみ有する。

第 331 条 隣接する土地への立ち入りの許可

土地の所有権者(チャオコン)は、自己の家、建物、フェンス(ホワ)、壁(ガムペーン)又はその他の建設物(シンコーサーンウーン)を建設(コーダーン)、修理(ソームベーン)、補修(ブーラナ)するため必要と思うときは、隣接する土地を使用する許可を求めることができる。

立ち入る場合は、損害を生じさせたときは修理(ソームベーン)し又は損害を賠償しなければならない。

第 332 条 井戸、ため池の掘削、ポンプの設置

土地の所有権者(チャオコンティーディン)は、自身の土地に井戸(ナムサー)、ため池(サナム)を掘削(カット)し、ポンプ(ナムパダン)を設置(ジョ)することができるが、境界から少なくとも 2 メートル以上離さなければならず(ハイハーンチャーカー….)、隣接地に地面の崩れ(ジュオン)又は崩壊(ニュップロン)を起こさないことを確実に(ハッパカン)しなくてはならない。

これらの掘削(ガンクッ)又は設置(ジョ)が他者の物(サップシンコーン)に損害(クワームシアハーイ)を与えたときは、その自身の行為(ガタム)を直ちに中止(ユッサオ)して元の状態に修復し又はその引き起こした損害を賠償しなければならない。

第 9 章 所有権の保護

第 333 条 所有権の保護

所有権の保護とは、他人の所有権を侵害(ラムート)する者に対して、その侵害された権利及び利益を所有者に回復(フーンフー)するために、法律に定められた措置(マタカン)を取ることである。

第 334 条 物の返還請求(シットウワンアオ…クン)

所有者は、法的根拠なく(ボーミープンターンタンダンゴッマイ)占有する者に、自己の物の返還(アオ…クン)を請求する権利を有する。

その物の占有に伴う果実(マクポン)、費用(カーサイチャイ)、損害金(カーシアハイイ)の請求(トゥワンアオ)については、この法典の 241 条から 244 条に従う。

第 335 条 所有権の確認請求(ガントウワンハイハップフーガマシット)

何人も、自己の物(サップシンコーン)に関する権利について争いが生じたときは、未だ占有権が侵害(ラムート)されていなくとも(トゥンワー…コーダーム)、所有権者はその自らの物に関する権利を認めさせる(ハイハップフー)よう裁判所に訴える(ホンフォーン)権利を有する。

第 336 条 妨害又は障害の停止請求(ガントウワンハイニユッサオ)

何人かが、自ら(コントン)所有権を有する物(サップ)の占有、使用、収益又は処分に對して何らかの妨害(キックワーン)を引き起こし又は障害(ウッパサック)を為している(サーン)ときは、所有権者は、その妨害(キックワーン)又は障害(ウッパサック)を為している(サーン)者に当該妨害を停止し(ニユッサオ)又は障害を除去(ロップラン)させる(ハイ)よう請求する権利(シットウワン)を有する。

その妨害又は障害に伴う果実(マクポン)、費用(カーサイチャイ)、損害賠償(カーシアハイイ)の請求(トゥワンアオ)については、この法典の 241 条から 244 条に従う。

第 337 条 生じうる妨害からの所有権の保護

自身の物(サップシンコーン)に対する妨害(キックワーン)又は障害(ウッパサック)となり得る(チャ)危険な状況があり得る(チャ)場合、所有権者は、妨害又は障害となり得る物の所有者をして、適切且つ適時の措置を適用せしめるよう請求する権利(シットウワン)を有する。

第 338 条 水路、ため池又は堰堤の使用に起因する(ヌオンマーチャーク)損害賠償の請求

土地の所有者(チャオコン)であって、その作物又はコメが、他人が水路(ナムフワイ)、ため池(ナムノーンコーンプン)若しくは堰堤(ムオンパイ)を決壊させ(ペン…トゥワム)若しくは溢れさせ(ダイトム)したことにより損害を受け、又はこれらの水をせき止めたことで作物などが損害を受け若しくは通常の水の使用ができなくなった者は、その者の行為(ガンカタム)の中止(ニユッサオ)を請求(トゥワン)し、あわせて(ポームタン)、その決壊(ペン)、溢水(トム)又は堰塞(タン)をした者に対して損害の賠償を請求する(ホンコー)権利を有する。

第 10 章 地役権 (タートサバープ)

第 339 条 地役権

地役権とは、自然(タマサート)及び法律、契約又はその他の法律行為によって生じ

る応じなければならない (ティートンニヨームパム) 実際の状態 (サパワクワームペンチン) をいう。

自然、法律によって生じる地役権は、この法典の 328 条と 329 条及びその他の法律で定められている。

第 340 条 契約又はその他の法律行為による地役権

契約又はその他の法律行為による地役権とは、自己の土地に利益を付加(プーム)する為に、契約又はその他の法律行為によって予め定めた目的に沿って、他人の土地を利用することである。

他人の土地に対して利益を供する(サノーン)土地のことを承役地(ティーディンタート)と呼び、前記土地の所有者 (チャオコーン) を、承役地所有者と呼ぶ。

承役地(ティーディンタート)から便益を受ける(ハップポンパニヨート)土地のことを要役地(ティーディンコーンタート)と呼び、前記土地の占有者を、要役地占有者と呼ぶ。

第 341 条 契約又はその他の法律行為による地役権の取得(ガーンダイ)

契約又はその他の法律行為による地役権は、法律によって適切に登記 (ジョッタビアン) された時から取得される。

契約又はその他の法律行為による地役権は、継続的に使用され且つ他人に認識される (ハップフー) ものは、この法典の 51 条に規定する要件に従い時効によって取得される。

土地の共同使用権者(チャオコンティーディンルワム)の 1 人が契約又はその他の法律行為による地役権を取得するときは、他の土地共同使用権者もその権利を共に取得する。

契約又はその他の法律行為による地役権の登記は、土地使用権活動登記に関する規則 (ラビヤップガーン) に従う。

第 342 条 契約又はその他の法律行為による地役権と要役地使用権

契約又はその他の法律行為による地役権と要役地使用権は互いに分離することができず、要役地の土地使用権を移転(オーン)して他人のものとするときは、契約又はその他の法律行為による地役権も共に移転する。但し、契約又はその他の法律行為による地役権にかかる契約又はその他の法律行為で別途定めた場合はこの限りでない。

第 343 条 契約又はその他の法律行為による地役権の利用

要役地所有者(チャオコーンティーディンコーンタート)は、地役権にかかる法律行為が定めた範囲内で地役権を行使することができるが、国家、社会及び他人の権利及び利益に損害を与える又は抵触(カッ)してはならない。

第 344 条 承役地所有者(チャオコーンティーディンタート)の義務

承役地所有者は、地役権にかかる契約又はその他の法律行為及び法律に従って、要役地占有者が承役地から十分に(チームスワン)利益を得られることを確実なものとしなくてはならない。

第 345 条 要役地占有者 (プーコープコーンティーディンコーンタート) の義務

要役地占有者は、契約又はその他の法律行為及び法律に従い、契約又はその他の法律行為による承役地からの利益に対して対価を支払わなければならない。

第 346 条 契約又はその他の法律行為による地役権の保護(ガーンポッポーン)

要役地占有者は、この法典の 336 条及び 337 条に定めるところに従って、契約又はその他の法律行為による地役権の行使に必要な範囲で、自身の正当な(アンソープタム)権利及び利益を守る(ポッポーン)ため、法律に定められた措置(マタカン)をとる権利を有する。

第 347 条 契約又はその他の法律行為による地役権の終了(シンスット)

契約又はその他の法律行為による地役権は以下の場合に終了する :

1. 地役権にかかる契約又は法律行為で定めた期間の満了 ;
2. 地役権にかかる契約又は法律行為で期間を定めなかったときは 20 年の期間満了 ;
3. 承役地又は要役地の消滅(スーンハイ) ;
4. 10 年間継続して地役権を使用しない。

第 348 条 契約又はその他の法律行為による地役権登記の抹消(ルップ)

地役権が終了した時は承役地の所有者(チャオコーン)は規則(ラビヤップガーン)に従って地役権の登記を抹消するよう申請(サヌー)しなければならない。

第 349 条 契約又はその他の法律行為による地役権終了の効果(ポン)

契約又はその他の法律行為による地役権が終了したときは、承役地の所有者(チャオコーンティーディンタート)は土地を元の状態に回復する責任を負う。ただし、契約その他の法律行為に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 11 章 地上権 (シットヌーアティーディン)

第 350 条 地上権

地上権とは、他人の土地を、その土地使用権の範囲内で、契約又はその他の法律行為により、その者がその土地に自らの所有物たる何かを建築し、樹木を育て、及びその他の物を通して利益を得る為に使用する全ての人の権利である。

土地を使用して得られた利益はその土地を使用したものである地上権者に帰属する。

第 351 条 地上権の目的(パオマイ)

地上権の目的には、利用の大きさ(カナート)、範囲(コーピケート)及び容積(ボリマート)を定めることで、地上に加えて、地下及び上空も含むことができる。

借り主又は占有者が既にいる場合、その土地は、借り主又は占有者が同意するときに地上権の目的とすることができます。

第 352 条 地上権の取得(ガーンダイ)

地上権は、法律によって適切に登記(ジョッタビアン)したときから取得される。

地上権者として権利行使する者は、この法典 51 条に定める要件を満たすことで時効によって取得される。

地上権の登記は、土地使用権活動登記に関する規則に従う。

第 353 条 地上権の利用(ガーンナムサイ)

地上権者は契約又はその他の法律行為で定めたところに従い自身の権利を行使することができるが、国家、社会又は他人に損害を引き起こし又はその利益を侵害してはならない。

第 354 条 地上権提供者(プーハイシットヌアティーディン)の義務

地上権提供者(プーハイシットヌアティーディン)は、地上権利用者が契約又はその他の法律行為で定めたところに従ってその地上権を十分に(ニヤンテムスワン)使用できることを確実に(ハッパンカン)しなければならない。

第 355 条 地上権利用者(プーナムサイシットヌアティーディン)の義務

地上権利用者は、契約又はその他の法律行為で定めたところに従って土地使用料を払う義務及び法律に従いその他の義務を履行しなければならない。

第 356 条 地上権の保護(ガーンポッポーン)

地上権利用者は、自身の適正な(アンソープタム)権利及び利益を保護する為に、この法典 336 条から 338 条に定めるところに従い、所有者と同じように法律に定められた措置(マータカーン)をとることができる。

第 357 条 地上権の譲渡(オーン)

地上権利用者は自身の地上権を他人に譲渡(オーン)することができる。

第 358 条 地上権の相続(スープトート)

地上権は相続(スープトート)することができる。ただし、契約その他の法律行為に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 359 条 地上権の終了(ガーンシンスット)

地上権は以下の場合の終了する：

1. 地上権に関する契約又はその他の法律行為で定めた期間の満了；
2. 契約又はその他の法律行為で期間を定めていない場合、地上権者が地上権設定者に 1 年前に通知するか又は地上権使用料をあと 1 年分払うことにより自身の地上権を放棄(サラ)する；
3. 契約又はその他の法律行為で期間を定めていない場合、土地使用目的の種類及び状況(サバーブ)に応じ、且つ地上権に関する合意をした時の状況(グアンカイ)に応じて 20 年から 30 年以内の期間。

第 360 条 地上権登記の抹消(ルップ)

地上権が終了した時は、地上権利用者は規則に従って地上権登記の抹消(ルップ)を申し出(サヌー)なければならない。

第 361 条 地上権の終了の効果

地上権が終了した時は、地上権利用者は土地を原状に回復する責任を負うが、契約その他の法律行為に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 V 編 契約内債務 (コーポークパンナイサンニヤー)

第 1 章 一般原則(ラッガントワパイ)

第 362 条 契約内債務

契約内債務とは、契約により生ずる法律関係であり、それによって、契約当事者が相

互に行使され履行しなければならない民事上の権利および義務が生じるものという。

第 363 条 契約内債務に関する原則

契約内債務の原則は、この法典 8 条に定めるところに従い実施する。

第 2 章 契約の締結(ガーンヘット)

第 364 条 契約

契約とは、民事上の権利及び義務を発生(クーックン)、変更(ビアンペーン)又は終了(シンスッロン)させる契約当事者間の合意をいう。

契約は以下の間で行われる：

1. 国家機関(オングーンジャッタンコーンラット)又は集団(ルワンムー)同士；
2. 国家機関又は集団(ルワンムー)と法人又は個人との間；
3. 法人又は個人同士；
4. 法人と個人の間。

第 365 条 契約の特徴

契約には片務(ファーイディアオ)又は双務(ゾーンファイ)という特徴(ラクサナ)がある。

片務契約とは、一方が他方に対して、対価(トープテーン)を得ることなく履行すべき義務を負う旨の合意である。

双務契約とは、それぞれがお互いに義務を負う旨の合意である。

第 366 条 契約の要件

契約締結(ヘットサンニヤー)の要件はこの法典 17 条に定める法律行為の要件に従う。

その他に、契約締結(ヘットサンニヤー)の要件として、法律に適合した動機(ヘートポン)がなくてはならない。

第 367 条 契約当事者の任意性(クワームサマックチャイ)

契約当事者の任意性は、この法典 19 条に定める任意性をいう。

第 368 条 契約の動機

契約の動機(ヘートポン)とは、契約の締結を促し(シンスックニュー)、契約当事者をして権利及び義務を履行させるに至ったものである。

契約の動機は、存在し(ミーチン)且つ合法的でなくてはならない。

第 369 条 契約の形式

契約の形式(フープガーン)は、この法典の 21 条に規定するところに従う。

書面による契約は、契約当事者自身又は代理人により、手書き、タイプライター又は電子機器印刷によって作成(キヤン)することができ(アーチャ)、年月日を記載し、契約当事者若しくは契約当事者の代理人の署名がなければならず(トーン)、又は押印を加えることもできる(アーチャ…コダイ)。

書面による契約は、その契約の締結において、証明(ヤンユーン)の為に証人又は村長を参加させることができる(アーチャ…コダイ)。

契約当事者は、書面による契約が事実及び法律に適合している(トゥークトン、ソートコーン)ことを、公証人(ナーイタビヤンサーン)に証明(ヤンユーン)してもらうことができる(サーマート)。

第 370 条 契約の内容

契約は主として以下の内容からなる :

1. 契約の日、時刻、場所 ;
2. 契約当事者の名前、氏および住所 ;
3. 目的、価格、履行期、支払(ガンサムラ)、受け渡し(ガンナムソン) ;
4. 対象の範囲、数量及び品質 ;
5. 契約の履行場所及び相互に逐次連絡を取り合う義務 ;
6. 契約違反(ラムート)の効果 ;
7. 紛争解決の形式(フープカン)および機関 ;
8. 期限前の契約の変更および終了に関する条件。

第 371 条 契約の申込(ガーンサヌー)及び承諾(ガントープハップ)

口頭契約であって申込者(ファイサヌー)が承諾(トープハップ)の期限を定めていない場合、申込書を受けとった被申込者(ファイトゥークサヌーダイハップカムサヌー)は、いかなる時、いかなる場所であっても、その時その場所で承諾(トープハップ)することができ、契約はその時以降、合意(トクロンカン)されたものとみなされる(トゥーワー)。

書面による契約であって申込者が承諾の期限を定めていない場合、申込書を受けとった者(ファイティーダイハップカムサヌー)は、申込書を受け取った日から 15 日以内に承諾書(カムトープ)を申込者に送らなければならず、申込者は、上記期間内は自身の申込書を撤回(トーン)する権利を有しない。

申込者が承諾(トープハップ)の期限を定めた(ワーン)ときは、契約は、期間内であつて承諾書(カムトープハップ)が申込者に到達(ダイマー)したときから合意に達したものとみなす(トゥーワー)、その期間内は、その期間を定めた者、[すなわち]申込者は撤回(トーン)する権利を有しない。

承諾書(カムトープハップ)が指定(サヌー)された期間内又は本条 2 項の期間内に作成(ヘックン)されたが(テー…パッ)、承諾書がその期限より遅く到達(ダイマー)したときは、申込者が許容するときはその契約は合意に達したものとみなす(トゥーワー)。

承諾書が追加(プームトゥーム)、削除(タッオーク)又は変更(ビアンペーン)を含むときは、最初の申込者が同意して承諾する(トープハップヘンディーナム)場合は、その契約は合意に達したものとみなす(トゥーワー)。

第 372 条 報償(ラーンワン)の提示(サヌー)

書面で又は口頭で、広告(コーナー)、通知(ジェーン)又はその他の合法的な方法によつて報償を与える旨を提示(サヌー)した者は、その提示(サヌー)に沿つて履行し達成した(パティバットサムレット)者に対してその報償を与える義務を負う。

期間を定めず報償を提示した者は、何人かが提示(サヌー)どおりに履行し達成する(パティバットサムレット)までの間、その提示(サヌー)と同じ方法によつて自身の提示(サヌー)を撤回(トーン)する権利を有する。

期間の定めのある報償の提示は、期限前(ゴーンガムノットウェラー)の撤回(トーン)は許されない(ボアヌニヤート)。

第 373 条 報償コンテスト(シンラーンワン)の提示(サヌー)

報償コンテスト(シンラーンワン)の提示(サヌー)とは、委員会又は提示者自身の決定(ガンタッシーン)により、何らかの活動(キチャカム)又は作品(ウィヤックガン)のコンテスト(ガーンケーンカン)の勝者(サナ)に報償を与える旨の広告(ガンコーナー)、通知(ガンジェーン)又はその他の合法的な方法(ガンサイウィティーカンウーン)である。

報酬コンテストの提示は、期間を設けなければならず、その期間内(パーイナイガムノットウェラー)は、撤回(トーン)は許されない(ボーアヌニヤート)。

第 374 条 契約の解釈(ガーンティークワームマーイ)

契約当事者において、契約内容に関する争いがある場合は、当事者又は裁判所は契約当事者の意図(チェックナー)又は法律に抵触しない現に行われている慣習(パペニーパティバット)に従って解釈(ティーキワームマーイ)しなければならない。

第 375 条 契約の効力(ポン)

契約は、その合意した内容に沿って契約当事者に対して強制力(ポンバンカップ)を有する。

加えて、契約は、各契約の性質に応じて、法律、実務慣習及び正義の原則に基づき履行されなければならない(トーンパティバット)。

第 3 章 無効契約(サンニャーペンモカ)

第 376 条 無効契約(サンニャーペンモカ)

無効契約とは、契約の要件に適合しない形で締結された契約である。

契約は、相対又は絶対無効、全部又は一部無効となる。

絶対無効契約の裁判(ガントクロン)は、この法典の 26 条に規定するところに従う。

他方、相対無効の取消(ロップラーン)請求はこの法典の 27 条に規定するところに従う。

第 377 条 無効契約の効果(ポン)

契約が無効であるとわかった(ハップフー)ときは、以下のようにする：

1. 無効契約の効果はこの法典の 28 条に規定するところに従う；
2. 契約が一方当事者に不利益となるように締結された場合は、既に履行した物を返還する。

第 4 章 契約の履行

第 378 条 契約の履行(ガーンパティバットサンニャー)

契約当事者は、誠実に、完全に、契約又は法律に規定された履行期及び履行場所において、契約を履行しなければならない。

契約当事者は、契約の履行を拒否し又は一方的に契約の条件を変更する権利を有しない。但し、法律が許可した場合はこの限りでない。

契約当事者は、契約又は法律に照らし、不完全(ボーコプトワン)、不正確(ボートゥークトン)又は合致しない(ソートコーンカップ)履行を拒絶する(ボーハップアオ)権利を有する。但し契約又は法律で別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 379 条 契約の補完的履行(ガンパティバット…プームトゥーム)

契約において必要とされる品質について規定せず又は不明確な規定をするときは、標準品質(マータターン)に関する法律又は関連するその他の法令又は契約の目的に照らし従来の慣行(パペニーケーイパティバットガンマー)に沿うものとして許容できる水準(マータターン)の履行をしなければならない。

契約において、価格(ラーカー)又は報酬(カートープテーン)が明確でないときは、契約履行場所、履行期における市場での一般的な価格(ラーカー)に従い又は公定価格(ラ

一カードィーラットダイガムノット)に基づき履行する。

第 380 条 契約の履行期限(ガムノットウェーラーコーンガーンパティバット)

契約は、定められた期限に従い且つ法律に適合するよう履行しなければならない。

契約履行の期限を定めていない場合、債権者(チャオニー)はいつでも履行を請求する権利を有し、債務者(ルークニー)はいつでも履行する権利を有する。債権者(チャオニー)が履行の請求をした場合、債務者は、債権者が履行を請求した日から 15 日以内に当該契約を履行する義務を負う。

債務者は、その履行が契約又は法律に反せず且つ債権者が同意するときは、履行期前に契約を履行することができる。

第 381 条 契約の履行場所(サターンティーパティバット)

契約は、契約又は法律が定める場所において履行する(ハイ)。履行場所の定めがないときは、契約は以下の場所において履行する:

1. 建築物の引き渡しはその建築場所において履行する;
2. 負債の支払(ガンサイテーンニーシン)は、契約成立時における債権者(チャオニー)の住所において履行する。但し国家機関、集団(ルワンムー)組織及び社会(サンコム)組織の負債の支払はこの限りでない。債権者が契約履行時に住所を移転(ニヤイボンヌー)しており、債務者に対してその時点で通知(ジェーンハイサーブ)したときは、債権者の新たな住所において履行し、契約履行のための費用は全て債権者の負担(パー)ラとする;
3. その他の債務(パンタウーン)は、契約成立時における債務者(チャオニー)の住所で履行する。債務者(ルークニー)が法人であるときは、その法人の事務所(サムナッガーン)において履行する。

第 382 条 支払(ガーンサムラ)

支払は、債権者の合意(トクロンヘンディー)に基づき現金(グンソット)、送金(グンオーン)、小切手(セーク)又は物(ワットウ)又は労働によって履行する(アーッ)。

支払は、請求書(バイゲップグン)が先に(シアゴーン)作成されたときになされる(アーチャミークン)。

支払においては、債権者は領収証(バイハップグン)又はその他の書類を自ら作成しなければならない。領収証(バイハップグン)又はその他の書類は、直ちに作成されるか又は契約が履行されてから 15 日以内に作成されなければならない。

小切手による支払があったときは、支払日は、債権者がお金を引き出せた日(サーマートトングンダイ)である。送金による支払の場合、債権者の口座に着金(グンカオバンシー)した日を支払日とみなす(トゥーワー)。郵便を使った支払の場合、債務者がお金又は物(サップシンコーン)を郵便で渡した(モープ)日を支払日とみなす(トゥーワー)。

第 383 条 負債の支払(ガーンサムラニー)の順序(ラムダップ)

負債の支払は合意に従って行う。

支払の順序に関して争いがあるときは以下の順で行う:

1. 費用その他;
2. 違約金(カーバップマイ)又は消費貸借については利子(ドークピヤ);
3. 金銭債務(ニーシン)又は消費貸借については元本(トントゥン)。

第 384 条 負債(ニー)又は義務(パンタ)の免除(ボット)

負債(ニー)又は義務(パンタ)の免除(ボット)とは、債権者が、債務者にもはや負債又

は義務を負わせないという自身の意思(チェッジャムノーン)を表示することである。
負債又は義務の免除は書面でしなければならない。

第 385 条 負債(ニー)又は義務(パンタ)の相殺(ハックロップ)

負債(ニー)又は義務(パンタ)の相殺(ハックロップ)とは、契約の両当事者が互いに有する負債又は義務を打ち消し(ライリヤン)あうことをいう。但し法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。

負債又は義務の相殺は書面でしなければならない。

第 386 条 契約履行の困難に関する通知

契約の履行において困難(ニュンニヤーク)が生じ(クーックン)、契約当事者の一方がいかなる努力(パニヤニャームピヤンダイ)をしても自己の義務(パンタ)を通常どおりに(ニヤンサマムサムー)履行することができないときは、その者は、当該困難の事由(サヘート)を、他方当事者に、契約の履行期限が到来(シンスット)する前の適切(モソム)な時期に通知しなければならない。

困難の通知は、債務者が自己の責任を免れる(ポンチャード)事由(サヘート)とはならず、困難が終了(シンスットロンレーオ)したら、債務者は契約に基づいて引き続き義務を履行しなければならない。

第 387 条 契約履行の停止(ジョ)

自己の義務(パンタ)の一部(スワンダイヌン)を履行した契約の一方当事者は、契約の相手方が、以下のような自己に損害を及ぼしうる(アーチャサーンポンシアハーイ)状況(サバープ)にあるときは、契約の相手方にすみやかに(ナイタンティー)通知することによって、自己の義務(パンタ)の履行を停止する(アッジョ)：

1. 倒産の訴え(ホンフォーン)又は申立(ホンコー)を受けているとき；
2. 事業(トゥラキット)上の信用が失われて(カートクワームスマトゥー)おり、それにより契約を履行することができなくなるようなとき；
3. その者において契約を履行することができない状況にあるとき。

履行を停止した契約当事者は、その停止を上記の事由なく行った場合は、相手方(クサンニヤーイークファイヌン)に生じた損害に対して責任を負う。

契約履行の停止に関する通知を受けた契約当事者が、自身の義務履行の能力に関して、これを証明(ヤンユーン)するか又は適切な契約履行の担保(カンパカン)を立てるかしたときは、停止したその契約当事者は自身の義務を引き続き履行しかねばならない。証明(ヤンユーン)し又は適切な担保を立てることができない時は、停止したその契約当事者は契約を解除することができる。既に行われた(ペーンマー)義務の履行については、通知を受けた契約当事者は解除した当事者に対して補償(トッテーン)しなくてはならない。

契約履行の停止はあらゆる種類の契約において行うことができるが、但し片務契約(サンニヤーファーイディアオ)は除く。

第 5 章 契約の履行を確保する措置(マータカーン)

第 388 条 契約の履行を確保する措置

効率的な(パシッティポン)契約履行を確保するため、法は、質、抵当、手付、個人又は法人による担保及び違約金(バップマイ)等の様々な(ターンタン)措置を利用するなどを認める(アヌニヤート)。

質、抵当、個人又は法人による担保は、この法典の「担保」に関する第 VII 編の規定

に従う。

第 389 条 手付(ガーンマッチャム)

手付とは、契約が成立(クートクン)したことの証拠とするため及び契約の履行を確保するため、手付交付者(プーマッチャム)が手付受領者(プーハップマッチャム)に一定の金銭を渡す(アオ…パイ)契約当事者間の合意をいう。

手付交付者が契約に違反(ラムート)した場合、手付金はその者に返還されない。但し別段の合意がある場合はこの限りでない。

手付受領者が契約に違反した場合、その者は手付金に加えてその同額を罰として(トゥークバップマイ)手付交付者に渡すが、別段の合意がある場合はこの限りでない。

第 390 条 罰金(違約金)(ガーンバップマイ)

罰金(違約金)(ガーンバップマイ)とは、契約不履行者に対する措置である。

罰金(違約金)は、関係法令に反しない(ボーカッガップ)範囲で契約当事者の合意に従う。

第 6 章 契約不履行

第 391 条 契約不履行

契約不履行とは、契約の一方当事者による契約の全部若しくは一部の違反(ラムート)又は不適切な履行であり、例えば品質の伴わない(ボーミークンナバープ)、適時でない(タンカップウェラー)又は間違った場所(ボートウークサタンティー)での履行などである。

第 392 条 契約不履行の効果(ポンサトーン)

契約当事者の一方が不履行をしたときは、違反をされた側は契約履行を要求する権利を有し(ミーシットトゥワン)、損害(クワームシアハイ)を賠償させ(ハイ)又は契約を解除(ニヨックルーク)することができる。

第 393 条 契約履行の要求(トゥワン)

有効に成立した契約(サンニヤーティーミーポンバンカップトークーサンニヤー)は、合意された内容にそって厳格に(ケムグワット)履行されなければならない。契約当事者の一方が履行しないときは、他方当事者は、その当事者に履行を請求し又は裁判所に訴える権利を有する。

第 394 条 損害賠償

契約当事者の一方が契約不履行をしたときは、その側は、生じた損害を賠償する責任を負う。但しその契約不履行が不可抗力(ヘッスツウィサイ)で生じた場合はこの限りでない。

損害額の計算は、この法典の 481 条に定めるところに従い実施する。

第 395 条 契約の不履行による解除

契約の重要な内容(ヌアナイサムカンコーンサンニヤー)について違反(ラムート)があったときは、不利益(アッパニヨート)を被った側の契約当事者は、契約を一方的に解除(ニヨックルーク)することができるが、契約当事者が別段の合意をした場合はこの限りでない。

契約の解除権を有する者は、契約の解除を他方に通知(ジェーン…ハイ…サーブ)しな

ければならない。

書面による契約の解除は書面によってしなければならない。

契約が解除されたときは、既にお互いに履行したものについては終わったものとする(コーハイレーオカンパイ)。一方が自分の義務を先に履行している場合、まだ履行していない側は補償(トープテーン)をしなければならない。お互いにまだ履行していない義務については、お互いに無しにする(ハイルークレーオカンパイ)。

第 396 条 債務者を代位する権利 (シッダムヌーンガーンテーンルークニー)

債務者が自身の債務者に対して支払を請求しない(ポートゥワンニー)ことで債権者に不利益を生じさせているときは、債権者は、債務者に代わって負債の支払を求めるため(プアトゥワンアオニーシン)、裁判所に対して訴える権利を有する。但し、その債務者の権利が自身で行使しなければならないものである場合はこの限りでない。

債権者の代位(ダムヌーンガーンテーン)の費用は債務者の負担とする(トクペンクラームハッピッソープ)。

第 397 条 第三者に対する債権者の権利

債権者は、債務者が悪意の第三者との間で行った(ヘット) 法律行為であって、支払(サムラニー)を免れる目的(チェックナー)で行われ、債権者に損害を与えるものについて、関係機関に異議を申立て(サヌーカッカーン)又は裁判所に取り消す(ロップラーン)よう申し立てる(ホンコー)権利を有する。

第 7 章 契約の変更、解除及び終了

第 398 条 契約の変更(ビアンペーン)

契約は契約当事者の合意(トクロンヘンディー)によって変更される。

書面による契約の変更は書面でしなければならない。

第 399 条 合意による契約の解除(ニヨックルーク)

契約は契約当事者の合意により解除される。

合意による契約の解除は書面でしなくてはならない。

第 400 条 契約の終了(シンスット)

契約は以下の場合に終了する(シンスットロン) :

1. 契約が適切且つ完全に履行される ;
2. 契約当事者がくっついて(カオファム)一つになる(ペナンディアオカン) ;
3. 契約当事者が合意する ;
4. 契約が履行できなくなる ;
5. 契約が解除される ;
6. 契約当事者の一方が死亡して他に誰も履行を引き継ぐことができない ;
7. 契約当事者たる法人が解散し又は破産する。

法人が解散し又は破産した場合、その法人の相手方契約当事者(クーサンニヤー)は、その解散又は破産した法人の物(サップシンコーン)に責任を有する者に対して費用及び損害賠償を請求する権利を有する。

第 8 章 債権者及び債務者の変更(ガンピヤン)

第 401 条 債権者の変更(ガーンピヤンチャオニー)

債権者は自身の権利を新しい債権者に移転(オーン)することができるが、法律又は契約で移転(オーン)を禁止した場合を除く。

債権者はその権利(シット)に関する書類を新しい債権者に引き渡さ(モープ)なくてはならず、その者に移転(オーン)した権利が実在しなかつた(ボーミーチン)場合、その者に対して責任を負う。

第 402 条 債務者の変更(ガーンピヤンルークニー)

債務者も自身の義務を新しい債務者に移転(オーン)し、代わって履行させることができるが、事前に債権者から合意(ヘンディー)を得なければならない。

第 403 条 権利及び義務の移転

契約当事者の一方は、契約に基づく自身の全ての権利及び義務を、契約当事者及び当該第三者の書面による合意によって、第三者に移転(オーン)することができる。

第 9 章 第三者への契約の効力

第 404 条 契約の第三者に対する効力に関する原則

契約は、第三者のための契約 (サンニヤープアブッコンティーサーム) が締結された場合に限り、第三者に対して効力を有する。

第 405 条 第三者のための契約(サンニヤープアブッコンティーサーム)

第三者のための契約とは、契約当事者が他人に利益を与えるためにする契約である。

その者が当該利益を受けるときは、当該第三者の契約に規定された権利及び利益は保護され、その利益は撤回(トーンクーン)することができない。

第 10 章 契約の種類

A. 売買契約

第 406 条 売買契約

売買契約とは、売主(プーカーイ)が物(サップシンコーン)を渡し(モープ)て買主(プースー)の所有とする(ペンガマシット)義務を負い、買主は物を受け取らねばならず、合意した代金を支払う義務を負うという契約当事者の合意である。

売主は自身の所有する(ペンガマシット)いかなる物をも売ることができる。買主に売った物が裁判所の判決又は経済紛争解決機関(オンカングーカイコーカッニエーンターンダーンセタキット)の判断により没収(ヒップ)されたときは、売主は買主に損害を賠償(トッテーンカーシアハーイ)しなければならない。

売主は、契約する際、買主に対して売却物に対する他者の権利、例えば売却物に賃借人がいるなど、について通知(ジェーンハイ…サーブ)しなければならない。通知しないときは、買主に契約の解除(ニヨックルーク)を求め(ホンコー)且つ損害賠償又は代金の減額を求める(ホンコー)権利を与える。

所有物に関する権利(シットキヨカッパガマシット)が物の引き渡し(モープ)前に買主のものとなつたときは、売主は、買主が受け取る(ハップアオ)までその物を損害又は故障のないよう管理(ハクサー)する義務を負う。

買主は購入物の所有者となる：

1. 買主及び売主が金銭及び物をそれぞれ引き渡した(モープ…ハイカン)ときから；

2. 合意に基づき、売主が未だ物を引き渡していないとも(トゥンワー…コータム)買主が金銭を支払ったときから又は買主が未だ金銭を払っていないとも(コーターム)売主が物を引き渡したときから ;
3. 登録をしなくてはならない物(サップ)は、両者の間でその物が引き渡され又は代金が支払われた場合でも(トゥンワー…コータム)、買主は登録した時から所有権を取得する。

第 407 条 売買する物の品質

売る物の品質は、契約内容のとおりでなければならない。必要な品質が契約で規定されていないか、不明確に規定されている場合、品質基準(マタタン)法又はその他の関連法又は従来の慣行(パペニー)に沿ったものとして受け容れられる品質(マタタン)、例えば契約の目的に沿っており、商品(シーンカー)の価格に照らして適切な品質に従う。

売った物が 1 項の規定する品質を備えていない(ボーミー)ときは、売主は買主に生じた損害を賠償しなければならない。

買主がその物が品質を備えていないことを知ったときは、買主は修理、品質を備えた同種の物への交換、減額又は契約の解除とともに損害賠償を請求する権利を有する。

買主は、購入した物の品質を検査しなければならない。購入した物に瑕疵(クワームボッポーン)を見ついた場合、その瑕疵を解決するために、買主は直ちに(ニヤーンヒープドゥワン)売主に通知しなければならず、それをしないときは、買主は自らそれらの瑕疵に対して責任を負う。但し契約又は法律で別途定める場合、例えば品質基準に基づく特定の商品(シーンカー)の品質保証など、はこの限りでない。

第 408 条 割賦販売(ガーンカーイシンカーペンゲンポン)

割賦販売とは、買主が商品の代金(カーシーンカー)を期日毎(ペングワット)に払う形で商品を売ることであり、買主は、売主が商品を引き渡したときから購入した商品の所有権を取得する。商品が登録を要するときは、買主は登録の日から所有権を取得する。

買主が全額を払わないとき又は 3 回連續で期日の支払をしないときは、売主は契約を解除するか又は未払いの(カーンチャーアイ)金銭を全額(ハイコプトゥワン)買主に請求する権利を有する。割賦販売における売主の権利は動産担保登録をすることができる。

割賦販売は販売した日に合意した代金で履行しなければならない。割賦販売の商品のその後の価格の変動は、既に合意した価格に変更を及ぼさない。

第 409 条 権原なく得た(ダイマーヤーンボートウークトン) 動産の売買

善意による動産の買主は、法に適合した動産を購入したと自ら信じている者であり、それは購入時の市場に照らし適正な価格で購入したこと、公然、継続且つ平穏な購入及び使用に示され(サデーンオークドーイ)、動産の所有者は買主が支払った代金を補填(トッテーン)したときは物を取り戻せるが、動産の所有者は自己の物(サップ)を権原なく売った者に対して訴えを提起する(ホンフォーン)権利を有する。

悪意による動産の買主は、自ら法に適合しない動産を購入すると知り又は知るべき(クワンフー)であった者であり、それは購入時の市場に照らし適正でない価格で購入したこと、秘密、非継続又は非難される購入及び使用に示され、動産の所有者は買主に動産の代金を何ら補填することなく物を取り戻すことができる。買主は、売主に対してその動産の代金を返還するよう主張(トーワー)することができるが、裁判所に訴える権利はない。

第 410 条 売った商品(シンカー)又は物(サップシンコーン)の配達(ナムソン)

買主と売主は売った商品又は物の配達について合意することができる。合意がない時は、売主はその売った商品又は物を、合意に基づいて買主の住所又は何らかの場所に配

達し、買主は自分に送られてきた商品又は物を受け取らなければならない。配達の費用については契約当事者の合意に従う。

売主が売った商品又は物を合意した期日どおりに配達しないときは、買主はその商品又は物を受け取らぬことができる。

買主が商品の代金、配達費用を既に支払っているときは、買主は、売主に合理的な得べかりし利益(カーポワイカーン)を払わせることができる。

売主が、売った商品又は物を配達したが、売買の合意に照らして量が足りず、部分的に欠け、品質が備わっていないときは、買主は受け取らずその商品の代金を支払わないことができる。買主が既にその商品の代金を支払っているときは、売主はお金を返し、損害に責任を負う。

B. 交換契約

第 411 条 交換契約

交換契約とは、当事者の一方が自己の所有する物を他方に引き渡し(アオ…モープハイ)、他方もまた自己の所有する他の物を代わりに引き渡す(アオ…モープテーンハイ)、契約当事者の合意である。

第 412 条 交換における追加代金

交換においては、契約当事者的一方は、交換する自己の物の価額が相手の物の価額より低いときは、代金を追加することができる(アーッ)。

第 413 条 交換契約の規則(ラビヤップガーン)

交換契約に関する規則(ラビヤップガーン)は売買契約の規則に従う。

交換契約は、契約当事者が互いに物を引き渡した(ダイモープ)ときに効力(ポンサクシット)を有する。

C. サオスー契約

第 414 条 サオスー契約 (所有権移転特約付賃貸借契約)

サオスー契約は、サオスープロバイダー(プーハイサオスー)が製品(シンカー)をサオスー利用者(プーサオスー)に貸し(アオ…ハイ…サオ)、サオスー利用者は、当該物の価格を合意された回数時期に従って完全に支払ったときに借りた物(サップシンコン)の所有権を取得する契約当事者の合意である。

サオスーの価格はサオスー契約の日の合意に従う。

契約は書面でしなければならない。

第 415 条 サオスープロバイダー(プーハイサオスー)の権利及び義務

サオスープロバイダーは以下の権利を有する：

- 合意した期日に従って物のサオスー代金を請求する(トゥワンアオ)；
- サオスー利用者が連續して 3 回支払を怠った(カーンジャイ)場合で、サオスープロバイダーが催促の通知をし、サオスー利用者がその催促の通知を受領した日から 30 日以内に支払いを行わなかった場合、契約を解除し、物の返還を請求し、既に支払った物の代金は返還されない。サオスー利用者の落ち度(クワムピット)により物が故障(ペーペー)、棄損(シアハーイ)したときは、サオスープロバイダーは損害賠償を請求する権利を有する。

サオスープロバイダーは以下の義務を負う：

1. 合意に従い物をサオスー利用者に引き渡す(モープ) ;
2. サオスー利用者が全額を支払ったときは、物の所有権をその者に移転(オーン)する ;
3. サオスーに供する物の品質について、この法典 406 条に規定するところに従い責任を負う。

第 416 条 サオスー利用者(プーサオスー)の権利及び義務

サオスー利用者は以下の権利を有する :

1. 合意に従ってサオスープロバイダーに物を要求する ;
2. 占有した日以降、サオスー対象物から生じた果実を取得する ;
3. サオスー対象物の価格全額を支払ったときは、その物を受け取り、所有権を取得する ;
4. この法典 407 条に定めるところに従い、物の品質についてサオスープロバイダーに責任を取って貰う ;
5. サオスープロバイダーの了承を得ていつでも契約を解除することができるが、物は使える状態でサオスープロバイダーに返還しなければならず、その物に生じた故障(ペーペー)、損害(シアハーイ)に対して責任を負う。

サオスー利用者は以下の義務を負う :

1. 合意に従って、期日に沿って物の代金を支払う ;
2. 物を通常の状態で使用、維持管理(ポッパクハクサー)する ;
3. 3 回連続で支払を怠った(カーンジャイ)ときは、物をサオスープロバイダーに返還(モープ…クーンハイ)する ;
4. サオスー利用者は物の一部又は全部を、売却し、移転(オーン)し、交換し又はその他の方法により処分(シーカート)する権利を有しない。但し、別途合意がある場合はこの限りでない。

第 417 条 物の処分

サオスー利用者が、サオスー契約が満了する前の契約期間中に、サオスー対象物の一部又は全部を売却し、移転(オーン)し、交換し又はその他の方法により処分したときは、その者は刑事上の責任を負う。物の所有者及び損害を被った者は法律に従い訴えを提起する権利を有する。但し別段の合意がある場合はこの限りでない。

D. 贈与契約

第 418 条 贈与契約(サンニヤーモープサップ)

贈与契約とは、自己の所有する(ペンガマシットコントン)物を、任意に対価(シントープテーン)を請求(ヒヤックホーン)することなく誰かに渡す(アオ…ハイ)という所有者(チャオコーンサップ)の合意(トクロン)であり、受領者がその物(サップ)を受領することに同意(ヘンディー)するものである。

贈与契約の対象は、動産、不動産又は債権(シットウワン)である。

第 419 条 贈与の範囲

贈与の範囲については、この法典 592 条に規定する遺言を行う権利の範囲と同様とする(ハイパティバットダンディヤオカンカップ)。

第 420 条 動産の贈与

動産(サンハーリマサップ)の贈与(モープ)は、動産(サップクーアンティー)の贈与

(モープ)であり、そこでは受領者(プーハップ)は受領(ハップ)の時から所有者となる。

動産の贈与で登記をしなくてはならないものは書面で契約しなければならず、登記(ジョッタビヤン)の日から効果を有する(ミーポンサクシット)。

第 421 条 不動産の贈与

不動産(アサンハーリマサップ)の贈与(モープ)とは、贈与者の所有する不動産(サップコンティー)の贈与(モープ)であり、所有権又は適法な使用権を証明(ヤンユーン)する書類のあるものである。

不動産の贈与は書面でしなくてはならない。

不動産の贈与を受けた者は登記の日から所有者となる

第 422 条 債権(シットゥワン)の贈与

債権の贈与とは、法又は契約により債権を取得しこれを受贈者に移転する、権利(シット)の贈与である。

債権の贈与は書面で契約しなければならず、贈与者は、債権の贈与について、この債権を取得しこの債権によって利益を得る者に対し、通知しなければならない。

第 423 条 物(サップ)の瑕疵(チュットボックポーン)を通知する義務

贈与者は受贈者に贈与する物の瑕疵又は特別事情(チュッピセート)を通知しなければならない。通知しないときは、贈与者は当該物の瑕疵又は特別事情から生じた損害に對して責任を負う。

E. 負担付贈与(ニヨックサップ)契約

第 424 条 負担付贈与契約(サンニヤーニヨクサップ)

負担付贈与契約は、自己の物(サップコントン)を、誰かに渡す(アオ…ハイ)という所有者の合意(トクロン)であり、受贈者が当該物を受け取る前又は後に、合意に従って何らかの義務(パンタ)を履行しなければならないものである。

受贈者は、当該義務を完全に履行(パティバット)したときに所有者となる。不完全に義務を履行するとき又は義務を履行できないときは、負担付贈与者は当該契約を解除することができる。

第 425 条 負担付贈与(ガーンニヨクサップ)の範囲

負担付贈与の範囲については、この法典 592 条に規定する遺言を行う権利の範囲と同様とする。

第 426 条 物(サップ)の瑕疵(チュットボックポーン)を通知する義務

負担付贈与者は受贈者に負担付贈与をする物の瑕疵又は特別事情(チュッピセート)を通知しなければならない。通知しないときは、負担付贈与者は当該物の瑕疵又は特別事情から生じた損害に對して責任を負う。

F. 買戻特約付売買(カーアイファーク)契約

第 427 条 買戻特約付売買契約

買戻特約付売買契約は、売主(プーカーイ)が、動産の場合 3 年以内、不動産の場合 5 年以内に、売った物を売った代金で買い戻す権利をなお有する(ニヤンミーシットスー…クーンダイ)、物の売買(スーカイサップ)のための契約当事者の合意である。

本条 1 項の定める期間を満了(モット)した場合、契約を締結した時に予め合意があるときは、売主は買戻特約付売買の期間を伸長(オーハイイーク)する権利を有するが、1 年を超えることはできない。

期間が到来(ホート)した場合、売主がその物を買い戻さない(ボースーアオ…クン)ときは、買主は物の確定的な所有者となる。

買戻特約の目的(パオマイ)である不動産は土地使用権活動登記しなければならない。買戻特約の動産は担保登録制度に従って登録を行われなければならない。

第 428 条 買戻特約付売買契約の果実(ポン)

買戻特約付売買の物が果実を生じたときは、物の代金をすべて支払っている買主は、生じた果実の所有者となる。買主がその物の代金を全て支払っていない場合は、買主は生じた果実を取得(ダイハップ)する権利を有しない。ただし、契約に別段の定めがある場合はこの限りでない。

第 429 条 買戻特約付売買契約の財物の保管

買主は、買戻特約付売買による物を維持管理(ポッパクハクサー)しなければならず、売主は買主が払った物の保管の為の費用等を補償(トッテーン)しなければならない。その費用が僅かである場合は、買主が自ら負担する。買主は、買戻特約付売買の物を使用する権利を有する。売主が期間内に物を買い戻す(スーアオ…クン)ときは、買主は、原状で(ナイサバープドゥーム)物を返還しなければならない。

G. 消費貸借(クーユーム)契約

第 430 条 消費貸借契約(サンニヤークーユーム)

消費貸借契約は、貸主が自己の金銭又は物を借主に渡してその所有とし、借主が、一定額の金銭(ジャムヌアングン)又は借りた金銭又は同種の物を同じ量(ジャムヌアン)且つ同じ品質(クンナバープ)で、契約に定める期限に従って貸主に返還する、契約当事者の合意である。

消費貸借契約が期限を定めていないときは、契約履行の請求は、この法典 380 条で定めるところに従う。

金銭消費貸借は、利息(ドーカピヤ)を伴うことも又は伴わないこともできるが、契約に定めがある場合はこの限りでない。債務の支払(サイテーンニーシン)が遅滞したことにより貸主に不利益を生じさせた場合は、借主は遅延損害(カーポワイカーンサップ)について責任を負わなければならない。

物の消費貸借は、対価(カートーパテーン)を伴うことも伴わないこともできるが、契約に定めがある場合はこの限りでない。物の返還(ソンサップシンコン)が遅滞したことにより貸主に不利益を生じさせた場合は、借主は遅延損害(カーポワイカーンサップ)について責任を負わなければならない。

消費貸借契約は書面でしなければならない。

第 431 条 金銭消費貸借の利子(ドーカピヤ)

利子の計算に関する合意がある場合、合法的に設立された銀行またはその他の金融機関からの金銭消費貸借の利子は、貸与した銀行または金融機関の規則(ラビヤップガーン)に従って履行しなければならない。銀行またはその他の金融機関以外の消費貸借においては、利子の計算は年 36%を超えてはならない。

消費貸借については、利子を元本に組み入れることはできない。

契約上の履行期が到来しても貸し主が借り主から適切に金銭を受け取ろうとしない

ときは、利子は計算しない。

外国機関又は国際機関の消費貸借の利子については、当事者間の合意に従う。

H. 使用貸借(ユームサップパイサイ)契約

第 432 条 使用貸借契約(サンニヤーユームサップパイサイ)

使用貸借契約は、借主が無償で使用するために、貸主が物(サップ)を引渡し、借主が物の所有者に対して、合意した期限に従ってその物を原状で(ナイサバープドゥーム)返還しなければならない、契約当事者の合意である。

第 433 条 借主の責任

使用貸借の期間において物が棄損(シアハーイ)又は故障(ペーペー)した場合は、借主は、その損害を賠償する責任を負う。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。

借主が、使用貸借している物を返還することができないとき又はその物を使用不能にしたときは、借主は、貸主の同意に従い且つその時の市場価格に従い、金銭又は他の物によって補償(サイトーン)することができる。

借主は、貸借している物を他人に転貸(ユームトー)する権利を有しない。

I. 貸貸借(サオサップ)契約

第 434 条 貸貸借契約

賃貸借契約は、賃貸人が自己の所有する物を、賃借人が一時的に使用するために引き渡し(モープ…ハイ)、賃借人は、契約及び賃貸物の効用(クンパニヨート)に適切(ヤーントゥークトン)で且つ合致(ソートコーン)するように利用し、合意した価格および期間に従って賃料を支払わなければならない、契約当事者の合意である。

賃貸借契約がその期間を定めずに締結された場合、賃貸人又は賃借人はいつでも契約の解除をする権利を有するが、不動産、例えば土地、家屋および建物等、については 3 か月前以内に、動産、例えば車、船および動物等、の場合は 1 か月以内に、契約の相手方に対して、事前に通知しなければならない。

耕作地の賃貸借については、契約の解除を、収穫期の後又は次の耕作期の前までに、通知しなければならない。

賃貸物の引渡しの前に、賃貸人は、物の瑕疵又は特別事情(チュッピセート)について賃借人に通知しなければならない。

賃貸人が、その物の瑕疵又は特別事情(チュッピセート)について通知しなかった場合に、通知しなかったことに起因(ニヨーン)して棄損(シアハーイ)又は故障(ペーペー)が生じたときは、賃借人は、いかなる責任も負わない。

賃貸借契約は書面でしなくてはならない。

第 435 条 賃借料の支払い

賃貸借において、賃借人は賃料を、日払い、週払い、月払い、年払い又は先払い(ルワンナーゴーン)によって支払うことができる(アーチャ…コダイ)。賃借人が先払いをした場合で期限前に契約が解除されたときは、賃貸人は先払いされた賃料の残額を返還しなければならず、その者(プーキヤオ)は契約不履行を行った賃借人に対して損害賠償を請求する権利を有する。

賃貸人が契約不履行を行った場合には、賃借人は、賃貸人に対して、先払いをした賃料の残額とともに損害賠償を請求する権利を有する。

第 436 条 貸貨物の使用及び修理

賃借人は、貸借した物を、契約および貸借物の効用(クンパニヨート)に沿って(ソートコーン)使用し、適切な状況において管理(クムコーン)、維持(ハクサー)し、契約が終了した後に、その物を原状で貸貸人に返還しなければならない。賃借人は、自らの落ち度(クワムピット)により生じた棄損(シアハーイ)又は故障(ペーペー)に対して責任を負う。

賃貸した貸貨物の使用において、鍵の修繕、船の水漏れ、車のパンクの修繕等、小規模な修繕が生じたときは、賃借人が修繕をする義務を負う。屋根の葺替え、車のオーバーホール等、大規模な修繕については、賃貸人が修繕をする義務を負う。

賃借人が、賃貸人の合意を得て、自己の資金によって大規模な修繕の費用を支出したときは、賃借人は、賃貸人に対し、その費用の償還を請求する、又は賃料として計算するように請求する権利を有する。

賃借人が大規模な修繕を請求し、賃貸人が能力を有するにも関わらず修繕を行わない場合は、賃借人は、契約を解除し、先払いをした賃料の償還を請求する権利を有する。

第 437 条 貸貨物の所有者の変更

賃貸人が貸貨物を他人に贈与又は売却した場合は、その賃貸借契約は、新しい所有者たる受贈者又は買主に対して引き続き効力を有するが、賃貸人は、その物を賃借人が使用している旨を、新しい所有者に通知(ジェーン)しなければならない。

第 438 条 転貸借

賃借人は、賃貸人の同意を得て、賃借物を他人に転貸(ハイ…サオトー)することができるが、その転貸(ガンハイサオトー)は、元の(ナイブントン)賃貸借契約の期間及び条件の範囲内で行わなければならない。賃貸人の同意がなかった場合、賃貸人は元の賃貸借契約を解除(ニヨックルーク)することができる。

J. コンセッション(サムバターン)契約

第 439 条 コンセッション契約

コンセッション契約とは、ラオス人民民主共和国の法律及び契約における特別の条件(シグアンカイサボ)に基づく、何らかの事業運営又はプロジェクト開発の権利付与に関する国家と法人との間の合意である。

コンセッション契約は書面でしなければならない。

第 440 条 契約当事者の権利及び義務

コンセッション契約の当事者は、ラオス人民民主共和国の関係法令に沿って(ドーカーイソートコーン)、自らの権利及び義務を規定できる。

K. 寄託(ファークサップシンコーン)契約

第 441 条 寄託契約(サンニヤーファークサップシンコーン)

寄託契約は、受寄者が維持管理(ポッパクハクサー)するために寄託者が物(サップシンコーン)を引渡し(モープ…ハイ)、受寄者は、寄託者が求める(タームアオ)ときに、その物(サップシンコーン)を原状で寄託者に返還(ソン…クーン)しなければならない、契約当事者の合意である。

寄託においては、契約当事者の合意又は関連規則(ラビヤップガーンキアオコーン)に従って、寄託料を支払い又は支払わないことができる。

寄託において時期の定めがある場合は、受寄者は寄託物を期限前に返還(ソン…クーン)する権利を有しない。但し、やむを得ない場合は、この限りでない。他方(テー)寄託者は、期限前に寄託物を取り戻すことができる。

寄託において時期の定めがないときは、寄託者はいつでも寄託物を取り戻す(アオ…クーン)ことができ、受寄者は、適切な時期に、寄託者に対して自己の寄託物を取り戻させる(ハイ…アオ…クーン)べく請求する権利を有する(ミーシットゥワン)。

寄託料は、現実に寄託した期間に従って算定する。但し契約で別段の合意がある場合はこの限りでない。

第 442 条 受寄者の権利及び義務

受寄者は、以下の権利を有する：

1. 合意がある場合、寄託料を請求する；
2. 寄託者が寄託物を引き取り(ハップアオ)にくるのに遅れた場合、維持管理(ポッパクハクサー)にかかる費用を請求する。

受寄者は、以下の義務を負う：

1. 寄託物が棄損(シアハーイ)、故障(ベペ)又は品質低下しないように維持管理(ポッパクハクサー)する；
2. 寄託物を原状で寄託者に返還(ソン…クーン)する；
3. 寄託物が棄損(シアハーイ)、故障(ペーペー)又は品質低下した場合、受奇者は当該損害(ガンシアハーイ)に対して責任を負う。但し、その損害が不可抗力(ヘッスツウイサイ)による場合はこの限りでない；
4. 寄託物に損害(クワームシアハーイ)を与える(コー)出来事(ヘッガーン)又は状況(サバープガーン)が生じた場合、受奇者は寄託者に直ちに通知しなければならない。受奇者が通知しない場合、その者は生じた損害に責任を負う。

受寄者は、寄託物を使用し又は他人に引き渡して自己に代わって維持管理(ポッパクハクサー)させる権利を有しない。但し、寄託者から許可を得た場合はこの限りでない。寄託物が何らかの果実を生じた場合、生じた果実は寄託者に帰属(トクペン)する。

第 443 条 寄託者の権利及び義務

寄託者は、以下の権利を有する：

1. いつでも寄託物の返還を請求(トゥワンアオ…クーン)する；
2. 受寄者が寄託物を棄損(シアハーイ)、故障(ペーペー)又は品質低下させた場合、損害賠償(ガーンサイテーンカーシアハーイ)を請求する(トゥワンアオ)。

寄託者は、以下の義務を負う：

1. 寄託物の瑕疵(チュットボックボーン)又は特別事情(チュッピセート)を受奇者に通知(ジェーン…ハイ…サーブ)し、その後、契約の両当事者はその物の現状(サバープトワチン)と一緒に検査(クワッカーブン)する。寄託者が寄託物の瑕疵又は特別事情を受奇者に通知せず、それが受奇者又は寄託物に損害をもたらした(パーハイミーガーンシアハーイ)ときは、寄託者は生じた損害について責任を負う；
2. 期限に従って物を引き取り(ハップアオ)、合意があれば寄託料を払う；
3. 契約当事者が合意の日から寄託料を払う旨の合意をした場合、当該寄託物の引き渡しの遅延は、寄託者のみが責任の負う(トクベンクワームハッピッソープ)；
4. 寄託者が当該物の引き取り(ハップ…クーン)に遅延した場合、その者は遅延した日数に応じて追加の寄託料を支払う責任を負う；
5. 維持管理(ポッパクハクサー)の費用を支払った受奇者に対する補償(トッテンカーサイチャイ)。

第 444 条 変質またはすぐに劣化する物の寄託

寄託物が変質(ビヤンフープ)またはすぐに劣化(シアクンナパープ)する性質を有し(アーッ)、寄託者が期限に引き取りに来ない(ボーマーハップアオ)ときは、受寄者はその物を売却して、売却代金から寄託料と共に売却の費用があればこれを差し引く(ハクアオ)権利を有し、残った金額は寄託者に返還しなければならない。

受寄者が悪意で寄託物を売却したときは、その者は刑事上の責任を負う。

第 445 条 ホテル又はゲストハウスの主人(チャオコーン)の責任

ホテル(ホーンヘーム)またはゲストハウス(ファンパック)の主人は、乗り物(パーハナ)の所有者がホテル又はゲストハウスの主人に通知(ジェーン)していた場合、宿泊客(ゲークティーマーパクサオ)の乗り物の損害に対して責任を負う。

貴重品、例えば銀、金又はその他の高価な装飾品などについては、物の所有者が通知してホテル又はゲストハウスの主人に預けた場合、ホテル又はゲストハウスの主人に責任を負わせる。

L. 委任(モープマーイ)契約

第 446 条 委任契約(サンニヤーモープマーイ)

委任契約は、受任者が委任者の名義(ナイナーム)及び計算(ドーアトゥン)で何かを行わなければならず(トンヘットシンダイヌン)、委任者は契約又は法律に定めがある場合は受任者に報酬(カートープテーン)を支払う義務を負う、契約当事者の合意である。

受任者は、委任状(バイモープサンタ)がある場合に限り、委任されたことをすることができます。但し、重要性の低いものはすることができる。

委任は 3 年を超えてはならない。期間の定めがない場合、委任は委任状を作成した日から 1 年間効力を有する。

第 447 条 委任者(プーモープマーイ)の権利及び義務

委任者は、以下の権利を有する：

1. いつでも解除できるが、その解約が受任者に損害を与える(サーン)ときはその者は責任を負う；
2. 受任者が委任者の指示(カムネナム)に従わずに(ボーソートコーン)、契約の範囲内で又は委任の限度を超えて行った事務(ウィヤック)を拒否する(ボーハップアオ)。

委任者は、以下の義務を負う：

1. 受任者にその事務(ウィヤックガーン)のために必要な物(サップシンコーンジヤムペン)を提供(サノーン)する；
2. 受任者がその委任の範囲内で行った事務(ウィヤックガーン)を承認する；
3. 契約で定めている場合、受任者に報酬(カートープテーン)を支払わなければならず、受任者が事務を行った際の費用の支払いを承認しなければならない。

委任者は、委任に従って受任者が遂行した事務及び生じた費用の承認を怠った場合、受任者に対して損害を全額賠償する責任を負う。

第 448 条 受任者(プーハップモープマイ)の権利及び義務

受任者は以下の権利を有する：

1. いつでも解除でき、その解約が受任者に損害を与える(サーン)ときはその者は責任を負う；

2. 契約で定めている場合、委任者に報酬(カートープテーン)を請求する。
- 受任者は以下の義務を有する：
1. 委任者の指示に従い(ソートコーン)または契約の範囲内で、委任事務(ガーンモープマイ)を自ら(ドゥオイトンエン)行い、自ら(トンエン)の事務(ウィヤックガーン)と同じように誠実に行う；
 2. 委任者に対してすみやかに報告し且つその委任事務(ガーンモープマイ)を行う中で受け取った物(サップシンコーン)、金銭又は書類を引き渡す(モープ)；
 3. 指示に従わず又は委任の範囲を超えて事務(ウィヤックガーン)を行った場合に、委任者に対して損害を賠償する責任を負う。

M. サービス(ボリガーン)契約

第 449 条 サービス契約(サンニヤーボリガーン)

サービス契約は契約当事者の合意であり、そこではサービスプロバイダー(プーボリガーン)が依頼者(プーサイボリガーン)に奉仕(ハップサイ)し、何かをし若しくは造り又は助言を行わねばならず、依頼者は合意したサービス料(カーボリガーン)を払わなければならない。

第 450 条 サービス契約の種類

サービス契約には以下の 2 種類がある：

1. 一般的(トワパイ)サービス契約；
2. 専門(ウィサカーン)的サービス契約。

一般的サービス契約は契約当事者の合意であり、そこではサービスプロバイダーが特定(ネノーン)のことをし又は造らなければならず、例えば修理、散髪、服の仕立て、旅行、飲食などがある。

専門的サービス契約は契約当事者の合意であり、そこではサービスプロバイダーは調査(コンクワ)、分析(ウィコ、ウィチャイ)、情報提供(サノーンコームーン)、助言(ハイカムプクサ)、指導(カムネナム)、プログラミング、報告書の作成及びその他専門的知見(ラックウィサカーン)に適合するものに関してサービスを提供しなければならない(ハイガーンボリガーン)。

高価な一般的サービス契約及び専門的サービス契約は書面でしなくてはならない。

第 451 条 サービスプロバイダー(プーボリガーン)の権利及び義務

サービスプロバイダーは以下の権利を有する：

1. 契約で合意したところに従いサービス料を受け取る；
2. 依頼者がサービス料を支払わない場合に、サービスの対象物(サップ)を留置(ニュットヌワン)してサービスを停止(ユット)する。

サービスプロバイダーは以下の義務を負う：

1. 専門的で(ラックウィサガーン)、適切な品質を備え、依頼者のニーズに合った、良い設備(ウパコーン)を使ったサービスを提供する；
2. 依頼者の物(ワットウシンコン)を維持管理(ポッパクハクサー)する；
3. その行い又は作成した物(サップシンコーン)又はサービスの成果物(マクポン)を、期限に間に合って(サムレットウェラー)、品質を伴って依頼者に引き渡す(モープ)；
4. 依頼者の秘密を保持(ハクサー)する；
5. 契約の期間が満了したがまだサービスが完了(サムレット)しない場合で、依頼者が何も言わない(ボータクトワン)場合、サービスプロバイダーは完了するまで継続しなければならない。

第 452 条 依頼者(プーサイボリガーン)の権利及び義務

依頼者は以下の権利を有する :

1. 自分がサービスを依頼した物の返還を請求(トゥワンアオ)する ;
2. サービスプロバイダーに瑕疵(チュットボックポン)の改善解決(パップンゲーカイ)を求める(サヌー) ;
3. 合意に従っていないサービスの受領を拒むこと ;
4. サービスプロバイダーを交替する。但し旧サービスプロバイダーに、既に行い又は作成した分のサービス料を支払わなければならない。

依頼者は以下の義務を負う :

1. 必要な設備(ワットウウパコーン)又は情報をサービスプロバイダーに提供(サノーン)する ;
2. サービスプロバイダーが行い又は作成し完了した物(サップシンコーン)又はサービスの成果(マークポン)を受領し且つサービス料を払う。

N. 建築請負(ハップマオコーワーン)契約

第 453 条 建築請負契約(サンニヤーハップマオコーワーン)

建築請負契約は、契約当事者の合意であり、そこでは請負人(プーハップマオ)が何らかの物(シンダイヌンティーネーノーン)を、施主(チャオコーンコーンガーン)の目的に沿って、施主又は自己の材料(ワッサドゥコーワーン)又は車両(パー・ハナ)を使って建築しなければならず、施主はできた建築物(シンコーサンスンダイヘット)を受け取って代金を払い、一緒に成果を確認(ヤンユーン)しなければならない。

第 454 条 施主(チャオコーンコーンガーン)の権利及び義務

施主は以下の権利を有する :

1. 建築された物(シンティーダイコーワーン)を検査(クワッカーブン)する。建築された物が契約の条件を満たさない又は沿っていないために、建築物を技術水準及び設計に満たない又は既に故障したものにしているときは、施主は請負人に対して適切(アンクワン)な期間内に解決(ゲーカイ)若しくは修理(ソームペーン)するよう通知し又はその修理(ポワペーン)を自らの材料(ワッサドゥコーワーン)若しくは車両(パー・ハナ)で負担したときは損害賠償を請求(トゥワンアオ)する権利を有する ;
2. 施主は、請負人が上記の解決又は修理(ソームペーン)を期間内にしないときは、契約を解除して損害賠償を請求することができる(アーチャ…コダイ)。

施主は以下の義務を負う :

1. 契約で合意した価格及び支払期限に従って建築料を払う ;
2. 品質を備え、技術水準を満たし且つ契約で定めた期限に従って(ハイタンタムガムノットウェラー…), 材料及び車両(パー・ハナ)を用意(ジャッハ)しなければならない ;
3. 法律に定めるところに従い、その他の義務を行う。

第 455 条 請負人(プーハップマオ)の権利及び義務

請負人は以下の権利を有する :

1. 指示(サムネナム)に従うことができず又は施主の材料(ワッサドゥコーワーン)若しくは車両(パー・ハナ)が技術水準を満たさず、使うことができない旨を施主に申し出る(サヌー)。施主が適切(アンモソム)な期間内に解決しないときは、

請負人は契約を解除して損害賠償を請求する権利を有する；

2. 合意した価格及び支払期限に従って完成した建築の代金を請求する。

請負人は以下の義務を有する：

1. 施主の建築計画(ペーペーンパン)に従って、合意した期限に従って建築を行う；
2. 建築の材料(ワッサドゥ)又は車両(パー・ハナ)が施主の用意したものである場合、適切に維持管理(ポッパク・ハク・サー)及び使用に責任を負い、その使用が適切でなかったときは、その者は責任を負う；
3. 建築材料(ワッサドゥ)の利用を要約し(サローブ)、残った建築材料(ワッサドゥ)を施主に返還(ソン…クーン)する義務を負う；
4. 下請人の行為について施主に対して責任を負う；
5. 自身の建設遂行(ダムヌーン・ガーン・コーサーン)から生じる損害に責任を負う；
6. 法律が規定するところに従う。

第 456 条 建築物(シン・コーサーン)の品質の保証

請負人は、技術水準、規則(ラビヤップガーン)、特別法に従って建築物を保証しなければならない。

施主が建築物を受領した後、その建築物の中にまだ瑕疵(シンボック・ポーン)があることを発見したときは、保証期間がまだ満了していないければ、施主は請負人に何ら修理費用を払うことなく修理(ソーム・ペーン)請求する権利を有する。

0. 雇用(ヘーンガーン)契約

第 457 条 雇用契約(サンニヤー・ヘーンガーン)

雇用契約は雇用者(プーサイ・ヘーンガーン)と被用者(プーオーク・ヘーンガーン)との間の合意であり、そこでは、雇用契約で合意した額及び期間に基づき、被用者は条件に沿って仕事をしなければならず(トンダイ・パティバット・ウィヤックガーン)、雇用者は被用者に月給(グンドゥアン)又は賃金(カーヘーンガーン)、福利厚生(サワッディーガーン)及びその他の支援を払わなければならない(トーン・チャイ)。

第 458 条 雇用者(プーサイ・ヘーンガーン)の権利及び義務

雇用者は以下の権利を有する：

1. 被用者の能力をテストする；
2. 被用者に、契約で合意したところに従い、来て仕事をするよう(マーヘット・ウイ・ヤック)要求する；
3. 労働法に定めるところに従い雇用契約を解除(ニヨックルーク)する；
4. 法律に定められたその他の権利を行使する。

雇用者は以下の義務を負う：

1. 雇用契約及び／又は法律に従い、月給(グンドゥアン)又は賃金(カーヘーンガーン)、福利厚生(サワッディーガーン)及びその他の支援を払う(チャイ)；
2. 被用者の労働中、その安全を管理(クム・コーン)し、護り(ドゥレー)、確保(ハッパカン)する；
3. 法律に定められたその他の義務を履行する。

第 459 条 被用者(プーオーク・ヘーンガーン)の権利及び義務

被用者は以下の権利を有する：

1. 雇用契約及び／又は法律に従って月給(グンドゥアン)又は賃金(カーヘーンガ

- ーン)、福利厚生(サワッディーガーン)及びその他の支援を受ける；
2. 労働における休憩、健康管理(ブンニエーンスカパーク)及び安全を享受し、苦情及びその他を申し立てる；
3. 労働法に定めるところに従い雇用契約を解除する；
4. 法律に定められたその他の権利行使する。

被用者は以下の義務を負う：

1. 雇用契約で合意したところに従って労働をする(オーパーハーンガーン)；
2. 責任を持ち且つ誠実に責務(ナーティ)を果たす；
3. 法律に定められたその他の義務を履行する。

P. 運送(コンソン)契約

第 460 条 運送契約(サンニヤーコンソン)

運送契約は契約当事者の合意であり、そこでは一方当事者が運送者(プーコンソン)であり、乗客(プードーイサー)、手荷物(クーアンティットワ)又は物(ワットウシンコーン)、商品(シンカー)、書類及びその他を目的地まで又は他方当事者の目的に沿って送る責任を負い、他方当事者は乗客又は物若しくは商品(シンカー)を送る者であって、合意した価格の運賃又は送料を支払う義務を負う者である。

運送契約は、運送者が乗客、手荷物又は物、商品を受け取ったときから効力(ポンサクシット)を有し、乗客が手荷物と共に目的地に着くか又は所有者若しくは権限を有する者が前記の物もしくは商品を受け取ったときに終了する。

第 461 条 運送契約の種類

運送契約の種類は以下のとおりである：

1. 陸上運送 電車による運送も含む；
2. 水上運送；
3. 航空運送。

各種類の運送の規則及び手続は関連法に定める。

第 462 条 運送者(プーコンコン)の権利及び義務

運送者は以下の権利を有する：

1. 合意した価格に従いまたは規則に従い、乗車、手荷物又は物、商品、書類その他の代金を徴収し請求する；
2. 精神障害であって保護者(プークムコーン)がない状態にある乗客、禁止され又は法律に抵触する(ピットゴットマイ)手荷物又は物、商品、書類及びその他を受け付けない(ボーハップ)；
3. 関係する法律に定められたその他の権利行使する。

運送者は以下の義務を負う：

1. 乗客(プードーイサー)、手荷物(クーアンティットワ)又は物(ワットウシンコーン)、商品(シンカー)、書類(エカサー)及びその他を安全(ポートペイ)に期限(ガムノットウェラー)に従って目的地に送り、当該物(ワットウクーアンコーン)又は商品を受け取る権利を有する者に、当初預かった分量及び品質で引き渡す；
2. 事故の場合に、運送者は、負傷又は死亡した乗客に対して責任を負い、運送に起因して棄損(シアハーライ)し又は故障(ペーペー)した手荷物又は物、商品、書類及びその他に対して責任を負う。但し、偶発的事故または不可抗力の場合はこの限りでない；
3. 乗客が突然(ガタンハン)病気になり又は産気づいた場合、乗客を直ちに(ヤー

ンヒープドゥワン)最寄りの治療施設(サターンティーピンポワ)に届ける ;
4. 関係する法律に定められたその他の義務を履行する。

第 463 条 乗客又は物又は商品の所有者(チャオコーン)の権利及び義務

乗客 (プードーイサー) 又は物 (シンコーン) 若しくは商品 (シンカー) の所有者は以下の権利を有する :

1. 安全に且つ合意した期限にそって目的地までの運送を享受する ;
2. 旅程における情報(コームーンカーオサー)、便宜を享受する ;
3. 運送をになう者の落ち度(クワームピット)によって生じた損害の賠償を請求する ;
4. 法律に定められたその他の権利を行使する。

乗客又は物若しくは商品の所有者は以下の義務を負う :

1. 合意したところに従って運賃又は物(クーアンバントウック)の代金を払う ;
2. 清潔、環境、平穏、マナーを保ち、運送をになう者に対して、旅行規則に従つて、高価な物、危険物、武器を申告(ジェーン)し、超過重量について追加料金を払う責任を負う ;
3. 法律に定められたその他の義務を履行する。

第 464 条 乗車料金又は運送料

乗客は、国家が各時期に定めた路線価格又は契約当事者の合意に従って、移動前又は移動後に運賃を支払うことができる。

物の所有者又は商品の所有者は、合意に従って、運送前又は運送後に運送料を支払うことができる。

Q. 保険(パカンパイ)契約

第 465 条 保険契約

保険契約とは保険購入者(プースーパカンパイ)と保険者(プーパカンパイ)の間の合意であり、そこでは保険購入者は保険料(カータムニヤムパカンパイ)を支払わなければならず、保険者は、保険契約で定めたところに従い何らかの出来事(ミーヘットダイヌン)が生じたときに、保険購入者又は受取人(プーハップポンパニヨートチャーカンパカンパイ)に保険金(シントッテーンパカンパイ)を支払い又は損害を補填(トッテーンカーシアハーイ)しなければならない。

ラオス人民民主共和国における保険を目的とした各種保険契約は、ラオス人民民主共和国で設立及び営業の許可を受けた保険者との間で行わなければならない。

保険契約は書面でしなければならない。

第 466 条 保険契約の種類

保険契約の種類は以下のとおりである :

1. 人(ブッコン)保険契約 ;
2. 物(サップシンコーン)保険契約 ;
3. 民事責任保険契約。

各種の保険契約は関係法令に定める。

R. パートナーシップ(フンスワン)契約

第 467 条 パートナーシップ契約(サンニヤーフンスワン)

パートナーシップ契約は、2 人又は複数名の合意であり、お金、物(サップシンコーン)又は労働力を集めて何らかの活動(キチャカム)を行い、もって利益又は負債に対する責任を分配することを目的とするものである。

第 468 条 パートナーシップ契約の終了

パートナーシップ契約の終了は、この法典 400 条に規定するところに従うほか、以下のいずれかの事由によっても終了する：

1. パートナーシップ契約に定めた期間の満了；
2. パートナー契約当事者の一人が破産し又は行為能力を失ったとき、但し別段の合意がある場合を除く。

第 469 条 利益又は負債に対する責任の分配

パートナーシップ契約が終了したときは、契約で別途合意がないときは、利益又は負債に対する責任の分配は、各人の持分(ポート)に従う。

第 VI 編 契約外債務(コーポークパンノークサンニヤー)

第 1 章 一般原則(ラッガントワパイ)

第 470 条 契約外債務

契約外債務とは、契約なしに生じる(クートクン)法律関係(サーイポワパンターンダーンゴッマーイ)である。

第 471 条 契約外債務の種類

契約外債務は以下の種類がある：

1. 不法行為(ガーンラムート)；
2. 委任なく他人に代わってする仕事(事務管理)；
3. 権利ない物又は利益の受領(不当利得)。

第 2 章 不法行為(ガーンラムート)

第 472 条 不法行為(ガーンラムート)

不法行為とは、ある者の法令に抵触(カッカップ)する、故意又は不注意(クワームボーラマッラワン)による行為(ガーンカタム)又は懈怠(ガーンムーンスイ)であり、その不法行為者はその引き起こした損害を賠償する責任を負う。但し、その損害が、自己防衛(ガーンポーンガントワ)、法律に沿った義務の履行又は被害者(ポートゥークシアハイ)自身の落ち度(クワームピット)による場合はこの限りでない。

第 473 条 損害の性質(ラクサナ)

損害は、既に確実に生じている又は将来において確実に生じるような性質を有さなければならない。

将来において起こりうる又は起こり得ない損害は、確実な損害とはみなさない。

第 474 条 原因と損害という結果との間の関係(因果関係)

何人も、以下の事由のように、その者の行為(カタム)と生じた損害の間に原因(ヘッ

ト)と結果(ポン)の関係がある場合に損害賠償の責任を負う :

1. 原因は、損害を生じさせるために不可欠な事象でなくてはならない ;
2. 原因は、損害の前に発生していなければならない ;
3. 原因は、損害の直接的な事由でなければならない。

第 475 条 損害の種類(ペペート)

損害は、以下の種類から構成する :

1. 物(サップ)に関して ;
2. 健康又は生命に関して ;
3. 評判(スーシヤン)、名誉尊厳(キヤットサクシー)に関して ;
4. 精神に関して。

第 476 条 物的損害(クワームシアハーイターンダーンサップ)

物的損害(クワームシアハーイターンダーンサップ)は、ある物が破壊(タムラーイ)、故障(ペーペー)又は質の低下(スアムクンナパープ)を被り、全部又は一部を使う(サイガーン)ことができず、被害者(プートゥークシアハーイ)に対して不利益(スーンシアポンパニヨート)をもたらすことから生じる損害である。

第 477 条 健康又は生命の損害

健康又は生命の損害とは、何人かに対して生じる損害であり、生命又は身体に傷害を与える又は死に至らしめるものである。

第 478 条 評判(スーシヤン)、名誉尊厳(キヤットサクシー)の損害

評判、名誉尊厳の損害とは、何人かに生じる損害であって、断言(ガーオハー)、中傷(サイハリー)、侮辱(ポーアイダー)又は個人的な(スワントワ)情報の流布(プーアイペーコームン)による。

第 479 条 精神的損害(クワームシアハーイターンダーンチッチャイ)

精神的損害とは、何人かの行為により衝撃(ガトッピガトゥーアン)を受けた人の傷心(サオチャイ)、悲しみ(サロッチャイ)及び落ち込み(ホッフー)をいう。

第 480 条 損害の種類毎の損害額の決定 (カーンガムノット)

種類毎の損害額の決定は、被害者の申出(ホンコー)に基づき、被害者と損害を引き起こした者の合意により又は裁判所が以下の様に検討して定める :

1. 財産の : 物の価額に基づく弁償(トッテーンクーン)、修理代、遅延損害(カーポワイカーンサップ) ;
2. 生命の : 葬式及び儀式費用、慰謝料(カーポワベンチッチャイ)、死亡した者の養育(ブンニエンドゥレー)下にある成年に達していない子どもに加え精神障害の又は仕事をする能力を有しない 18 歳以上の子の養育費(カーブンニエン) ;
3. 健康上の : 肉体的(サバーピハーンガーイ)な治療(ピンポワ)費及び療養(フーンフー)費、逸失利益、介護者(プーブンニエーン)費用、治療(ピンポワ)の間の養育(ドゥーレ)、儀式費用(カースークワン)及びその他の費用 ;
4. 評判、名誉尊厳の : 謝罪による被害者の評判、名誉尊厳の回復(フーンフー)、マスメディアを通じた(パーンスームワンソン)ニュースの訂正(ゲーカー)、逸失利益(カーポワイカーン)の支払 ;
5. 精神の : 適切(モソム)な [方法による]、回復(フーンフー)、金銭による慰

謝 (ポワペンチッチャイ)、儀式 (スークワン) 又はその他の形式。

第 481 条 損害額の計算(ガーンキッライカーシアハーイ)

損害額の算定は、不法行為者(プーラムート)の落ち度(クワームピット)に適合しなければならない。

被害者(プートゥークシアハーイ)が不法行為の一部に寄与している(ミースワンナイガーンラムート)場合、その者はその生じた損害に対する責任についても、その一部(スワン)を負わなければならない。

被害者(プートゥークシアハーイ)が生じた損害全部の主たる原因である場合、その者は責任を負わなければならない。

損害賠償の計算は、現実の価額に従う。

A. 自らの行為による不法行為の責任

第 482 条 権利濫用(クーンクワン)から生じる損害

故意に自己の権利を濫用するものはその権利濫用から生じる損害を賠償する責任を負う。

第 483 条 緊急事態による損害に対する責任

緊急事態(サパーワティージャンペン)から生じた損害は賠償されなければならないが、裁判所は、現実の状況に応じて、不法行為者の行為により利益を得た行為者又は第三者に損害を賠償させるよう審理判決する。

第 484 条 過剰防衛(ガーンボーンカントワクーンコーパケート)から生じる損害に対する責任

国家又は社会の利益、自身の又は他人の健康、生命、権利及び適正な(アンソープタム)利益の防衛(ポップーン)から生じた損害は、正当防衛(ガーンボーンガントワ)であつて、生じた損害に対して責任を負わない。但し、正当防衛がその程度を超えたときは、その者はその生じた損害金を賠償しなければならない。

第 485 条 複数人が引き起こした損害に対する責任

複数人が一緒にになって損害を引き起こした場合、それらの者は共同してその生じた損害を賠償する責任を負う。裁判所はその損害を引き起こした 1 人又は複数人に分割して(ナイジャムスワン)先に損害を全額賠償させるよう審理判決することができるが、その者が代わって払った者(ブッコンティートンダイサイターンパイレオ)に対して、返すよう請求する権利(シットウワンアオクーン)を有する。

B. 自らの管理下にある別人の不法行為から、動物から又は物から生じる責任

第 486 条 使用者の責任

使用者は、自身の被用者が与えられた仕事(モープマイ)にそって職務(ナーティ)を果たす中で他人に対して引き起こした損害を賠償する責任を負う。

損害が被用者の重大(ハイヘーン)な落ち度(クワームピット)から生じたときはその者は損害を賠償する責任を負うが、その使用者はその損害賠償を先に払わなければならず、その後に支払った損害の補填(トッテーン)を被用者に請求することができる。

自己の利益の為に他人を働かせるときは、本条 1 項に従う。

第 487 条 父母、後見人又は管理者の責任

父母、後見人又は管理者、例えば学校、病院、は、その管理下にある成年に達しない子ども(デク)又は精神障害者(コンバーシアチット)の落ち度によって生じた損害に対して責任を負う。

第 488 条 動物の所有者又は占有者の責任

動物の所有者又は占有者は、その動物の所有者又は占有者の落ち度によって、その動物が引き起こした損害に対して責任を負う。但し、所有者又は占有者が、自身が動物をその動物の種類(サニット)、種類(ペペート)、性質(ニサイ)又は振る舞い(パプート)に応じて管理(ポッパクハクサー)に注意を払った(サイクワームラマッラワン)こと又は被害者自身の落ち度によることを証明することができる場合はこの限りでない。

第三者がけしかけ(コークワン)又は動物をして損害を生じさせた場合は、所有者又は占有者は先に損害を賠償しなければならず、その後その第三者に返還を請求(トゥワンアオクーン)する。

第 489 条 物(ワットウシンコーン)から生じる損害に対する責任

物の所有者又は占有者の落ち度によって物から生じた損害は、その者がその損害を賠償する責任を負う。

第 490 条 樹木の所有者又は占有者の損害に対する責任

樹木の所有者又は占有者は、例えば枝が落ちる、果実が落ちる、木が折れる及びその他など、自身の樹木に起因して生じた他人への損害を賠償する責任を負う。

第 491 条 家又はその他の建築物の所有者の損害に対する責任

家又はその他の建築物(シンプックサーンウーン)の所有者又は[これらを]管理(クムコーン)、維持(ポッパクハクサー)若しくは使用する者は、自身の又は自分が責任を持つ家又は建築物を放置(ハポーイ)して、管理不足のために倒壊(パンロン)、腐朽(スッロン)させて他人に損害を生じさせたときは、その生じた損害を賠償する責任を負う。

第 492 条 建築請負人の損害に対する責任

建築請負人(プーハップマオコーラーン)は、建築(ガーンコーラーン)又は自身の維持管理(クムコーンポッパクハクサー)の瑕疵(クワームボッポン)から生じた損害に対して責任を負う。例えば、建築物の損傷(ハクパン)、建築材が水準を満たしていない、適正な技術を使っていない、安全措置なしに溝を掘削し(クットホーン)、穴を掘削し(クットクム)、障害を設けることなど。

第 493 条 製品又は商品から生じる損害に対する責任

製造を行い(タムガーンパリッ)、営業を行う(ダムヌントウラキット)人、法人又は組織(ガーンジャッタン)は、品質を備えず、消費者(プーボリポーク)又は使用者(プーソムサイ)に損害を与えるような製品(パリッタパン)又は商品(シンカー)が引き起こした損害に対して責任を負う。

第 494 条 危険物から生じる損害に対する責任

危険物、例えばエンジンで走る乗り物(パー・ナティーレーンドウワイクー・アンチャック)、送電システム、産業分野の製造工場、兵器(アーウット)、爆発物(ラブート)、感染性のもの(ワットウワイファイ)、毒(サーンピット)、放射性物質、化学物質(サーンケミー)又はその他の危険物の所有者又は管理者(プークムコーン)は、生じた損害に対し

て責任を負う。但しその損害が自身の落ち度から生じたものでない場合はこの限りでない。

第 495 条 環境への損害に対する責任

汚染(モンラピット)を引き起こし、環境、人、法人又は組織に損害をもたらす人、法人又は組織は、直ちにその行為を中止し、生じた損害を賠償する責任を負う。

第 3 章 委任なく他人に代わってする仕事 (事務管理)

第 496 条 委任なく他人に代わってする仕事 (事務管理)

委任なく他人に代わってする仕事 (事務管理) とは、代わって仕事をする人 (事務管理者) が、他人の利益の為に、その者から依頼をうけることなく、何らかの仕事を行う (ダムヌーンウィヤックダイヌン) ことである。例えば家の所有者又は占有者がいないとき、依頼なく他人の為に家を修理する、代わりに負債を支払うなど。

第 497 条 委任なく他人に代わってする仕事 (事務管理) の要件

委任なく他人に代わってする仕事 (事務管理) の要件は以下のとおりである：

1. 所有者又は占有者から依頼されていない(ボーダイハップモープマーイ)こと；
2. 善意(チェッタナーディー)で行わなければならない；
3. 所有者又は占有者に利益の為であること；
4. その者の能力及び条件に合わせて仕事を行わなければならない；
5. 自己の仕事と同じようにその仕事をしなくてはならない；
6. その者が知り又は知りうるときは、所有者又は占有者の意図に沿って仕事をする。

第 498 条 委任なく他人に代わって仕事をする者 (事務管理者) の義務

委任なく他人に代わって仕事をする者 (事務管理者) は以下の義務を負う。

1. 代わって行った仕事及び自分がやった仕事の結果を物の所有者又は占有者に直ちに(ナイタンティー)通知(ジェーン)しなければならない；
2. 仕事を完成させるまで又は所有者若しくは占有者が自ら行うことができるようになるまで継続する；
3. 仕事を行う期間中に自ら引き起こしたあらゆる損害に責任を負う。

加えて、この法典の 448 条に定めるところに従い、受任者と同じ義務を負う。

第 499 条 所有者(チャオコーン)又は占有者の義務

所有者及び占有者は、代わって行われたその仕事が、良く行われ又は所有者若しくは占有者がその代わりに行われた仕事を受け容れたときは、必要な(ジャムペン)及び有益な(ミーポンパニヨート)費用を補填する義務を負う。

第 500 条 他人の生命、評判(スーシヤン)、物の保護

何人かが、突然(ガタンハン)生じた危険から他人の生命、評判又は物を保護するために行行為する(ダイカタムシンダイヌン)ときは、その者(ブッコンナン)は、生じた損害を賠償する責任を負う(テーヤンダイ)。但し行為がその者の故意又は重大な不注意による場合はこの限りでない。

第 4 章 権利のない物又は利益の受領 (不当利得)

第 501 条 権利のない物又は利益の受領 (不当利得)

権利のない物又は利益の受領 (不当利得) とは、法律上の原因なく他人の物又は利益を受領し、他人の物又は利益を失わせることであり、受領者はその物又は利益を権利者に返還しなければならない。

無効契約から生じた物又は利益の受領の場合、本条 1 項に定めるところに従う。

第 502 条 錯誤による権利のない物又は利益の受領 (不当利得)

錯誤により(ドゥオーアイクワームロンピット)他人の物又は利益を得た者は、その所有者に物又は利益を、受領時以降生じた果実または収入とともに返還しなければならず、その者は主たる物及び果実の維持管理(ポッパクサー)の為の費用に加え、物の増加した部分の価額を請求することができる。

既に消費され(ナムサイレーオモッパイ)、故障(ペーペー)し又は滅失(スーンハーイ)した物又は利益については、その物又は利益の価額を所有者に返還する。但し、滅失又は故障が不可抗力による場合はこの限りでない。

物の価額を増加させる修理、改良又は増加がある場合、物の所有者はその増加した部分の価額を取得者に対して補填しなければならない。

果実が消費され(ナムサイレーオモッパイ)、故障し又は滅失したときは、終わったものとする。

第 503 条 故意による権利のない物又は利益の受領 (不当利得)

他人の物又は権利を、その物又は権利を受領する権利がないと知りながら故意で(ドーアイチェッタナー)受領したものは、その物又は利益を、受領時以降の果実と共に所有者(チャオコーン)に返還しなければならない。

既に消費され、故障し又は滅失した物又は利益は、果実も含めて、その物又は利益の価額を所有者(チャオコーン)に返還する。

第 504 条 返還請求権のない物の譲渡

他人に物を譲渡(モープ)した者は、以下の場合には物の返還を請求する権利を有しない：

1. 履行期前の義務の履行；
2. 時効後の義務の履行；
3. 義務がないことを知っていた何らかの履行(パティバットシンダイヌン)；
4. 他人の義務の履行；
5. 違法な義務の履行。

第 505 条 履行期(ガムノットウェラー)前の義務の履行

何人も、契約上の又は法律上の履行期(ガムノットウェラー)前に義務を履行したときは、その者はその履行した物の返還を要求する権利を有しない。但し、その者が錯誤で当該義務を履行した場合はこの限りでない。

第 506 条 時効後の義務の履行

何人も、自身の義務を時効後に履行したときは、その者はその物の返還を請求する権利を有しない。

第 507 条 義務がないことを知っていた何らか(シンダイヌン)の履行 (非債弁済)

何人も、義務がないことを知って、他人に対して義務の履行のように何か(シンダイヌン)を履行したときは、その者はその履行した物の返還を請求(ホンコー)することがで

きない。

第 508 条 他人の義務の履行

何人も、錯誤によって自身の債権者ではない債権者に対して他人の義務を履行し、それによって債権者が、善意によって、負債又は義務の履行の証拠（ラクターン）となる全ての書類を滅失し（タムラーイ）し、担保を取消し（ロップラーン）又は時効が完成したときは、その債権者は返還する必要がなく、その者は返還義務を履行させるために請求する権利を有しない。

当該他人の義務の履行をした者は、もともと義務を負う者又は担保する者に、その履行した義務を賠償するよう請求する権利を有する。

第 509 条 法律に抵触する(ピットゴッマイ)義務の履行 (不法原因給付)

何人も、国家、社会の利益、伝統慣習(ヒートコーンパペニー)又は規則、法律に抵触(カッカップ)する義務を他人に対して履行したときは、その者は返還を請求する権利を有さず、依然法律の前に責任を負う。

第 VII 編 担保(ガーンカンパカン)

第 1 章 一般原則(ラッガントワパイ)

第 510 条 担保(ガーンカンパカン)

担保(ガーンカンパカン)とは、法律又は契約で定めたところに従って義務の履行を確保すること(ガーンハッパカン)である。

第 511 条 担保の種類

担保には次の 2 種類がある：

1. 法律による担保；
2. 契約による担保。

第 512 条 担保の優先順位(ラムダップブリマシット)

担保による義務の履行は以下の優先順位(ラムダップブリマシット)に従って行う：

1. 法律による担保の優先権；
2. 契約による担保の優先権。

上記優先権は、債務者がその義務を履行せず又は破産の判決を受けた場合に適用される。

第 513 条 担保物に対する債権者の権利の継続

担保権者は、債務者が担保物の形式を変更しましたは処分したとしても、当該担保権設定契約に定める権利及び義務の履行が完了されるまで、担保物の処分によって得られた金銭又はその物を含め、担保物に対する権利がまだ継続する。

第 514 条 担保物の善意購入 (ガーンスー) 又は善意賃借 (ガーンサオ)

担保物を市場価格での購入または賃借し公然かつ平穏に使用した善意な買主又は賃借人は、当該物が債務の返済又は特定の義務の履行への担保として供されていること又は担保登録がなされたことを知らない場合、その債務又は義務に対する責任を負わないものとする。

第 515 条 融資金で購入した物に対する優先権

物の購入のために融資した債権者は、債務者がその融資金で購入した物を占有した日から 7 日間以内において、その物に対する権利に関し、他の債権者に対して優先権を有する。その期間が過ぎたがまだ担保登録がされていない場合、その優先権は消滅する (トクペイ)。

第 516 条 飼育動物による担保の優先権

飼育動物の担保権者は、飼育動物の餌又は治療薬を購入するために金銭を貸与した債権者などその他の債権者に優先して支払を受ける権利を有するが、その債権者が担保登録している場合にはこの限りでない。

第 517 条 農作物による担保の優先権

農作物の担保権者は、その農作物の農地の担保権者より優先して債務の返済または義務の履行を取得する。

第 2 章 法律による担保

第 518 条 法律による担保

法律による担保とは、人道的理由及び国家共通の利益に基づき法律が定める、負債の返済(サイテーンニーシン)又はその他の義務の確保(ハッパカン)である。

第 519 条 法律による担保の優先権(プリマシット)

法律による担保の優先権は以下に従う :

1. 賃金(カーヘーンガーン)、月給(グンドゥアン)又は労働法に規定するその他の利益(ポンパニヨート)の支払 ;
2. 關税、税金の支払 ;
3. 国家の利益を確保するためのその他の支払で、国家と個人又はその他の組織との間の契約から生じた負債又は利益、以外のもの(スンボークワム…).

第 3 章 契約による担保

第 520 条 契約による担保

契約による担保は、債権者と債務者の間の、負債の返済又は義務の履行を確保(ハッパカン)する旨の合意又は債務者に代わってある人もしくは法人が負債の支払又は義務の履行を行う旨の合意である。

契約による担保は次の 2 つの形式 (フープガーン) がある :

1. 物による、契約による担保 ;
2. 人又は法人による、契約による担保。

物による、契約による担保は、この法典に定める質又は抵当という形態による債権者と債務者又は第三者の間の合意である。

人又は法人による、契約による担保は、ある人又は法人が、債務者が自らの負債を返済せず又はその他の義務を履行しないときに債務者に代わって負債を支払い又はその他の義務を履行することに合意する契約である。

第 521 条 担保に使用される物 (サップ)

担保に使用される物は、動産、不動産または権利がある。

担保に使用される動産は以下を含む：

1. 高価物；
2. 機械；
3. 乗り物；
4. 倉庫にある商品又は生産過程に使用する原材料；
5. 農作物；
6. 消費商品；
7. 契約当事者が合意するその他の動産。

担保に使用される不動産は以下を含む：

1. 人、法人又は組織の土地使用権；
2. アパート (ホーンスット)、建設物、例えば、家、建造物、ビルの所有権；
3. 関連する法律または契約の定めに基づく、土地賃貸借契約または土地コンセッション契約に伴う (ティトパン) 財産 (サプシン)。

担保に使用される権利は以下を含む：

1. 売掛債権；
2. 譲渡性のある金融書類 (エーガサン)、例えば、証券 (パンタパット)、返済約束証 (バイサンニヤーサイニー)；
3. 銀行預金；
4. 知的財産；
5. 契約当事者が合意するその他の権利。

第 522 条 物の特徴の記載(ガムノット)及び価額の換算(ティー)

担保に供する物は、契約において特定される形 (ラクサナー) で記載しなければならない。

担保に供する物は、契約当事者がお互いに合意した場合、その当事者が合意した価額を記載することができる。

第 523 条 複数の債権者の担保に供される(ナムパイ)一つの物 (サップディアオ)

複数の債権者の担保に供される一つの物は、この法典の 525 条に定める質及び抵当といった契約による担保の形式を有する複数の債権者が、一つの物によって複数の債務の返済を受け又は複数の義務が履行されることを担保することをいう。

複数の債権者の担保に供される一つの物は、以下を要件とする：

1. 担保に供される物は、債務者の物であるか、他人の物である場合は法に従った書面による担保に関する同意 (ガンヘンディー) が必要であるが、関連法が特に定める場合はこの限りでない；
2. 担保に供される物は、債権者及び債務者の合意 (ガントクロン) に基づき、または、関連する組織 (ガンジャッタン) または機関 (サターバン) による物の評価 (ガンティームンカー) に基づき、その [担保に供した] 当時又はこれまでの担保を含めて、債務を上回る価値 (ムンカー) を有しなければならない；
3. 最初の債権者及びその後順位の債権者のそれぞれの担保契約 (サンニヤーカンパカン) において、その担保に供される物の残高額を規定し (ガムノット) または特定 (ラブ) しなければならない。但し、担保契約において特に定める場合はこの限りでない；
4. 担保として一つの物を利用する債務者は、新しい債権者 (チャオニープーマイ) が債務者に関する (カップトン) 追加担保 (カンパカンプン) について検討するため、最初の債権者 (チャオニープータムイート) に対し追加担保について、新

しい債権者に対し以前の担保について、少なくとも 15 日前までに書面で通知しなければならない；

5. その一つの物が不動産の場合は、債権者及び債務者は、登録（ジョッタビアン）により担保に供される権利を得る別の追加担保（カンパカンブンダイ）及びさらなる追加担保（カンパカンブンカントーパイ）に対する権利を確保するため、まず（カムタムイートコーン）、この法典の 562 条に定めるところに従い登録しなければならない。

一つの物により担保設定された各債権者が優先権を取得するには、この法典の 524 条が定める担保手続に従って行わなければならない。

第 524 条 契約による担保の優先権(プリマシット)

債権者は、以下の場合において、一つの物（サップディアオ）に対して契約による担保を設定する他の債権者より優先して負債の返済又は義務の履行を受ける：

1. 適法に、担保登録（ジョッタビアンガーンカンパカン）、物の占有（ガーンコープコーンサップ）または担保権の管理（クワップクムシットカンパカン）をしている債権者の間において、他の債権者に先行する債権者が優先する；
2. 複数の担保登録（ジョッタビアンガーンカンパカン）がある債権者の間において、他の債権者に先行して担保登録する債権者が優先する；
3. 担保を設定する債権者の間において、物に対する登録（クンタビアン）がされていない場合、先行して物を占有したは担保権を管理する債権者が優先する。

担保を設定しているが担保登録（ジョッタビアンガーンカンパカン）をせず、物の占有をせず、物による担保権の管理もしていない債権者の間において、各債権者の債権（ニーシン）と債務者の全財産（サブシンタンモット）の額に応じ、均等（サリヤ）とする。

第 525 条 契約による担保の形態(フープベーブ)

契約による担保は以下の 3 形態がある：

1. 質（ジャムナム）；
2. 抵当（ジャムノーン）；
3. 人又は法人による担保。

A. 質（ガーンジャムナム）

第 526 条 質（ガーンジャムナム）

質は、合意に沿って、担保物を質権者もしくはその他の者の下に置き（アオ…パイワイナム）または占有する（アオ…ユーナイガンコープコーン）ことによって債権者に対して負債の返済又はその他の義務の履行を確保することである。

第 527 条 質の種類(ペペート)

質には以下の 3 種類がある：

1. 動産による質；
2. 不動産による質；
3. 権利による質。

A1. 動産による質

第 528 条 動産による質

動産による質は、合意に沿って、質権設定者が質権者又はその他の者の下に置き占有した(ナムアオ…パイワイナイガーンコーピー) 動産によって、負債の返済又は義務の履行を確保することである。

第 529 条 動産による質の要件

動産による質は以下の要件から構成される(パゴーピドゥワイ) :

1. 負債の返済又は義務の履行に関する契約があること ;
2. 質の合意があること ;
3. 質権設定者の所有物(ペンガマシット)であるか、権限を付与 (モープシット)された他人の物であること ;
4. 動産を、合意に沿って質権者又はその他の者の占有下に置くこと(アオパイワイナイガーンコーピー)。

第 530 条 動産による質の効果

質に供された(ナムパイジャムナム)動産は、未だ質権設定者の所有であるが、合意に沿って質権者又はその他の者の占有下に置かれる。質権者はその他の債権者に先立って質に供された動産に対して優先権を持つ。但し、優先関係についてはこの法典の 524 条の規定に従う。

当該質権者又はその他の者は、上記動産を使用し又は果実を取得する権利を有しない。但し、質権設定者から書面で許可を得た場合はこの限りでない。当該動産を維持管理(ボッパクハクサー)することを任せられた(モープマイ)質権者又はその他の者は、その落ち度による故障(ペーペー)、棄損(シアハーイ)に対して責任を負う。

質に供された動産が、故障し(ペーペー)、棄損し(シアハーイ)又は盗まれた場合、維持管理を任せられた質権者又はその他の者は、その物を追跡し、取り戻す請求権を有する。

第 531 条 物の返却と売却

債務者が負債の返済又は義務の履行を全部行ったときは、質は終了する。質に供された動産は、質権設定者に返還されなければならない。

債務者が合意した期日に負債を返済せず又は義務を履行しない場合、質に供された動産の価額が負債と等しいときは、優先権を有する債権者は負債の返済のため当該動産を使用する権利を有する。

質に供された当該動産の価額が負債より高いときは、債権者は、合意した価額によって又は競売(パムーンカーアイ)によって、[当該動産を] 購入する権利を有し、残額を債務者に対して支払わなければならず、質に供された当該動産を売却する権利を有する。元本(ントゥン)及び利子を控除(ハクアオ)した後、残額は質権設定者に返還されなければならない。質に供された当該動産の売却代金額が負債に満たないときは、債務者に、全額に満つるまで追加で払わせる。

他人のために自己の動産に質権を設定した者が、債務を弁済した時は物により義務を履行した場合は、この法典の 558 条 4 項の規定にしたがって、債務者に対して求償 (トッテーン) する権利を有する。

第 532 条 質屋(ホーンジャムナム)における質

質屋における質は、この法典の 528 条から 531 条及び質屋に関する規則に従う。

第 533 条 書類による質

書類による質とは、負債の返済を確保するために、債務者が自身の動産所有権の証明書類を債権者に受け渡す契約であるが、債務者はその後も同様に占有し使用す

る権利を有する。

書類による質に関して、債務者は物の所有者でありその物を同様に使用する権利を有するが、売る、譲渡又は更に質入する権利を有しない。そのほか、債務者はその物の現状を維持しなければならない。

債務者が合意した期日に負債を返済しまたは義務を履行しない場合、債権者は債務者に対し目的物の引渡しを請求することができる。

質を設定した動産が債務者の下にある場合、債権者は、その物を催促する権利を有する。

第 534 条 倉庫内の商品による質

倉庫内商品(シンカーナイサー)の質は、倉庫内商品の証明証を負債の返済又は義務の履行の担保のために債権者に渡すものである。倉庫内商品の証明証は他の者へ手交(ピエンムー)することができる。

倉庫内商品の買主は、その商品に担保が設定されていることを知っていても、倉庫内商品による質権設定契約に定める権利及び義務に対する責任を負うことなく、商品を受け取れる。

倉庫内商品は、流動資産、販売用又は賃貸用の商品、生産用又は事業用の原材料又は道具である。

A2. 不動産による質

第 535 条 不動産による質

不動産による質は、合意に沿って、質権設定者が質権者又はその他の者の下に置き占有した(アオ…ハイユーナイガーンコープコーン)不動産によって負債の返済又は義務の履行を確保することである。

第 536 条 不動産による質の要件

不動産による質には以下の要件がある(ミー) :

1. 負債の返済又は義務の履行に関する契約があること ;
2. 質の合意があること ;
3. 質権設定者の所有物(ペンガマシット)であること ;
4. 5 年を超えない期間の定めがあること、契約当事者間の合意により延長することができるが、各延長は 5 年を超えることができない ;
5. 質権者の占有下にあること ;
6. 書面で契約し且つ関係する天然資源環境事務所又は関係するその他機関で登記すること。

第 537 条 不動産による質の効果

質に供された当該不動産は、未だ質権設定者の所有である。しかし質権者の占有下に置かれる。質権者はその物を使用し又は果実を取得する権利を有するが、債務者から利息を得る権利は有しない。質権者はその他の債権者に先立って負債の返済又は義務の履行を受ける優先権を持つ。但し、この法典の 524 条の規定に従う。

第 538 条 不動産保存の費用の支払

質権者は、当該不動産に関する管理(クムコーン)、維持(ポッパクハクサー)、修繕(ソームベーン)、その他の支払に責任を負う。質権者又はその物の維持管理を依頼さ

れた者は、その物がその落ち度によって故障(ペーペー)又は棄損(シアハーイ)したときは、損害を賠償する責任を負う。

第 539 条 不動産の返却及び売却

債務者が完全に義務を履行したときは、質は終了する。質に供された当該不動産は、原状で質権設定者に返還されなければならず、質の登記は抹消される。

債務者が合意した期限に負債の返済又は義務の履行をせず、債権者と債務者が合意することができないときは、債権者は当該不動産を、その時点の市場価格で公売(パカートカーアイ)し又は競売(パムーンカーアイ)する権利を有する。この場合、当該不動産の価額が負債より高い場合、債権者は負債及び費用その他を全て控除(ハクアオ)し、その負債の返済から残った分を質権設定者全額返還しなければならない。質に供された当該不動産の代金額が負債に満たないときは、債務者は満額まで追加で払わなければならない(ハイ)。

債務者に代わって自己の不動産に質権を設定した者が、その物により負債を返済しまたは義務を履行した場合は、この法典の 558 条 4 項の規定にしたがって債務者に対して求償(トッテーン)する権利を有する。

A3. 権利による質

第 540 条 権利による質

権利による質とは、債権(シットウワン)、その他の権利、営業(キチャカーンダイヌン)又はプロジェクト成果(マクポンコーンカーン)により、負債の返済又は義務の履行を確保することである。

第 541 条 債権(シットウワン)による質

債権による質とは、銀行預金(バンシーグンファークタナカーン)、社債(バイフンクー)、証券(パンタバット)、契約上の権利、借用証(バイトワシニ)及びその他の債権による質である。

第 542 条 その他の権利による質

他の権利による質とは、株式、知的財産、何らかの事業を遂行する権利及びその他の権利による質である。

第 543 条 何らかの営業又はプロジェクト成果に対する権利による質

何らかの営業(キッチャカム)又はプロジェクト成果(マクポンコーンカーン)に対する権利による質とは、プロジェクトの全てのもしくは何らかの営業の実施(タムネーン)又はプロジェクトから生ずるであろう成果(マクポン)、例えば、プロジェクトから生じるであろう収益、農業生産物(ポンパリッガシカム)、に対する権利による質である。

第 544 条 権利による質の要件

権利による質は以下の要件からなる：

1. 負債の返済又は義務の履行に関する契約があること；
2. 質の合意があること；
3. 質権設定者の所有物(ベンガマシット)であること；
4. 債権による質は、この法典の 401 条に規定するところに従う；
5. 株式(バイフン)又は記名式社債(フンクーラブスー)による質は、発効した会社

でまず記録(バントゥック)しなければならない；

6. 何らかの営業又はプロジェクト成果による質は、将来生じる営業又はプロジェクト成果ではなくてはならない。

第 545 条 権利による質の効果

権利による質の効果は以下のとおりである：

1. 質権者は、質に供された権利を占有するときは、負債の返済において、他の債権者に対して優先権を有する；
2. 質権者は直接支払を請求できる；
3. その債権が金銭であるときは、質権者はその債権のうちで、自らの債権の割合に基づく範囲内で支払(サムラ)をうける；
4. 質権者の下に質に供された権利が履行期を迎えた(シンスットガムノットウェラー)ときは、質権者は質権設定者の債務者(ルークニーコーンプージャムナム)に対して、合意に沿って支払うべき金額を質権者又はその他の者の占有管理下に置くよう請求する権利を有する。

権利による質についてもこの法典の 531 条 4 項を適用できる。

B. 抵当(ジャムノーン)

第 546 条 抵当(ジャムノーン)

抵当とは、物について抵当の登記をすることにより、その物(サップシンコーン)の占有(コーペコーン)を抵当権者に引き渡す(モープ)ことなく、債権者に対して負債の返済又はその他の義務の履行を確保することである。

第 547 条 抵当の種類

抵当には以下の 2 種類がある：

1. 不動産による抵当；
2. 動産による抵当。

B1. 不動産による抵当

第 548 条 不動産による抵当

不動産による抵当は、抵当に供する不動産を登記(ジョッタビヤン)することにより、その不動産を抵当権者に引き渡す(ソンモープ…ハイ)さずに、債権者に対する負債の返済又はその他の義務の履行の確保である。

第 549 条 不動産による抵当の要件

不動産による抵当は以下の要件に従って行う：

1. 負債の返済又はその他の義務の履行に関する契約があること；
2. 抵当の合意があること；
3. 提供に供される不動産が抵当権者の占有下にないこと；
4. 抵当に供する不動産が抵当権設定者の所有であること；
5. 書面で行い、天然資源環境事務所又はその他の国の関係機関における登記があること。

第 550 条 不動産による抵当の効果

抵当に供された不動産は未だ抵当権設定者の所有であり、その者が、抵当登記された

物(サップ)を占有し、使用し、果実を所得する権利を有する。

抵当権設定者は当該抵当に供した物(サップ)を原状で且つ価額を低下させないよう維持管理しなくてはならない。抵当に供された物を修理(ソムベーン)、改築(パップン)又は増築(プームドゥーム)したときは、当該物の価格に算入する。

抵当権設定者は当該抵当に供した不動産を売却し、贈与(モープ)し又は交換する権利を有しない。違反(ラムート)があった場合、抵当権者はその物を取り戻すべく追跡し請求する権利を有する。当該不動産を取り戻すべく追跡し請求する費用については、違反によって生じた損害とあわせて抵当権設定者が責任を負う。

債務者が義務を完全に履行したときは、抵当は終了し、抵当の登記は取り消される(ロップラーン)。

債務者に代わって自己の不動産に抵当権を設定した者が、物により負債を返済または義務を履行した場合は、この法典の 558 条 4 項の規定にしたがって債務者に対して求償(トッテーン)する権利を有する。

第 551 条 抵当権者の抵当に供された不動産に対する権利

抵当権者は、債務者が期限に負債を返済しないときは、当該抵当に供された不動産を、負債の返済及び利子又はその他の義務の履行のために公示売却(パカートカ一イ)し又は競売(パムーンカ一イ)する権利を有する。

抵当権者は、その不動産に関して抵当権を持たない債権者又は後順位(ラン)の抵当権を有する債権者に先だって負債の返済を受ける優先権を有する。但し、この法典の 512 条に規定する場合はこの限りでない。

B2. 動産による抵当

第 552 条 動産による抵当

動産による抵当は、抵当に供する動産を登録(ジョッタビヤン)することにより、抵当に供する当該動産を抵当権者に引き渡(モープ…ハイ)さずにする、債権者に対する負債の返済又はその他の義務の履行の確保である。

抵当に供する当該動産は、所有権登記のある動産でなくてはならない。

第 553 条 動産による抵当の要件

動産による抵当は以下の要件に従って行う :

1. 負債の返済又はその他の義務の履行に関する契約があること ;
2. 抵当の合意があること ;
3. 提供に供される動産が抵当権者の占有下にないこと ;
4. 抵当に供される動産が抵当権設定者の所有であること ;
5. 書面で行い、国の関係機関における登記があること。

第 554 条 動産による抵当の効果

動産による抵当の効果についてはこの法典の 550 条に定める不動産による抵当の効果と同様とする。

第 555 条 抵当に供された動産に対する抵当権者の権利

抵当に供された動産に対する抵当権者の権利についてはこの法典の 551 条に定める不動産抵当権者の権利と同様とする。

C. 他の人又は法人による担保 (保証)

第 556 条 他の人又は法人による担保

他の人又は法人による担保は、債務者が自ら負債の返済又はその他の義務を果たさないときに、ある人又は法人が、債務者に代わって負債の返済又はその他の義務の履行(パティバットパンタ)することに合意することである。

第 557 条 他の人又は法人による担保契約の手続 (フープガーン)

他の人又は法人による担保は書面でしなくてはならず、主たる契約(サンニヤートントー)とあわせて又は別にすることもでき、公証役人又は村長から証明を受け且つ証人を参加させなければならない。

第 558 条 保証人(プーカンパカン)の責任の範囲

保証人は、担保契約で合意したところに従い、債務者の負債の返済又は義務の履行を全部又は一部担保(カンパカン)することができる。負債の返済においては、保証人は元本のみを返済する義務を負う。但し契約で別段の合意がある場合はこの限りでない。

契約で定めた期限が到来したときは、債権者は債務者にまず(シアゴーン)請求しなければならず、債務者が負債を返済しないときに、債権者は保証人に請求する権利を有する。

保証人及び債務者は、自ら履行した返済について互いに通知する義務を負う。

負債の全部又は一部を債務者に代わって返済した保証人は、その債務者の債権者となり、自ら払った元本に加えて、契約で定めた場合はその債務者に対し利子及び費用その他についても請求する権利を有する。

第 559 条 共同担保 (保証) (ガーンカンパカンフワム)

負債(ニーシン)は、1つの契約又は複数の契約によって、共同保証人と呼ぶ2人又は複数人により担保されることができる。

共同保証人各人は、合意に従って共同で負債 100%又はそれ以下を担保することができる。各人 100%の担保の場合、債権者は共同保証人の誰に対しても負債全部を請求することができる権利を有する。

一部担保の場合、債権者は、共同保証人に対して、その者が責任を負う部分(スワン)に応じて負債を請求する権利を有する。

債務者が負債の一部を返済したときは、債権者は、負債 100%の担保であれば、共同保証人の誰に対しても、残る負債を請求することができる権利を有する。一部担保であれば、債権者は、各人の責任の割合(プート)に応じて負債を請求する権利を有する。

第 560 条 保証人の死亡又は行為能力の喪失

保証人が死亡したときは、担保(保証)は、相続人または遺産管理人(プークムコーンムーンモラドック)により引き続き継続される。

保証人が行為能力を喪失(シア)したときは、担保(保証)は後見人(プーポッコーン)により引き続き履行される。但し、債権者が債務者に対して新しい保証人を探すよう請求する場合はこの限りでない。

第 561 条 担保(保証)からの解放(ガーンポン)

保証人は以下の場合に担保(保証)から解放される:

1. 債務者が完全に負債を返済し又は義務を履行したとき;
2. 保証人が契約に従って自身の義務を履行したとき;

3. 保証人の承諾なく、債務者と債権者の間の契約に変更、追加が加えられたとき。

第 4 章 担保登記、優先権の放棄及び担保の譲渡

第 562 条 登記(ガーンジョッタビヤン)

不動産による質と抵当は、物の所在地の郡の天然資源環境事務所で土地使用権活動登記をしなければならない。一つの土地の土地使用権に対し複数の債権者のために質又は抵当を設定する場合において、その土地使用権活動登記を行うときは、土地使用権者は土地所在地である郡の天然資源環境事務所に対し、土地登録システムに保管するために、土地権利証書（バイターディン）を提供しなければならない。

動産による抵当は、財務当局又はその他関連当局で登記しなければならない。

質及び抵当の登記手続は透明に（ポンサイ）行われなければならない。その質及び抵当登記に関する情報は要請書を要求されることなく（ボージャムペントーンミーガーンホンコー）アクセスできる。

質及び抵当の登記手続及び方法について別の規則（ラビヤップガーンターンハーグ）に定める。

第 563 条 担保登記の取消(ロップラーン)

担保登記（ガーンジョッタビアンガーンカンパカン）は以下のいずれかの場合に取り消される：

1. 抵当権者又は質権者が登記の記録を取消することを申し出る（サヌー）；
2. 裁判所が判決で当該担保を取消する。

第 564 条 優先権の放棄及び担保の譲渡

優先権を持つ質権者又は抵当権者は、自身の優先権を放棄して、質又は抵当担保を有する他の債権者に与えることができるが、自身の債権額（ムンカーニーシン）を超えることはできない。

質権者又は抵当権者は、自身の担保を、債務者と同じくする、担保を有しない他の債権者に譲渡（オーン）する権利を有するが、担保が債権額（ムンカーニー）を超える場合はこの限りでない。

質権者又は抵当権者は、その担保を全ての利益とともに譲渡（オーン）する権利を有し、この場合、自身の担保とともに優先権も譲渡（オーン）されるが、担保が債権額（ムンカーニー）を超える場合はこの限りではない。

第 VIII 編 相続

第 1 章 相続の原則(ラッガーンスープトートムーンモラドック)

第 565 条 遺産(ムーンモラドック)

遺産（ムーンモラドック）とは死者の所有する（ペンガマシット）物であり、その者の権利及び義務を含む。但し法律又は契約で、死者のみが自ら生存中に履行することを定めた権利及び義務についてはこの限りでない。

第 566 条 相続(ガーンスープトートムーンモラドック)

相続は、法律又は遺言に沿って死者の遺産を相続人（プースープトートムンモラドック）

ク)に承継させる(トクトート)ことである。

第 567 条 死亡の判決を受けた者の遺産

何人も判決によって死亡したものとされたときは、その者の遺産(ムーンモラドック)は相続人のものとして承継される(トクトートペンコンプースープトート)。その後にその者が生存して帰還したときは、相続人(プースープトートムンモラドック)は、自身が受け取っていて残存する物を返還しないといけないが、遺産所有者(チャオムーンモラドック)は、その遺産を維持管理(ポッパクハクサー)するための費用その他を、相続人(プースープトート)に補償(トッテーン)しなければならない。

判決で死亡したものとされた者がまだ生存していたが、裁判所の判決を受けた日から、動産(サップクーアンティー)については 3 年、不動産(サップコンティー)については 6 年の期間内に自身の物を取り戻す請求(トゥワンターオアオ)をしないときは、当該物は相続人のものとなる(トクペンコーン…)

第 568 条 相続の開始(ポート)の日時

相続(ガーンスープトートムーンモラドック)の開始(ポート)は、遺産所有者(チャオムーンモラドック)が死亡した日時(ワンウェラー)から(ナブテー)起算する(ルーム)。遺産所有者(チャオムーンモラドック)が裁判所から死者であるとの判決を受けた場合は、裁判所の判決が確定した日時を相続開始(ポート)が起算する日時とする(トゥアオ)。

第 569 条 相続の開始(ポート)場所

相続開始(ポート)場所は、遺産所有者(チャオムーンモラドック)の最後の住所(ボーヌューパチャムスッターアイ)であり、遺産所有者(チャオムーンモラドック)の住所が不明であるか又は複数ある場合は、主要(ローンターンサムカン)な遺産のある場所を開始(ポート)場所とする(トゥアオ)。

第 570 条 分割(ガーンベーンパン)の為に使われる遺産

相続人に分割される遺産は、以下の順序に沿って費用を差し引いて(ハク)、残ったものである：

1. 埋葬葬式(ミヤンカープソンサガーン)の費用；
2. 遺産所有者(チャオムーンモラドック)の負債；
3. 相続費用、例えば遺産の維持管理(ポッパクハクサレクムコーン)、税金(カータムニヤム)及びその他の費用。

第 571 条 相続の種類

相続は以下の 2 種類がある：

1. 法律による相続(法定相続)；
2. 遺言による相続。

第 2 章 法律による相続

第 572 条 法律による相続(法定相続)

法律による相続とは、この法典に定めるところに従い相続人が遺産を受け取る(ハップアオ)ことである。

第 573 条 法律による相続が行われる場合

法律による相続は以下の場合(ナイコラニー)に起きる:

1. 遺言が作成されていない遺産(ムーンモラドック);
2. 遺言が無効である(ピナイカムペンモカ);
3. 遺言による相続人が相続開始(プート)前に死亡する;
4. 遺言による相続人が相続を受け取らない(ボーハップアオ);
5. 遺言による相続後に残った遺産。

第 574 条 法律による相続人(プースープトートムーンモラドック)

法律による相続人は以下のとおりである:

1. 遺産所有者(チャオムーンモラドック)の実子、養子、継子に加え、胎児(デクユーナイトーン)も相続権を有し、胎児の母がその相続財産を管理する;
2. 遺産所有者(チャオムーンモラドック)の生存する夫又は妻;
3. 遺産所有者(チャオムーンモラドック)の父、母、[父方の]祖父、[父方の]祖母、[母方の]祖父、[母方の]祖母、曾祖父母;
4. 遺産所有者(チャオムーンモラドック)の兄(アーカイ)、姉(ウーアイ)、弟妹(ノーン)、叔父叔母(ルン、パー、アーオ、アーカー、ナーバーオ、ナーサーオ)、甥(ラーン)、姪(レン);
5. この法典に規定されている国家又は法人又はその他の人。

第 575 条 遺産を受け取る順序(ラムダップ)

この法典 574 条に定めているところに従い遺産を相続人に分割するにあたっては、遺産所有者(チャオムーンモラドック)に最も近い(サンチャム)親族(ニヤート)が先に相続する者となる。次に近い順位(ラムダップ)にある者については、遺産所有者(チャオムーンモラドック)に最も近い親族がいない場合のみ、受け取る。

第 576 条 生存する夫又は妻と子との間の遺産の分割(ベーンパン)

夫又は妻が妻又は夫と子を残して死亡する場合、子が遺産所有者(チャオムーンモラドック)の婚前財産(サップドゥーム)の 4 分の 3 を受け取る権利を有し、残りの 4 分の 1 は生存する妻又は夫が受け取る者となる。

婚姻財産(シンソムサーン)については、半分に分割(ベーンパン)し、半分を生存する妻又は夫に与え、残りの半分を子らで均等(プートサムー)になるよう分割(ベーンパン)する。

第 577 条 死亡した者の子らの間の遺産の分割(ベーンパン)

遺産所有者(チャオムーンモラドック)の子らの間の遺産の分割は以下のように行う:

1. 遺産所有者(チャオムーンモラドック)に実子のみがある場合、婚姻財産と婚前財産の全てがその者らに承継され(トクトート)、均等に分割される。但し、この法典の 576 条に規定する場合はこの限りでない;
2. 遺産所有者(チャオムーンモラドック)に実子、養子及び継子がある場合、その者の婚姻財産にあたる部分については本条 1 号に従って均等に分割する;
3. 養子は死者の婚前財産にあたる部分について、実子と同様に受け取る権利を有し、継子については死亡した継父又は継母の婚前財産にあたる部分を受け取る権利を有しない;
4. 養子は、これに加えて自身の当初父母の遺産を相続する権利を有しない。但し当初父母から自身に対して贈与(モープハイ)する旨の遺言がある場合のみはこの限りでない。

自ら若しくは自らの財産で父母を死亡するまで日常的に世話介護(リヤンドゥー、ブンニエーンレピーンポワ)し、葬式埋葬(ミヤンカープソンサガーン)を行うか又は遺産所有者の財産の管理に寄与して増加させた実子、養子、継子については、遺産所有者の遺産の分割分を他より一単位多く受け取る。

第 578 条 生存する夫又は妻と直系血族(ニャートサーイタン)との間の遺産の分割

子のいない夫又は妻が死亡したが妻又は夫及び直系血族がいる場合、遺産の分割は以下のとおり行う：

1. 生存する妻又は夫は遺産所有者(チャオムーンモラドック)の婚前財産の 3 分の 1 にあたる部分を受けとり、残りの 3 分の 2 は遺産所有者(チャオムーンモラドック)に最も近い直系尊属(ニャートサーイタンブーアントゥン)が均等に分割する；
2. 生存する妻又は夫は、死亡した者が持つ婚姻財産の全てを受け取る。

第 579 条 直系血族の間の遺産の分割

遺産所有者(チャオムーンモラドック)に子がなく、夫又は妻もない場合、全遺産は最も近い直系血族が均等に分割する。

第 580 条 夫又は妻と傍系血族との間の遺産の分割

遺産所有者(チャオムーンモラドック)に子がなく且つ直系血族もないが、その夫又は妻がいるときは、遺産所有者(チャオムーンモラドック)の最も近い傍系血族が、遺産所有者(チャオムーンモラドック)の遺産のうち婚前財産の半分のみを受け取り、残りの半分及び婚姻財産の全部は、生存する妻又は夫のものとなる(トクペンコーン…).

最も近い傍系血族の間の遺産の分割(バーンパン)は、均等に分割(バーンパン)する。

第 581 条 傍系血族の間の遺産の分割

遺産所有者(チャオムーンモラドック)に子がなく、夫又は妻もなく、直系血族もない場合、全遺産は最も近い傍系血族が均等に分割する。

第 582 条 夫又は妻のみがいる場合の相続

死亡した夫又は妻に子がなく、直系血族もなく且つ傍系血族もない場合、その者の遺産は生存する妻又は夫が全部相続する。

第 583 条 家長(ホワナーコープコワ)及び使用人(プーハップサイ)の間の相続

家長が、夫又は妻、子、直系血族及び傍系血族なく死亡したときは、3 年以上家庭内(ナイコープコワ)にいた使用人は、その遺産を相続する。

使用人が、本条 1 項に規定するところに従い相続人なく死亡したときは、同じように家長が使用人の遺産を相続する。

遺産所有者(チャオムーンモラドック)に夫又は妻、子、直系血族、傍系血族がないが、死亡した遺産所有者の世話手伝い(ブンニエーンスワイルア)、埋葬葬式(ミヤンカープソンサガーン)を行った者がいるときは、その者は、裁判所の判決に基づいて遺産を相続する権利を有する。

第 584 条 僧(ピック)、見習僧(サーマネン)又はその他の宗教者(ナックボワット)の相続

僧(ピック)、見習僧(サーマネン)又はその他の宗教者(ナックボワット)は、出家前又は出家中に得た財産を法律の定めにより個人又は組織に贈与、条件付贈与、又はその趣旨の遺言をするとともに、自己の財産を法律によりその他の相続人に与え

る権利を有する。

僧、見習僧又はその他の宗教者が、この法典の 585 条 1 項に規定するところに従い相続人なく又は個人、組織若しくは団体に贈与(モープサップ)することなく死亡したときは、その全財産(サップタンモット)はかかる者が所属する寺又は宗教施設のものとなる(トクペンコーン)。

第 585 条 他の相続人のない遺産

何人かが死亡して、相続人がなく又は相続人がどこにいるのか分からず、6 ヶ月間請求する者がないときは、その全遺産は国家が管理(クムコーン)する。

この法典の 608 条に定められている時効が成立した場合、かかる遺産は国の所有になる。

公証役人(ナーイタビヤンサーン)又は村長が、埋葬葬儀(ミヤンカーピソンサガーン)、伝統に基づく宗教儀式(ヘットブンキンターン)及び死者の債務の弁済のために、遺産所有者(チャオムーンモラドック)の財産(サプソンバット)からその分を取り分ける。

第 586 条 別居している夫婦の相続権

別居しているが未だ法律に従って離婚していない夫婦は、一方が死亡した場合、相互に(コーンガンレガン)相続する権利を有する。

第 587 条 慰謝料 (カーポワペンチッチャイ) の分割

慰謝料や死亡補償金は、3 等分に分けて、死者の両親、夫又は妻と子どものそれに均等に(プーラプー)与える。死者に子どもがいない場合は、2 等分に分けて、死者の両親、夫 又は妻のそれに均等に(プーラプー)与える。死者に親が居ない場合は、2 等分に分けて、死者の夫又は妻と子どものそれに均等に(プーラプー)与える。死者に親も子どもが居ない場合は、生存する夫又は妻の一人に与える。他の場合は、精神的損害の慰謝料や死亡補償金の分け方は、この法典の第 VIII 編に基づいて定める規定に従う。精神的損害の慰謝料や死亡補償金を分ける前に、死者の葬儀費用、供養費、借金返済費及び他の債権などの支払い済ませてからである。

第 588 条 代わりの相続人 (代襲相続人) (プースープトートムーンモラドックテーンティーガン)

法律による相続人が遺産所有者(チャオムーンモラドック)よりも先に死亡した場合、その者の相続人がその者に代わって相続する(スープトートムーンモラドックテーン ...)権利を有する。この代わりの相続人(プースープトートムーンモラドックテーン)が死亡した場合、その更なる相続人が代わって遺産を受け取り、その後も同様とする。

第 589 条 代わりの相続 (代襲相続) の要件

代わりの相続人 (代襲相続人) は以下の要件を満たさなければならない：

1. 法律による相続人であること；
2. 先に死亡した者の遺産を相続する権利を有する子であること。

第 3 章 遺言による相続

第 590 条 遺言(ピナイカム)

遺言は物(サップ)を人、法人又は組織(ガーンジャッタン)に贈与するという、文書又は口頭による物の所有者(チャオコーンサップ)の意思の表示である。

遺言は物の所有者(チャオコーンサップ)が死亡したときから法的効力を有する。

第 591 条 遺言を行う権利

国民は皆、この法典の 593 条に定めるところにより、死ぬ前に自身の意思を表示することで、遺言を行い、自身の所有する財産(サプソンバット)を一人若しくは複数人に、国家機関、共同体及び社会組織、基金(ゴートゥン)、財団(ムンニティ)その他に譲渡しまたは礼拝(サッカーラブーサー)のため若しくは働くことができない親族(ニヤートピーノーン)を扶養(ハクサー)するため、一部を保留(サグワン)する権利を有する。

第 592 条 遺言を行う権利の範囲 (コープケート)

生存する物の所有者 (チャオコーンサップ) による遺言は、以下の範囲で行う：

1. 子どもが 1 人いる物の所有者 (チャオコーンサップ) は、その者の所有する全財産の半分を超えない分で他人に贈与する遺言を作成することができる；
2. 子どもが 2 人いる遺産所有者 (チャオムーンモラドック) は、その者の所有する全財産の 3 分の 1 を超えない分で子ども (ルーク) 又は他人に贈与する遺言を作成することができる；
3. 子どもが 3 人以上いる遺産所有者 (チャオムーンモラドック) は、その者の所有する全財産の 4 分の 1 を超えない分で子ども (ルーク) 又は他人に贈与する遺言を作成することができる。

本条 1 項で規定する分量を超える遺言を行うときは、超える部分については無効とし (トゥーワー) 法律による相続に従って分割する。

第 593 条 遺言作成の形式(フープガーン)

遺言は以下の 2 つの形式で作成することができる：

1. 文書による遺言；
2. 口頭による遺言。

第 594 条 文書による遺言

文書による遺言は以下のとおりに行う：

1. 遺産所有者 (チャオムーンモラドック) 自身による遺言の作成(ガーンキヤン)；
2. 他人に書かせる遺言の作成(ガーンキヤン)は、最低 3 人の証人が関与する必要であるが、遺言の開封又は相続の開始(ポート)まで秘密にして保管しなければならない。

遺言には遺言を作成した場所、日、月、年、譲る財産の種類及び量、譲渡人及び譲受人、起草者及び証人の名前及び氏を明記(ボーク)しなければならない。

譲渡人(プーモープ)、起草者及び証人は遺言に署名及び押印をしなければならない。

遺言を作成したら、のりで密封(ティットハイネーン)し又はニカワで密封(ティットドーカン)し、財産の所有者がいる場所又は隣接の公証役人によって登録(クンタビヤン)するか、その地に公証局がない場合、その土地を管轄する(ボッコーン)村役場に持つて行く。

第 595 条 文書による遺言で財産を受け取ることができない者

文書による遺言によって財産を受け取る権利を有しない者は以下のとおりである：

1. 遺言起草者；
2. 遺言作成の証人；
3. 遺言起草者又は遺言の証人の夫若しくは妻又は子。

第 596 条 口頭による遺言

死にそうな危険な状態にある為に、健康状態が悪い(スカバープオーンパーイ)為に又はその他の事由の為に、文書で遺言をすることができない物の所有者(チャオコーンサップ)は、証人に知らしめて口頭による遺言をすることができる。

上記証人は、遺産所有者(チャオムーンモラドック)の全ての指示(コークワーム)を公証局若しくは村役場に通知(ジェーン)し、その物の所有者(チャオコーンサップ)が書面による遺言をすることができない理由を説明しなければならず、公証局及び村役場はその全ての指示を記録しなければならない。

口頭による遺言は、物の所有者(チャオコーンサップ)が健康を回復(スーサバープ)して 1 ヶ月を経過(ガエイ)したときは、効果を有しない。

第 597 条 補欠相続人(プースープトートサムホーン)

物の所有者(チャオコーンサップ)は、相続人その人が遺言の開封又は相続前に死亡するか又は遺言にそって遺産を受け取らない場合のために、遺言で定めた相続人に代えるため、遺言で補欠相続人を定める権利を有する。

第 598 条 遺言により相続する(スープトート)者の権利

法律による相続人で遺言によても相続する者は、法律に従って承継(トクトート)する相続分(プートスワンムンモラドック)もまた、別途受け取る権利を有する。

第 599 条 遺言による遺産管理人(パークムコーンムーンモラドック)

物の所有者(チャオコーンサップ)は、その者が遺言で遺産を成年に達しない者又は精神障害者に譲ろうとするときは、遺言で遺産管理人を定める権利を有する。

その遺産管理人は、自身に代えて他人を遺産管理人として定めることができる。但し、物の所有者(チャオコーンサップ)が遺言で別途定めるときはこの限りでない。

第 600 条 遺言の変更又は取消(ロップラーン)

物の所有者(チャオコーンサップ)は、いつでも新たな遺言を作成するにより、自ら作成した遺言を変更又は取り消す権利を有する。

新たに作成(ヘット)される遺言は、古い遺言の抵触するものを部分的に又は全部変更し又は取り消すものである。

第 601 条 遺言の失効(トクペイ)事由

作成された遺言は以下の事由により失効する：

1. 遺言による相続人が遺産所有者(チャオムーンモラドック)より先に死亡する；
2. 遺言による相続人が、自身が遺言に基づいて受領する権利を有する部分について放棄(サラ)する；
3. 遺言によって承継される財産(サプソンバット)が滅失(スーンハーハイ)するか又は相続開始前に遺産所有者(チャオムーンモラドック)によって破壊(タムラーアイ)される；
4. 当該遺言がこの法典の 602 条に定めるところに従い無効であると認識(ハップフーワー)されたとき。

第 602 条 無効遺言

遺言は以下の場合に無効となる：

1. 行為無能力者によって作成された遺言；
2. 目的が不明確な遺言；

3. 強要、詐欺又は偽造によって作成された遺言；
4. この法典の 595 条に定めている者に対し物を譲る(モープ)遺言。

第 603 条 遺言執行者の選任

遺言執行者は以下の者によって選任される：

1. 物の所有者 (チャオコーンサップ)；
2. 遺言で指定された者又は相続権を有する者の一人；
3. 物の所有者 (チャオコーンサップ) が遺言執行者を定めていないとき、選任された者が死亡した時、失踪したとき、行為能力を有しないとき、誠実に執行しないとき又は執行できないときは、遺産の関係者の申立てにより、人民裁判所 (サーンパサソン)。

第 604 条 遺言執行者の権利及び義務(パンタ)

遺言は物の所有者 (チャオコーンサップ) が死亡した時から執行する。

遺言執行者は遺言を執行して現実の効果を挙げるために必要且つ適切なことを行う権利を有する。

遺言執行者は遺言の執行にあたり報酬を受け取らないが、遺産の維持及び管理に必要な費用の補填(トッテーン)を受ける権利を有する。

遺言執行者は、遺言の執行について相続人に報告する義務を有する。

第 605 条 遺言の開封(プート)

遺産所有者(チャオムーンモラドック)が死亡した後、遺言を保管(ハクサー)する村長又は公証役人は、15 日以内に、遺言を持っていき相続権を有する者 (プーミーシットスープトートムンモラドック) の面前で開封しなければならない。

第 4 章 遺産の承継、放棄、相続権喪失

A. 遺産の承継(ガーンハップ)及び放棄(ガーンサラ)

第 606 条 相続開始の申立(サヌー)

相続権を有する者 (プーミーシットスープトートムンモラドック) の一人は、遺産所有者(チャオムーンモラドック)が死亡した後、いつでも相続開始を申し立てる権利を有する。但し、別段の定めが遺言にあるか又は合意されているときはこの限りでない。

成年に達していない相続権を有する者がいるときは、相続の開始は、その者が成年に達するまで停止(ニュッ)ができる(チャ…コダイ)。その期間(ナイウェラーナン)に相続の開始をする場合は、公証役人又は村長が確認(ヤンユーン)のために立ち会わなければならない。

いかなる場合であっても(ナイコラニーダイコーターム)、夫又は妻が死亡して生存する者が新たに妻又は夫を得るときは、子は、その相続の開始を申し立てる権利を有する。

第 607 条 遺産目録の作成

遺産分割(ガーンベーンパンムーンモラドック)の前に、以下の様に遺産所有者(チャオムーンモラドック)の各種の財産(サプソンバット)目録を作成しなくてはならない：

1. 婚前財産と婚姻財産；
2. 遺産所有者(チャオムーンモラドック)が死亡する前に他人との間で貸し、借り若しくは預け又は担保に供し、他人にだまし取られ(ソーコーン)、騙され(ピッパン)、着服(ニヤクニヨークアオ)された財産(サプソンバット)；

3. 埋葬葬儀(ミヤンカープソンサガーン)の費用及び遺産所有者(チャオムーンモラドック)の負債(ニーシン)。

収支(ラーイハップ-ラーイジャーイ)の清算(ササーイ)が完成した後、相続人は当該物(サップダンガオ)をそれぞれの割合に沿って分割する。

第 608 条 遺産請求の時効

遺産の請求(ガントウワンアオ)は、遺産所有者(チャオムーンモラドック)が死亡した日から 3 年間することができる。前記期間を経過したときは、請求権(シットナイガントウワン)は消滅(トクパイ)する。但し、相続権を有する者が、遺産所有者(チャオムーンモラドック)の死亡後 18 歳に達していない場合又は十分な理由がある場合はこの限りでない。

第 609 条 相続権を有する者の一人の管理下にある遺産の分割申立

未だ分割していない遺産を管理する相続権を有する者は、この法典の 608 条に規定する時効期間が経過した場合であっても、いつでも当該遺産の分割を申し立てる権利を有する。

第 610 条 遺産の承継(ハップ)

法律による相続権を有する者は、自身の遺産を受け取る(ハップアオ)という意思を相続が開始(プート)した村の統治機構(オングーンポッコーンバーン)に対して表示してはじめて遺産を承継(ハップ)する者であるとされる。

遺言による相続人は、自身の遺産を受け取る(ハップアオ)という意思を、遺言を受け取り保管する公証局(ホンガーンタビヤンサーン)に対して又は公証局がない土地の村の統治機構に対して表示して初めて遺産を承継(ハップ)する者であるとされる。

遺産の受け取り(ハップアオ)は、相続が開始(プート)した日から 6 ヶ月の期間内にしなければならない。

相続権を有する者の 1 人が相続を放棄したときは、その放棄した者の相続分を承継しようとする者は、自身の当該遺産を受け取る(ハップアオ)という意思をその残りの期間内に表示しなくてはならない。残りの期間が 3 ヶ月以下であるときは、承継しようとする者は、裁判所(サーン)に期間の延長を申し立てる(ホンコー)権利を有するが、3 か月を超えてはならない(ボーハイ)。

公証役人(ナーアイタビヤンサーン)又は村長は、証拠するために相続権を有する者人に対して遺産承継(ハップ)の証明書を発行しなければならない。

第 611 条 期間内に受領(ハップアオ)されない遺産

まだ物のままである(ニヤンコンペンワットウドゥーム) 遺産が、いずれかの相続権を有する者の持分となつたが(トクペンプートコーン…), この法典の 610 条 3 項に定める期間内に受け取られず、他の相続権を有する者が受け取り(ハップアオ)又は国家に譲られた(モープ)ときは、その遺産は、受け取らなかつた相続人が、遺産を受け取つた相続権を有する者又は国家から同意を得た場合に限り、その者に返還することができる。同意を得られない場合、裁判所は、その者に十分な理由があるときは、その者に譲渡する判決(ペンプータッシンハイ)をする。

法律による又は遺言による相続権を有する者が相続の開始(プート)後、未だこの法典の 610 条 3 項に定める期間に従つてその者の持分となる遺産を受け取らず(ボータンダイハップアオ)死亡した場合、その者の相続権を有する者がその遺産を受け取る(ハップアオ)者となる。

第 612 条 遺産の放棄(サラ)

法律による又は遺言による相続権を有する者は、自身の分の遺産を放棄して、人、法人、国家機関、財団、基金(ゴーントゥン)に譲渡する(アーサラ…ハイ)。遺産の放棄は相続開始(プート)の日から 6 ヶ月の期間内に行う。

法律による遺産を放棄する者は、村組織に対して、自身の意思を、その譲渡する者の名前を示しつつ書面で表示しなければならない。

遺言による遺産を放棄する者は、公証局の役人(サムナックガーンタビヤンサー)に對して、その譲渡する者の名前を示しつつ書面で表示しなければならない。

譲渡する者の名前を示さなかった場合は、当該遺産は法律に従い他の相続相続権を有する者のものとなる。

相続権を有する者がこの法典 610 条 3 項に定める期間内に承継の意思表示をしないときは、その者は放棄した者であるとし、当該遺産は法律による他の相続権を有する者のものとなる(トクトートペン)。

第 613 条 行為無能力者の遺産放棄

18 歳の成年に達していない又は精神障害者(ペーペンバーシアチット)である相続権を有する者は、父母又は後見人の同意がない場合には、遺産を放棄することができない。

第 614 条 遺産を放棄した者の権利

自己が持分として承継した遺産を他人に対して放棄した相続権を有する者は、代襲相続をする権利をなお有するが、それは既に自己が放棄した部分(プート)ではない。

B. 相続権の喪失(ガーンシアシットスープトートムーンモラドック)

第 615 条 相続権の喪失

相続権を有する者は以下の場合、相続権を喪失する：

1. 遺産を騙取(ガーンソーコーン)又は着服(ニャクニヨーク)する場合；
2. 裁判所の判決により相続権を喪失する場合；
3. 法律又は遺言により相続権を喪失する場合。

第 616 条 遺産の騙取(ソーコーン)、着服(ニャクニヨーク)

自己の受け取るべき分より多くの遺産を騙取し(ソーコーン)、隠し(ピッバン)、着服し(ニャクニヨーク)たと判決を受けた相続人は、その遺産を受け取ることができず、持って行った遺産も全て返還しなければならない。

遺産の騙取、隠蔽、着服が自己の受け取るべき分より少ないか又は等しい場合は、それ以上受け取ることができない。

本条は、遺産所有者(チャオムーンモラドック)がその者に対して遺言を行った場合の、遺言による相続権を有する者には効果を及ぼさない。

第 617 条 裁判所の判決による相続権の喪失

裁判所の判決により父母たる権利(親権)を失った父母は、その子の遺産を相続する権利を有さず、子も同じように父母の遺産を相続する権利を有しないが、子が成年に達していない場合はこの限りでない。

裁判所の判決により、父母がその子を養育(リヤンドゥー)する義務を果たさないときは、その子の遺産を相続する権利を有しない。裁判所の判決により、成年に達した子が父母の扶養義務を果たさないときも、同じように父母の遺産を相続する権利を有しない。

第 618 条 法律による又は遺言による相続権を喪失する者

法律による又は遺言による相続権を喪失する者は以下である：

1. 意図的に又は未遂で、遺産を奪う(ニヤートニエーンアオ)目的で、遺産所有者(チャオムーンモラドック)又は相続権を有する者の 1 人を死なせ又は重大な傷害を負わせ(バーッジエップサーhatt)たとして判決を出された者；
2. 遺言の全部又は一部を破棄(タムラーイ)し、隠し(ピッパン)又は偽造(ポームペーン)した者；
3. 死者と同じ県又は郡におり、死亡の知らせを知り又は知るべきであったにもかかわらず、理由なく埋葬葬儀に出席せず又は別の者を代わりに出席させなかつた者；
4. 物の所有者(チャオコーンサップ)を脅して遺言の全部又は一部を作成、破棄又は変更させた(コムクー…ハイ)者；
5. 遺産所有者(チャオムーンモラドック)の生命又は健康に対して違法行為(カタムピット)を行い、重大な傷害を負わせ、身体障害者となしめまたは死亡させた者を匿った(ピッパンルースクスーアン)者；
6. 刑法典に定めるところに従い、物の所有者(チャオコーンサップ)又は相続権を有する者に対して不実の主張(ハークワームボーチンサイ…を行つたとして判決を受けた者。

上記の者は、物の所有者(チャオコーンサップ)が書面で自身の意思を表示したときのみ相続権を喪失する。但し、本条の 1 号、3 号及び 5 号によって遺産所有者(チャオムーンモラドック)が死亡している場合を除く。

上記の者が、不適切(ボーソープタム)な行い(パプート)をし、父母の管理下にとどまらず、父母が年老いて又は病気その他であり世話をできるにもかかわらずそれをしないときは、相続権を失うものとし、この法典の 617 条 2 項と同様に処理する。

第 619 条 相続権喪失の取消(ロップラーン)

遺産所有者(チャオムーンモラドック)は、この法典の 618 条に定めるところに従い、証拠又は証明の為の証人を伴う自身の意思表示によって、相続権の喪失を取り消す(アーッ)。

第 5 章 遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任

A. 遺産の管理

第 620 条 遺産の管理(ガーンクムコーンムーンモラドック)

相続権を有する者、債権者から遺産管理の申立(ホンコー)があるとき又は必要があるときは、相続が開始(プート)した村の村長若しくは公証役人(ナーサイタビヤンサーン)又は裁判所(サーーン)は、相続権を有する者又は債権者の権利利益を確実にする(ハッパカン)ために、遺産管理の強制措置(マータカーン)をとる(ワーン)か又は遺産管理人を選任しなければならない。

第 621 条 遺産管理人になる権利を有しない者

遺産管理人になることができないのは以下の者である：

1. 行為無能力者；
2. 破産の判決を受けて禁止期間(ラニヤハーム)にある者；
3. 民事訴訟法及びこの法典の 617 条及び 618 条に基づき、父母の権利を剥奪(ボ

ット) される判決を受けた者及び相続権を喪失した者。

第 622 条 遺産管理人の権利及び責務(ナーティ)

遺産管理人は以下の権利及び責務を有する :

1. 相続権を有する者全員の面前で遺産目録(バンシー)を作成する。参加できない相続権を有する者がいる場合は、遺産管理人に通知しなければならず、相続権を有する者の面前での遺産目録の作成は、最低でも全ての相続権を有する者の人数の 3 分の 2 を下回らず、遺産管理人が選任を受けた日から 1 ヶ月の期間内に終える ;
2. 相続権を有する者が遺産を受け取る(ハップアオ)前に、債権者の請求書(カムホーン)を受け付け(ハップ)、遺産所有者(チャオムーンモラドック)の負債を支払う ;
3. 各相続権を有する者にそれぞれの割合に従って遺産を分配(ベーンパン)する。

遺産管理人は遺産の管理人において報酬(バムネット)を請求する権利を有しない。但し、相続人(プースープートト)が渡す(モープハイ)ことに同意した場合のみ(タオナン)はこの限りでない。

第 623 条 行為無能力者の遺産の管理

行為能力を有しない者の遺言による遺産の管理は、この法典 599 条に従う。

法律による相続で取得し又はその遺言に定めがない場合の行為無能力者の財産(サブソンバット)の管理については、父、母又は後見人が、その者の財産の管理人(プークムコーンサブソンバット)となる。

遺産管理人の権利は、その子が 18 歳の成年に達したときは又は精神障害者が通常の健康状態に回復したときに終了する。

第 624 条 遺産管理の取消、変更

公証役人(ナーアビヤンサー)又は村長によって行われた(ワーンオーク)遺産管理の強制措置(マータカーン)が現実の状況にあわないと知れたとき又は法令(ゴッマイレラビヤップガーン)に反するときは、相続権を有する者は遺産管理の強制措置を取り消し又は変更することを検討するよう裁判所に申立(ホーンコー)をする権利を有する。

遺産管理人が自身の権利及び責務を履行しないか又は十分誠実でない(ボーダイアオチャイサイ)か又は善意(ボーリスッチャイ)で履行しないときは、相続権を有する者は、遺産管理人の選任を取り消し、新たに代わりの管理人を選任することを検討するため裁判所に申立(ホンコー)を行う権利を有する。

B. 遺産所有者の負債に対する相続人の責任

第 625 条 負債の支払(ガーンサムラニーシン)

法律による又は遺言による相続人(プースープートトムンモラドック)は、自身が受け取る相続分を超えない範囲で遺産所有者(チャオムーンモラドック)の負債を支払う責任を負う。

遺産が未だ分割されていないときは、債権者は、自身に対して負債全額を支払うよう相続権を有する者又は遺産管理人に申し出る(サヌー)権利を有する。

遺産が全て分割されたときは、債権者は、自身に対して負債を支払うよう相続人の一人に申し出る(サヌー)ことができる。相続人の一人が債権者に自身が支払わなければならない割合を超えて負債を支払った場合、他の相続人は、その者に対してその負債の支払の補填を均等に(サリヤ)しなければならない。

相続人の一人が、自身の割合に従って支払うことができない状況にあるときは、他の相続人は、その者に代わって債権者に均等に支払う(サイニーシン)責任を負う。

遺産所有者(チャオムーンモラドック)の負債の支払は、遺産(ムーンモラドック)である財産(サプソンバット)のみをもって計算する。

第 626 条 負債の請求(トゥワン)の期限(ガムノットウェラー)

債権者は、相続が開始した日から 3 年の期間内に、遺産を受け取った(ハップアオ)相続人に対して若しくは遺産管理人に対して若しくは遺言執行者に対して負債について請求(トゥワンアオ)し又は公証局の役人(サムナックガーンタビヤンサーン)若しくは相続が開始(ポート)した土地の村長若しくは裁判所に申立書を提出する(ニューンカムホーン)権利を有する。

債権者が 3 年の期間内に負債について請求せず又は自身の負債について請求する申立書を提出しない時は、債権者は権利を失う。但し、その者に十分な理由がある場合のみはこの限りでない。

第 627 条 遺産を処分する権利の範囲

遺産分割(ガーンベーンムーンモラドック)又は遺産承継の証明証を受け取るまでは、遺産を管理する後見人(プーポッコーン)又は相続権を有する者は、その遺産を処分する権利を有しない。但し以下のために支出する場合はこの限りでない：

1. 遺産所有者(チャオムーンモラドック)の世話介護(ブンニエーン、ピンポワ)又は埋葬葬儀(ミヤンカープソンサガーン)；
2. 遺産所有者(チャオムーンモラドック)の監督(ウパカーラコーン)下にある者の世話養育(ブンニエーンリヤンドゥー)；
3. 労働賃金及びその他遺産所有者(チャオムーンモラドック)の義務であるものの支払；
4. 遺産の維持管理(ポッパクハクサレクムコーン)。

第 628 条 合意できない遺産の分割

相続権を有する者の間で、遺産の分割について合意が得られないときは、裁判所が訴えに基づいて判断する。

第 IX 編 最終条項

第 629 条 執行機関(ガーンジヤッタンパティバット)

ラオス人民民主共和国の政府、最高人民法院、人民最高検察組織がこの法典を執行する。

ラオス人民民主共和国で暮らし(ダムロンシウィット)又は事業、商業若しくは技能を行うラオス人民、外国人、永住外国人並びに無国籍者、及び全ての組織は、この法典を尊重(カオロップ)し、履行しなければならない。

第 630 条 発効(ポンサクシット)

この法典は、ラオス人民民主共和国国家出席(パターンパテト)が公布(パカートサイ)の国家主席令(ラタダムラット)を出し 365 日後且つ官報に掲載した後 15 日後から効力を有する。

この法典の効力が発生する前に成立し権利及び義務を発生させた法律行為について、

その関係法の規定が適用される。但し、法律で特別の定めがある場合はこの限りでない。

この法典は、契約内外債務法、家族法、所有権法、相続法及び担保法並びにその他の法律の条文で関係する民事の特徴を持つものに代える。